

第12 給油取扱所（危政令第17条）

1 規制区分

給油取扱所は、施設の形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のとおり区分される。

区 分	危 政 令	危 省 令
屋外型給油取扱所	17 I	
航空機給油取扱所	17 I + III	26
船舶給油取扱所	17 I + III	26の 2
鉄道給油取扱所	17 I + III	27
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27の 3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27の 5
自家用給油取扱所	17 I + III	28
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	28
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27の 5
メタノール等の給油取扱所	17 I + IV	28の 2
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV	28の 2 の 3
自家用給油取扱所	17 I + III + IV	28の 2 の 3
セルフ給油取扱所	17 I + V	28の 2 の 5
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + V	28の 2 の 7
自家用給油取扱所	17 I + III + V	28の 2 の 7
屋内型給油取扱所	17 II	
航空機給油取扱所	17 II + III	26
船舶給油取扱所	17 II + III	26の 2
鉄道給油取扱所	17 II + III	27
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 II + III	27の 4
自家用給油取扱所	17 II + III	28
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 II + III	28
メタノール等の給油取扱所	17 II + IV	28の 2 の 2
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 II + III + IV	28の 2 の 3
自家用給油取扱所	17 II + III + IV	28の 2 の 3
セルフ給油取扱所	17 II + V	28の 2 の 6
C N G 等充てん設備設置給油取扱所	17 II + III + V	28の 2 の 7
自家用給油取扱所	17 II + III + V	28の 2 の 7

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

2 共通基準

(1) 危険物の取扱量

ア 給油取扱所における危険物の最大取扱量は、危政令第17条第1項第7号に定める専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること（昭62.4.28消防危第38号通知）。

イ 容器内にある危険物の合計数量は、指定数量未満とすること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

ウ 附随設備に収納する危険物の数量及前イの数量については、許可申請時等の際に資料を提出するように指導すること。

(2) 給湯用・冷暖房用ボイラー、自家発電設備及び火気使用設備器具

ア 燃料タンク

(ア) 灯油及び軽油を貯蔵する専用タンク及び廃油タンクから給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる（昭62.4.28 消防危第38号通知、昭62.6.17消防危 第60号質疑）。

(イ) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のものであり、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わないこと。

(ウ) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の耐火構造のタンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、タンク容量が2000 未満のものにあつては、ボイラー室等に設置することができる。

(エ) 燃料タンクの位置等については、火災予防条例の基準の例によること。

イ ボイラー室

(ア) ボイラー室

a 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。

b 耐火構造の専用室とするよう指導する。

c 専用室の開口部は、整備室、給油空地及び注油空地に面する部分には設けないよう指導する。

(イ) 火気使用設備

ボイラー、調理用コンロ等の火気使用設備については、火災予防条例の基準の例によること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

(3) 可燃性蒸気回収装置

可燃性蒸気回収装置は、外気に開放された部分に設置すること。ただし、可燃性蒸気回収装置をパイプスペース等に設ける場合は、可燃性蒸気が滞留しない措置が講じられていること。

(4) 通気管先端部を上屋上に設ける場合

通気管先端部を上屋上に設ける場合は、上屋上の可燃性蒸気が滞留しない構造とすること。

3 屋外営業用

前2によるほか、次によること。

(1) 危政令第17条第1項の適用

危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が1／3以下のものについては、危政令第17条第1項を適用する。

ア 給油取扱所の敷地面積

「給油取扱所の敷地面積」は、次により算定すること。

(ア) 給油取扱所の敷地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

(イ) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

イ 上屋等の空地に対する比率の算定

(ア) 危省令第25条の6に規定する上屋等の算定方法は以下のとおりである。

なお、「給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれるものであること。

I

①建築物の給油取扱所の用に 供する部分の水平投影面積	－	②建築物の給油取扱所の用に供する部分 (床又は壁で区画された部分に限る。) 販売室、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室、店 舗、整備室、洗車室、住居、本店事務所等
-------------------------------	---	---

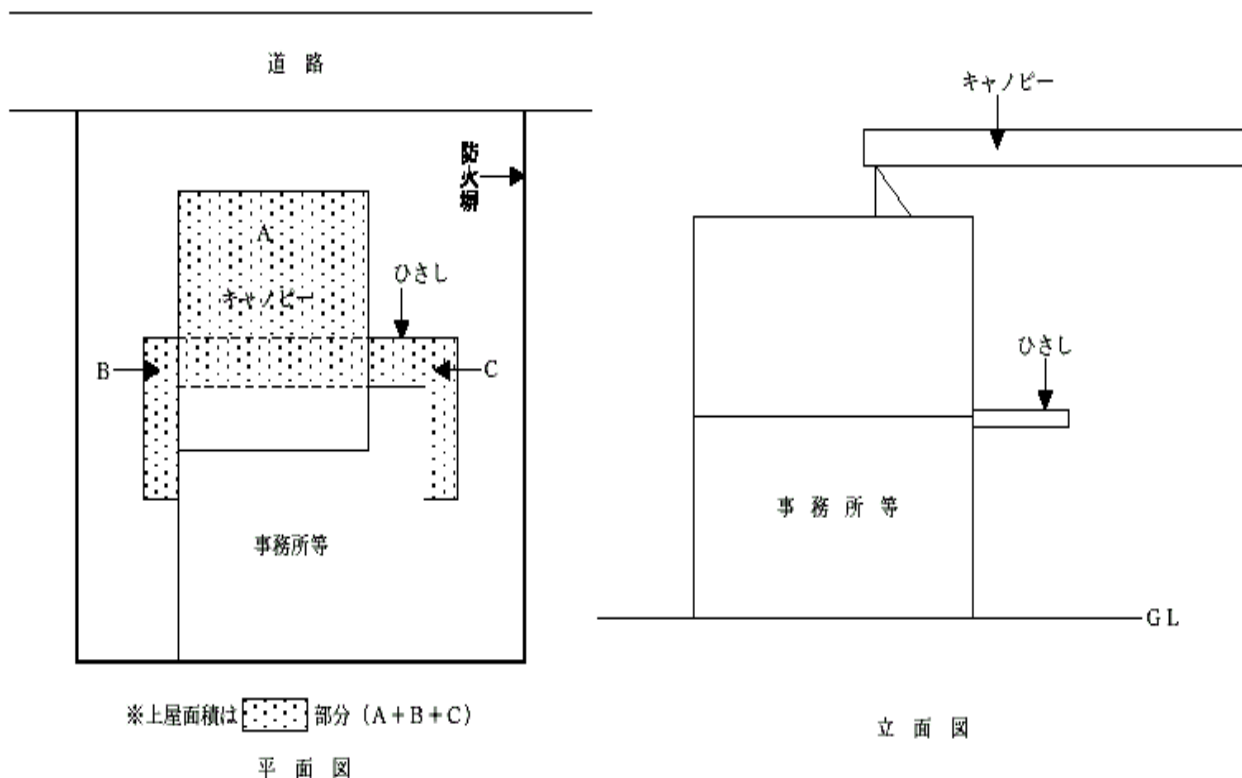
＝

③上屋(キャノピー)面積 (建物のひさしを含む)

II

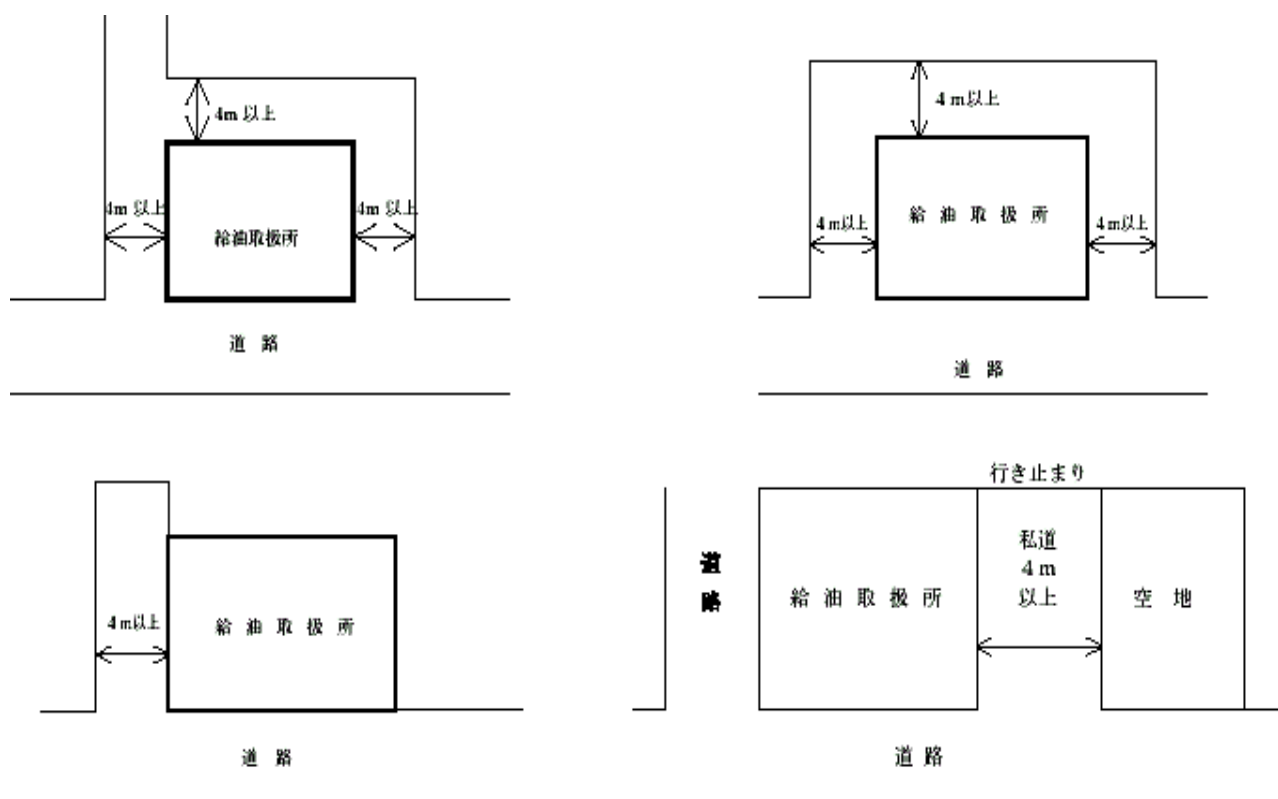
④ 給油取扱所の敷地面積	－	②	＝	⑤ 敷地内の空地面積
--------------	---	---	---	------------

$$\text{I 及び II から } \frac{\text{③}}{\text{⑤}} \leq 1/3 \text{ (屋外給油取扱所の例)}$$



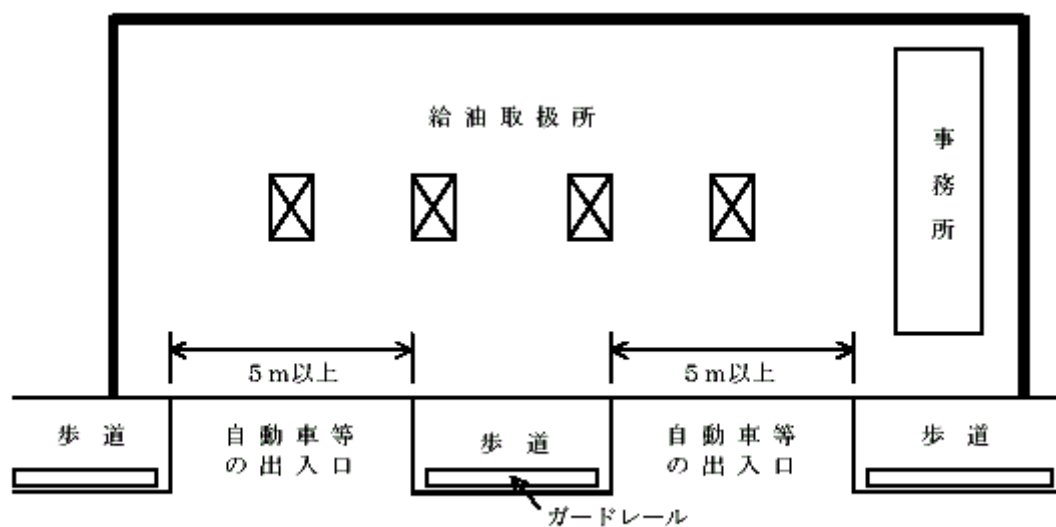
第12－1図 上屋面積の算定例

- (イ) 上屋にルーバーを設ける場合は、原則としてルーバーの部分も水平投影面積に算入すること（昭57.4.12 消防危第46号質疑）。
 - (ウ) 建築物の上屋のはりのうち、幅50cm以上のものは水平投影面積に算入すること。
 - (エ) 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。
- (2) 自動車等が出入りする側
- ア 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員が4m以上の道路（危省令第1条第1号に規定するもの）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること（昭51.11.26 消防危第34号質疑、平9.3.25 消防危第27号質疑、平10.10.13 消防危第90号質疑）（第12－2図参照）。
- なお、構内道路を設ける場合の施工条件等については、[資料編第6－2](#)により指導すること。

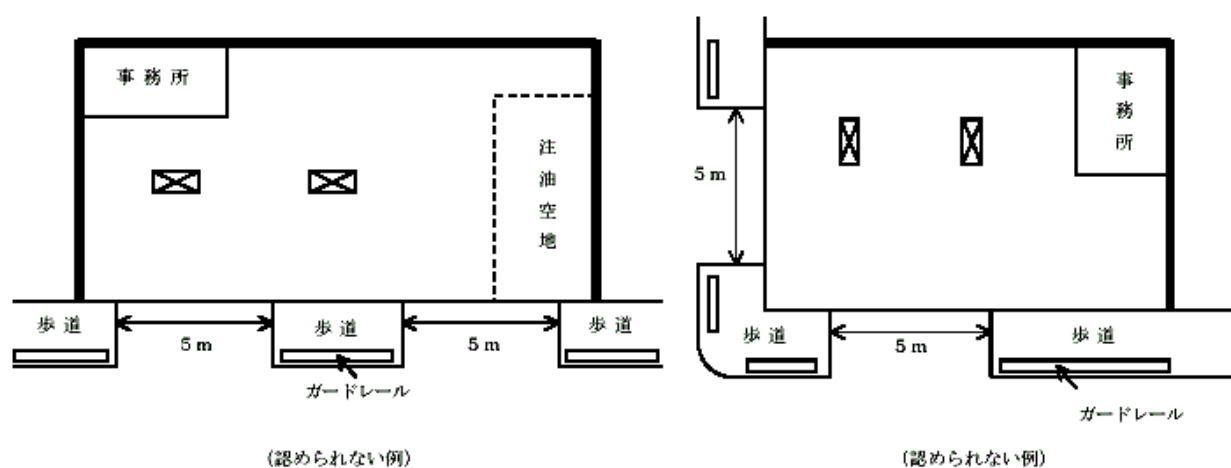


第12-2図

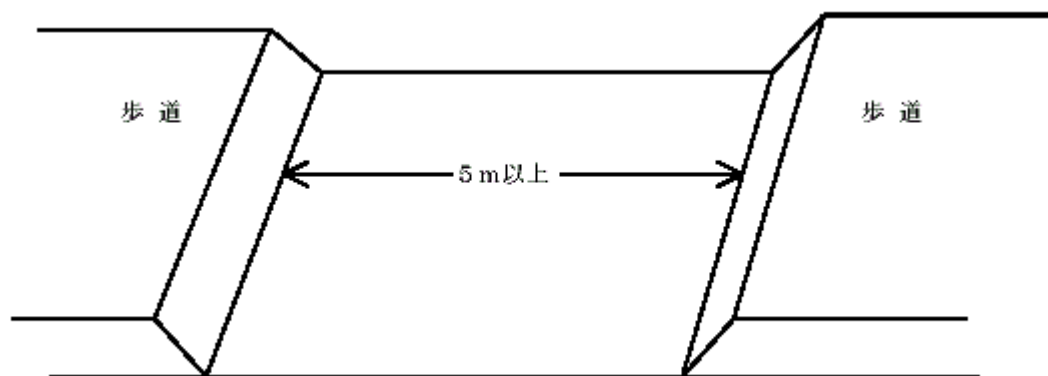
イ 危政令第17条第1項第2号の間口に面する自動車等の出入りする側に、ガードレール等が設けられている場合で幅10m以上の出入口が確保できない場合は、幅5m以上の出入口を2箇所以上設けるものとし、当該幅5m以上の出入口2箇所以上は、給油取扱所の空地のうち、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分の間口の全面にとらなければならないこと（昭45.5.4 消防危第81号質疑）（第12-3図参照）。



(認められる例)

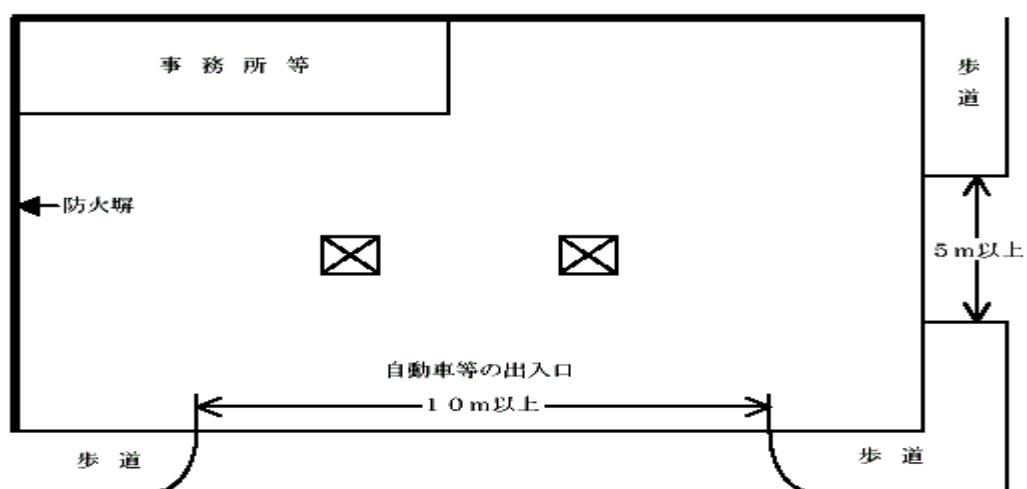


第12-3図 自動車等の出入口



第12-4図 歩道切り下げ図

ウ 前イに掲げる部分以外の部分に危政令第17条第1項第19号に定める自動車等の出入りする側を設ける場合は、当該自動車等の出入口の有効幅員は5 m以上とするよう指導する（第12-5図参照）。



第12-5図

(3) 給油空地

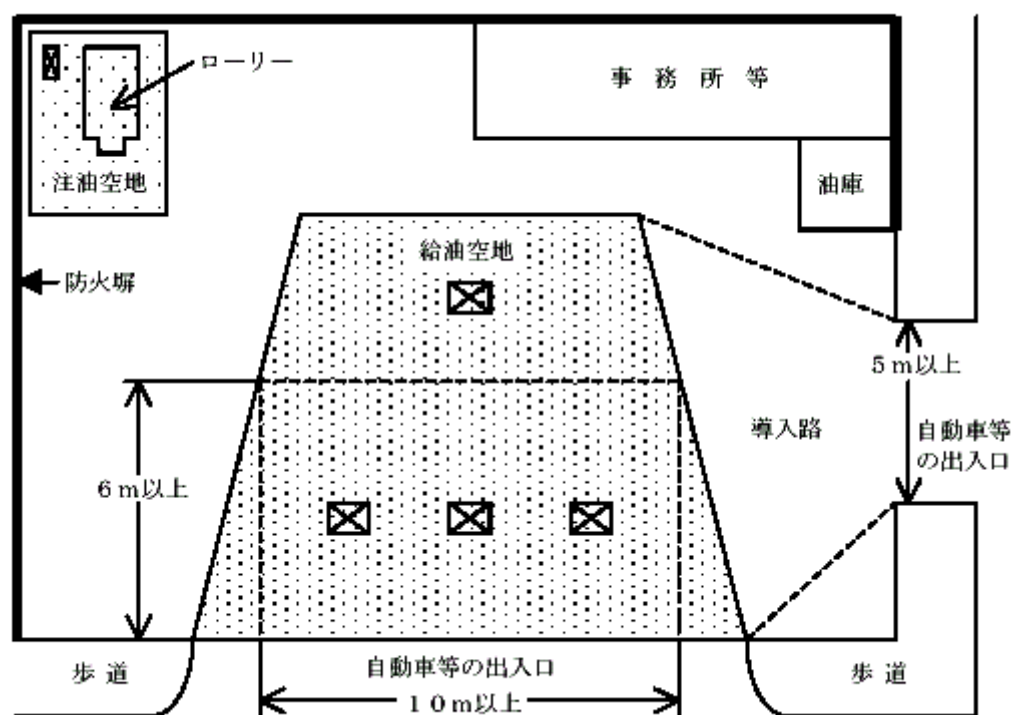
給油空地は、自動車等の出入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて（導入路を除く。）、その空地内に間口10m以上、奥行き6m以上の矩形を道路境界線に接して包含し、車両の出入り及び給油業務に必要な大きさを有していること（第12－6図参照）。

なお、導入路には、走行車両に支障となる物品等を置かないこと。

(4) 注油空地

ア 注油空地は、給油空地以外の場所に設けるものとし、容器等への小分けのみを目的とする場合は、 4 m^2 ($2\text{ m} \times 2\text{ m}$) 以上とするよう指導する。

イ 4,000ℓ以下のローリー等に注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とすること（第12－6図参照）。



第12－6図 給油空地及び注油空地の例

(5) 給油空地及び注油空地の舗装

ア 危省令第24条の16に規定する性能を有する舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがあること。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

イ 前アの舗装に加え、地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料又はJIS難燃2級以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8\ \Omega \cdot \text{cm}$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9\ \Omega$ 以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。

(6) 給油空地等の滞留及び流出防止措置

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

排出設備等の設備による措置ではなく、給油取扱所の構造で措置する必要があること。

なお、措置例としては給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があるが、地盤面の傾斜は当該給油空地等に近い道路側に可燃性蒸気が排出されるよう措置すること。

イ 危険物の滞留防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）から危険物が漏れた場合においても、危険物が空地内に滞留しないよう措置する必要があること。

なお、措置例としては空地の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があること。

ウ 危険物の流出防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が給油取扱所の外部に流出することなく、危告示第4条の51に規定する危険物の数量が貯留設備に収容されるように措置する必要があること。

- (ア) 水に溶けない危険物（第3、5(11)に定めるものをいう。以下同じ。）のみを取り扱う給油取扱所における措置例としては排水溝及び油分離装置を設ける方法があるが、この場合、油分離装置は貯留設備としての基準を満足する必要があること。

なお、油分離装置については、次によるものとする。

a 油分離装置の設置位置

危省令第24条の17第2号に規定する「火災予防上安全な場所」については、次に掲げる場所以外の部分とする。

なお、給油取扱所の建築物の出入口付近及び駐車場所（洗車後の拭取り等を行う場所を含む。）についても油分離装置を設けないよう指導すること。

- (a) 給油空地等（車両出入口、車両導入路を含む。）
- (b) 専用タンクの注入口周囲
- (c) 附随設備等が設置されている場所（附随設備等を使用する際に自動車が停車する場所を含む。）
- (d) 危政令第17条第2項第9号に規定する空地

b 油分離装置の危険物収容能力

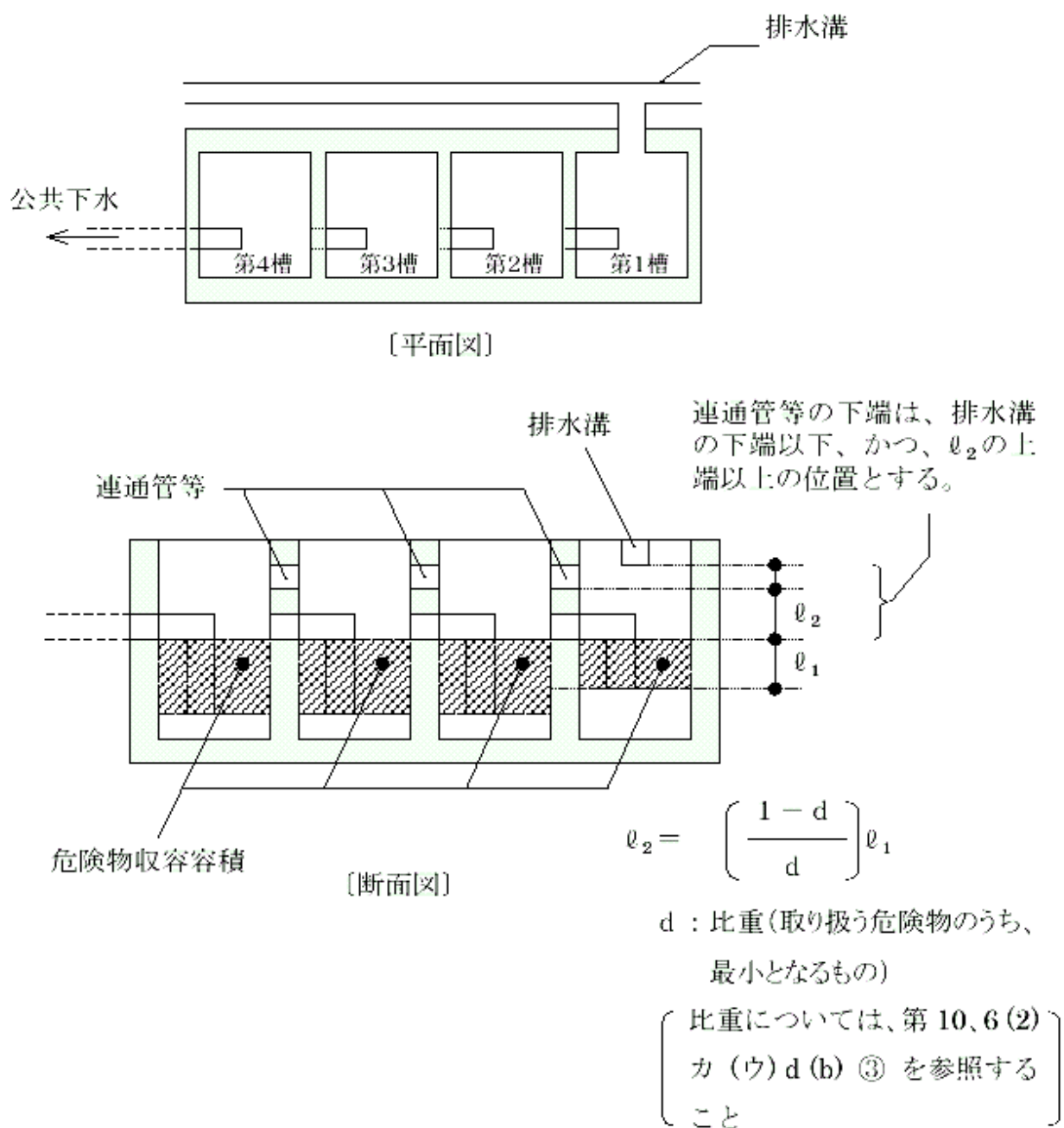
(a) 油分離装置の収容能力

油分離装置の危険物収容能力については、次図の危険物収容容積部分（網かけ）の容積によるものとし、当該部分の容積が危告示第4条の51に規定する危険物の数量以上であること。

なお、各槽における危険物のオーバーフローを防止するため、連通管又は切欠き（以下「連通管等」という。）を次図により設けること。

(b) 油水分離装置が複数ある場合の危険物収容能力

給油取扱所に油水分離装置が複数ある場合については、原則として、個々の油水分離装置すべてが前(ア)の収容能力を確保できるものであること。ただし、固定給油設備等から漏えいした危険物が複数の油水分離装置に収容されるよう措置を講じた場合は、この限りでない。



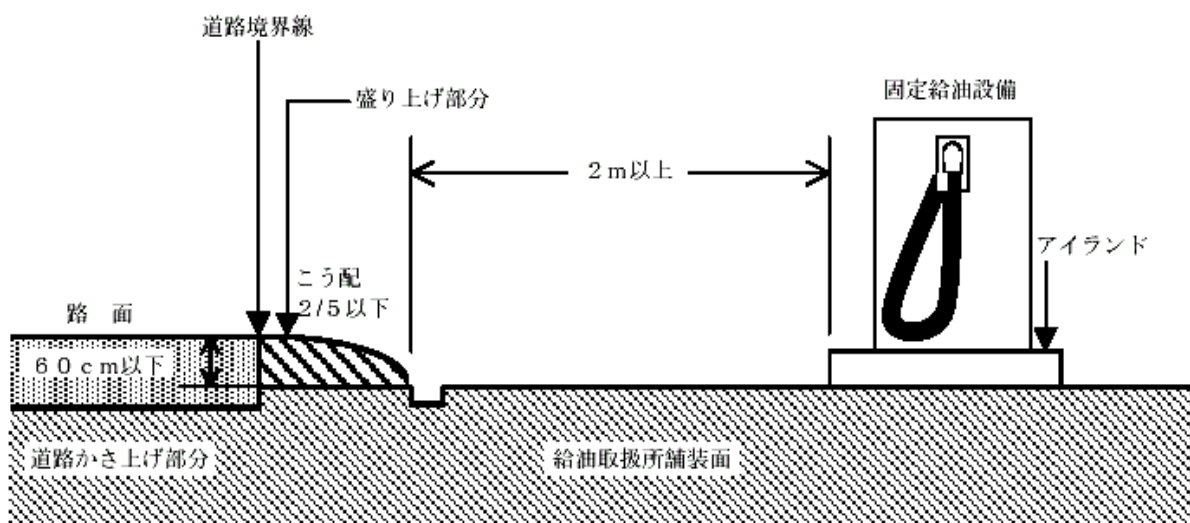
第12-7図 油分離装置の平面図及び断面図

- (イ) 水に溶けない危険物以外の危険物を取り扱う給油取扱所（水に溶けない危険物を取り扱う給油取扱所に併設するものを含む。）における措置例としては、10(2)イによる方法があること。

エ その他

給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くすることにより可燃性蒸気の滞留防止措置又は危険物の滞留防止措置を講じている給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等（かさ上げ）によって給油空地等の地盤面よりも高くなる場合は、次に掲げる措置を講ずることにより、可燃性蒸気の滞留防止措置又は危険物の滞留防止措置が講じているものとみなすことができる（第12－8図参照）。

- (ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との差が60cm以下であること。
 (イ) 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（通称「アイランド」という。）の道路に面する側から2 m以上離れていること。
 (ウ) 盛り上げのこう配が2／5以下であること。



第12－8図 給油空地の特例に関する例

(7) 防火塀

ア 防火塀の構造

- (ア) 防火塀に設けることができる開口部

防火塀に設けることができる開口部は、危省令25条の4の2第1号に規定するもののほか、次によるものとする。

- a 自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができる。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。
 b 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通ずる連絡用（避難用）出入口を設置す

る場合は、必要最小限の自閉式の特定防火設備とすること。

- c 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる場合に設ける窓は、はめごろしの防火設備（網入りガラスを用いたものに限る）とすること。
- d 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる場合に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとする。

(イ) 輻射熱を算出を必要とする開口部

前(ア)の開口部のうち、危省令25条の4の2第1号に規定するものについては、危告示第45条の52第3項に規定する式を満足する場合に限り設けることができるものであること。

この場合における、塀又は壁に設ける開口部については、次によること。（平18.

5.10 消防危第113号通知）

- a 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであることとし、当該告示で定める式を満たすかどうか判断する際には、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができる。
- b 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

イ 防火塀の高さ等

給油取扱所に隣接又は近接する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造又は防火構造以外の構造である場合は、当該外壁及び軒裏における輻射熱が危告示第4条の52第3項に規定する式（以下「危告示で定める式」という。）を満たすかどうかにより、防火塀の高さ等を算出することとし、次によるものとする（平18.5.10 消防危第113号通知、平18.9.19 消防危第191号質疑）。

- (ア) 塀又は壁の高さが2 mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を2 mを超えるものとする必要があるかどうか判断すること。
- (イ) 危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料2 災害現象解析モデルの一例4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。
- (ウ) 給油取扱所における火災の輻射熱を求める計算をする場合、次によることができる。
 - a 給油中、注油中の火災

過去の事件事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算すること。

b 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室から荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算すること。

- (エ) 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が危告示で定める式を満たすための措置が必要な部分と取り扱うことができる。（第12－9図参照）

- a 給油取扱所における火災想定をする際に、次の場所を火災の範囲として輻射熱を求めることができる。

(a) 固定給油設備における火災想定

車両給油口の直下を中心とした円

(b) 固定注油設備における火災想定

① 容器に詰め替えする場合

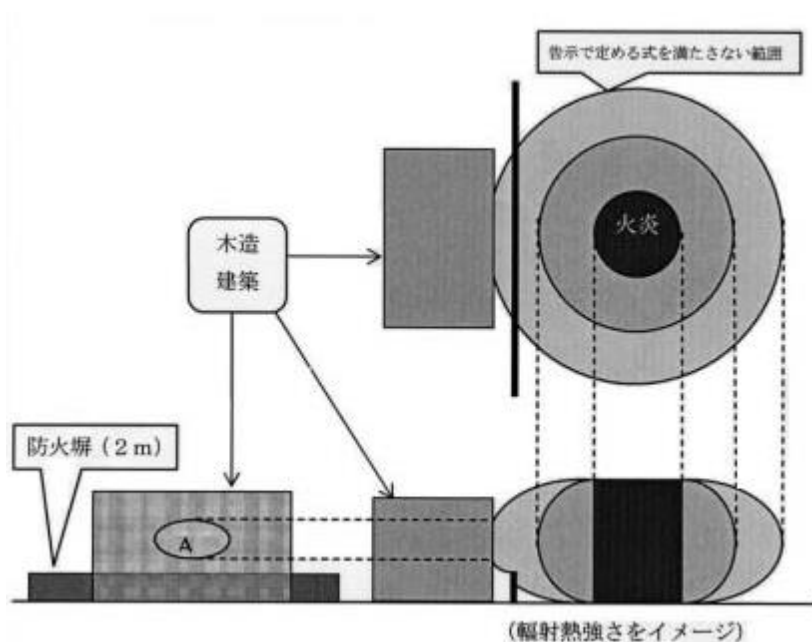
詰め替える容器を置く場所を中心とした円

② 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円

(c) 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円



第12－9図

- ウ 平成18年危政令第6号（以下「平成18年改正危政令」という。）施行前の防火塀等の取扱い（参考）

(7) 延焼のおそれのある建築物

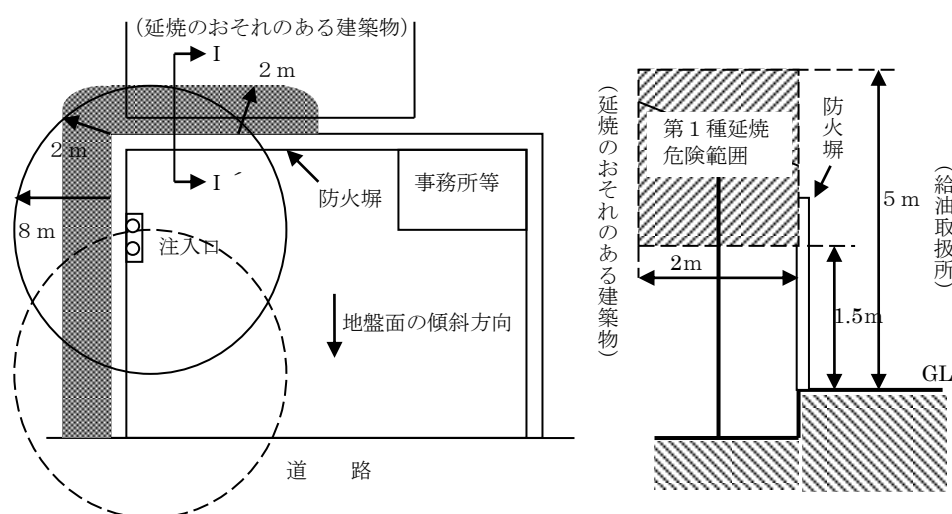
平成18年改正危政令施行前の危政令第17条第1項第12号に規定する「延焼のお

そのある建築物」とは、給油取扱所の周囲に設けた塀等に直接面する建築物のうち、次に規定する「第1種又は第2種延焼危険範囲」内にその一部を有する建築物をいう。ただし、延焼危険範囲内の部分が、防火構造又は不燃材料で造られ、当該部分にある開口部に防火設備を設けてある建築物を除く。

a 第1種延焼危険範囲

第1種延焼危険範囲とは、地下タンクの注入口を中心とする半径8 m高さ5 mの仮想円筒を給油取扱所の空地（以下「空地」という。）の地盤面の傾斜に沿って下流方向に、その中心が敷地境界線に達するまで移動させたとき、当該移動区間内で仮想円筒が接触又は交錯する塀等の部分（事務所等の裏側に該当する部分を除く。以下同じ。）からの水平距離が2 m以下で、かつ、空地の地盤面からの高さが1.5 mを超え5 m以下となる範囲をいうものであること（第12-10図参照）。

なお、注油空地周囲の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できる。



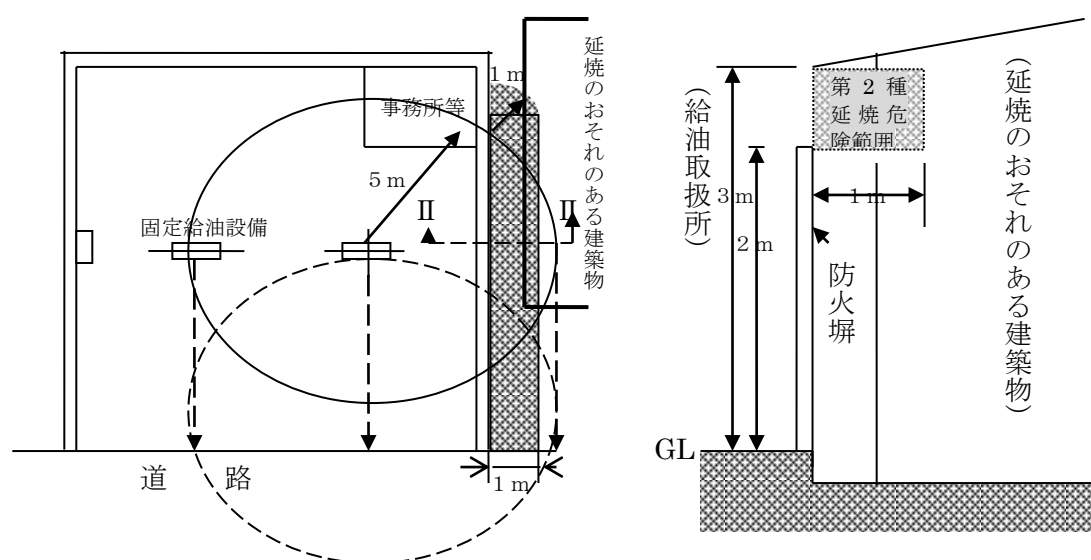
第12-10図 第1種延焼危険範囲

b 第2種延焼危険範囲

第2種延焼危険範囲とは、固定給油設備又は固定注油設備（簡易タンクに設けられた給油設備を含む。以下「固定給油設備等」という。）を中心とする半径5 m、

高さ 3 m の仮想円筒を前 a により移動させたとき、当該仮想円筒が接触又は交錯する塀等の部分から水平距離が 1 m 以下で、かつ、空地の地盤面から高さ 2 m を超え 3 m 以下となる範囲をいうものであること（第12-11図参照）。

(Ⅱ—Ⅱ 断面図)

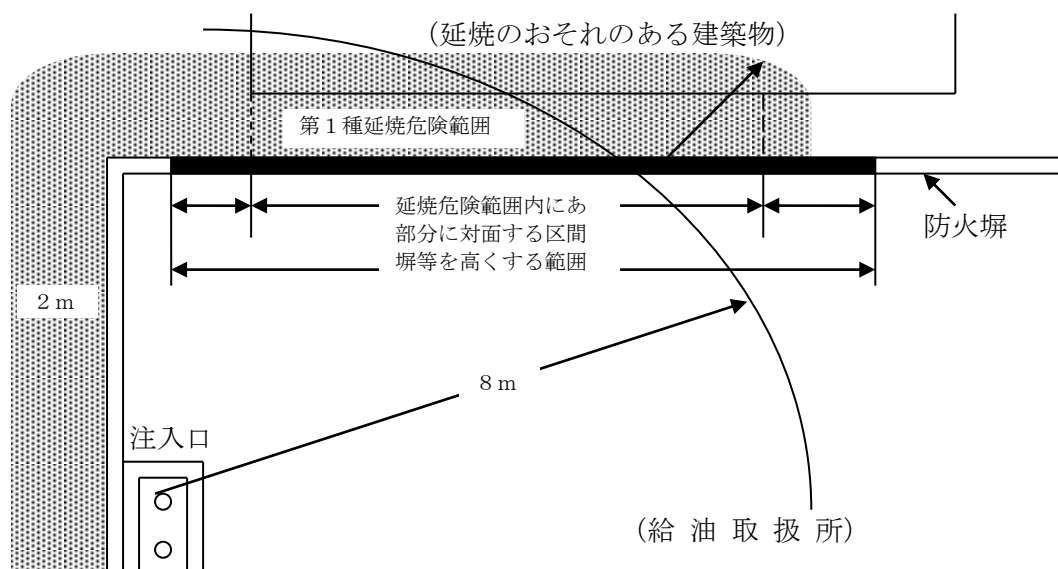


第12-11図 第2種延焼危険範囲

(イ) 塀を高くする範囲

塀を高くする範囲は、延焼のおそれのある建築物の延焼危険範囲内にある部分に対面する区間及び当該区間の両端から、第1種延焼危険範囲にある部分に対しては 1 m、第2種延焼危険範囲にある部分に対しては 0.5 m の位置までの区間とすること（第12-12図参照）。ただし、延焼のおそれのある建築物のうち、延焼危険範囲内にある部分が、防火構造又は不燃材料で造られた当該部分にある開口部に防火設備を設けていないものにあつては、当該開口部に対面する区間及び当該区間の両

端から、第1種延焼危険範囲内にある開口部に対しては1 m、第2種延焼危険範囲内にある開口部に対しては0.5 mの位置までの区間とする。



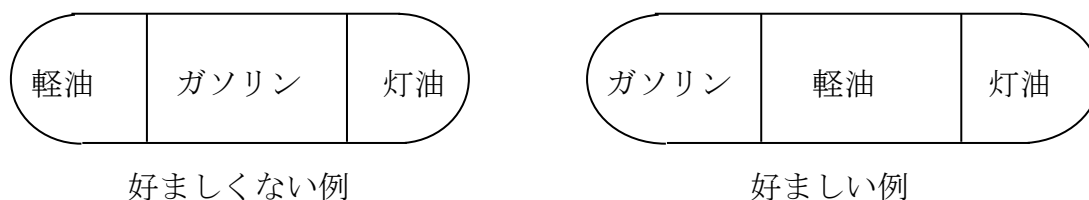
第12-12図 塀等を高くする範囲

(ウ) 防火上安全な塀等の高さ

延焼のおそれのある建築物の区分	塀等から延焼危険範囲内にある部分又は開口部までの水平最短距離	空地の地盤面から延焼危険範囲内にある部分の上端又は開口部上端までの高さ	防火上安全な塀等の高さ
第1種延焼危険範囲内にその一部を有するもの	1.0 m以下	1.5 mを超え2.0 m以下	2.5 m
		2.0 mを超え3.0 m以下	3.0 m
		3.0 mを超えるもの	3.5 m
	1.0 mを超え1.5 m以下	1.5 mを超え2.0 m以下	2.5 m
		2.0 mを超えるもの	3.0 m
	1.5 mを超え2.0 m以下	1.5 mを超えるもの	2.5 m
第2種延焼危険範囲にその一部を有するもの	1.0 m以下	2.0 mを超えるもの	2.5 m

(8) 専用タンク

- ア 専用タンクの設置方法は、第8「地下タンク貯蔵所」の例によること。
- イ 専用タンクは、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導する。
- ウ 専用タンクを2以上の室に仕切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する場合
には、ガソリンと灯油とを隣接した室としないよう指導する（第12-13図参照）。



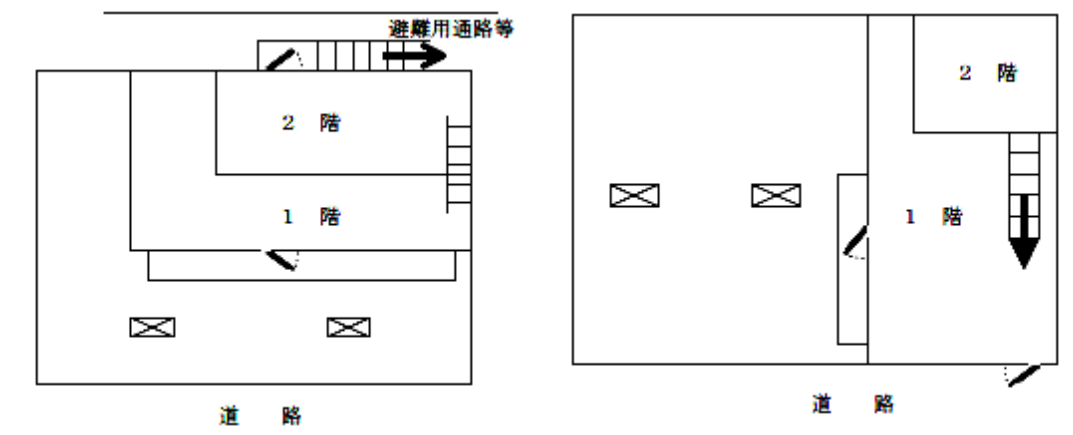
第12-13図

(9) 建築物の用途

- ア 危省令第25条の4第1項第1号の2から第4号の用途とは、壁等で区画された部分をいう。
- イ 危省令第25条の4第1項第1号の2、第2号及び第5号の用途に供する建築物の給油空地側に開口部を設ける場合は、当該窓等ははめごろしを指導する。
- ウ 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等）の設置は認められないものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。
- エ 危省令第25条の4第1項第1号の2に規定する用途には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等機能的に従属する部分も含まれるものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。
- オ 危省令第25条の4第1項に規定する用途には、トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められないものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。
- カ 危省令第25条の4第1項第2号の店舗、飲食店又は展示場は、次によること。
 - (ア) 店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付け、行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。また、ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地に面して設けない場合には、認めることができる（平9.3.25 消防危第27号質疑）。
 - (イ) 併設する物販店舗等のみの営業は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に係員以外の者を出入させないための措置を講じるとともに、物販店舗等から給油空地等の監視を指導する。また、危険物保安監督者と物販店舗等の係員の連絡体制を確立し、その内容を予防規程に規定すること（平13.11.21 消防危第127号）。
 - (ウ) キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等は、給油、灯油・

軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の用途から除かれるものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

- (エ) 危省令第40条の3の6第2項第1号の容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは、建築物の2階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造となっている場合をいうものであること（第12-14図参照）（平元.3.3 消防危第15号通知）。



第12-14図 敷地外へ直接避難できる構造例

なお、注入口、計量機の位置及び隣地の状況等を勘案し、安全に2階から屋外階段により給油取扱所の敷地内に降りた後、給油に必要な空地を通ることなく給油取扱所の敷地外へ避難できる場合は、2階部分に店舗、飲食店又は展示場を設けることができる。

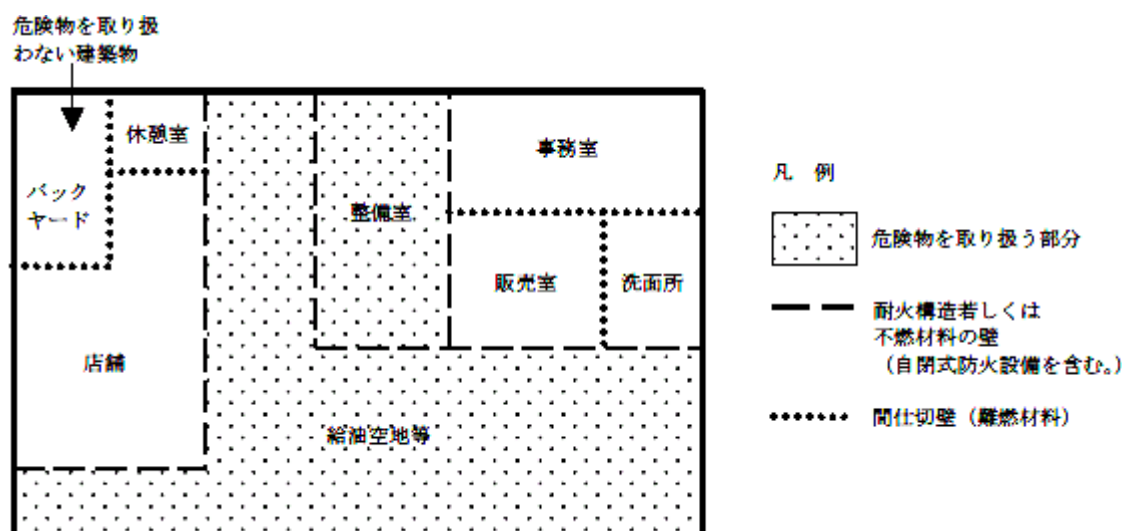
- キ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危省令第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場に含まれる。
- ク 自動車等の点検・整備を行う作業場において、作業説明等のため、係員同伴で一時的に顧客が入出入りする場合は、当該顧客を係員として扱えるものとし、「給油取扱所の係員のみが入出入りする部分」として危省令第25条の4第2項の面積から除外できる。ただし、安全上必要な注意事項を当該作業場に掲示すること（平13.11.21 消防危第127号通知）。
- ケ 危省令第25条の4第1項第5号の他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）とは、当該給油取扱所の設置者又は運営者の本店・支店等の事務所（給油取扱所従業員対象のトレーニングルーム・会議室等の関連施設を含む。）等をいうものであること。
- (10) 建築物の構造等
- ア 建築物の壁のうち、次の(イ)又は(ロ)の間仕切壁については、難燃材料（建基政令

第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）を使用できる（第12－15図参照）（平9.3.26 消防危第31号通知）。

(7) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は自閉式の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

第12-
15図
不
燃材
料以



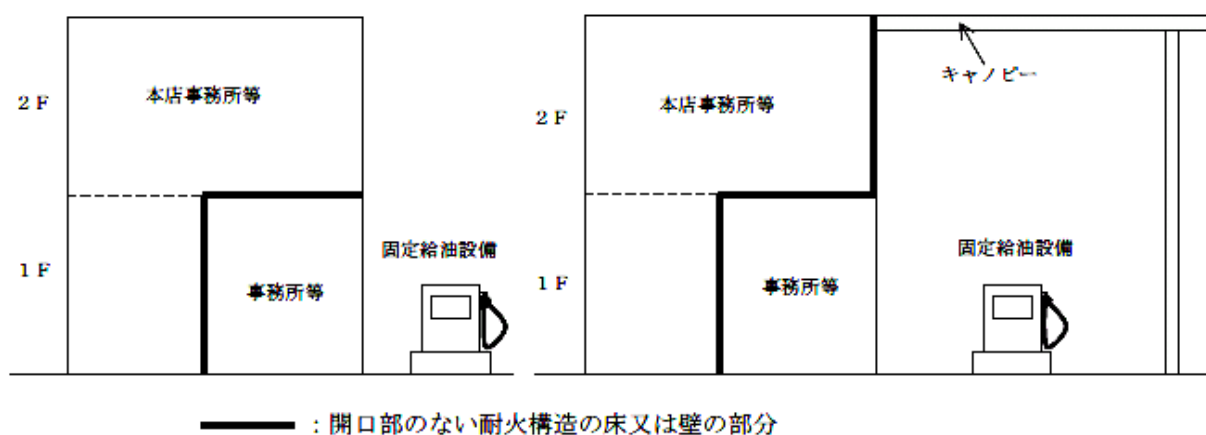
外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例

第12-15図 不燃材料以外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例

イ 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。

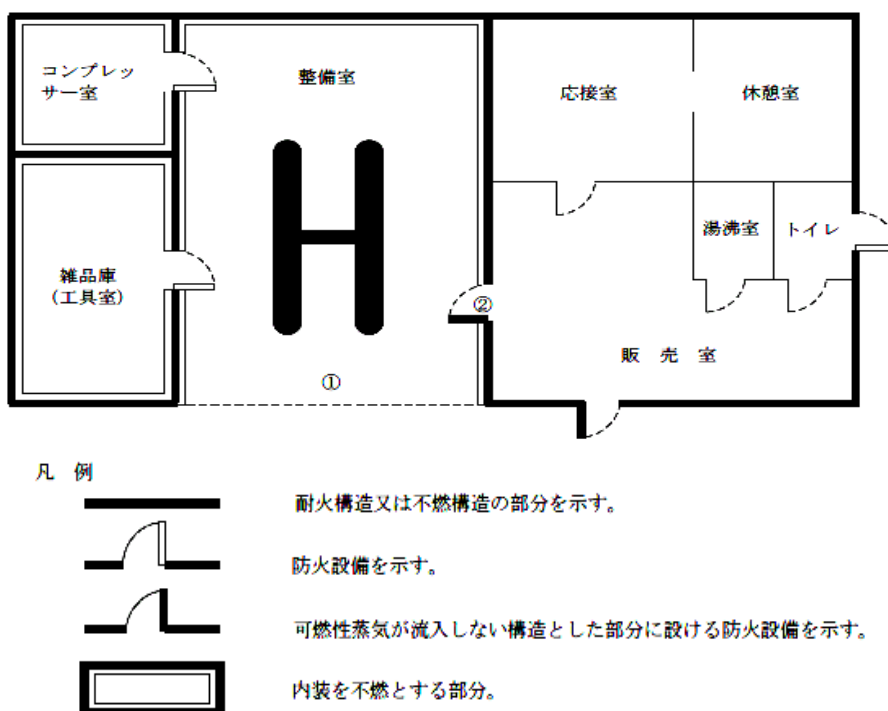
ウ 危政令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、第12－16図のとおりである。

また、当該区画は、危省令第25条の4第4項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすること（平元.5.10 消防危第44号質疑）。



第12-16図

- エ 危省令第25条の4第1項第3号及び第4号の自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場での自動車等の出入口に戸（第12-17図①部分）を設ける場合は、不燃材料とすることができること（昭62.6.17 消防危第60号質疑）。
- オ 危政令第17条第1項第18号の事務所その他火気を使用するものには、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが、事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第12-17②部分）については、危省令第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。



第12-17図 内部構造例

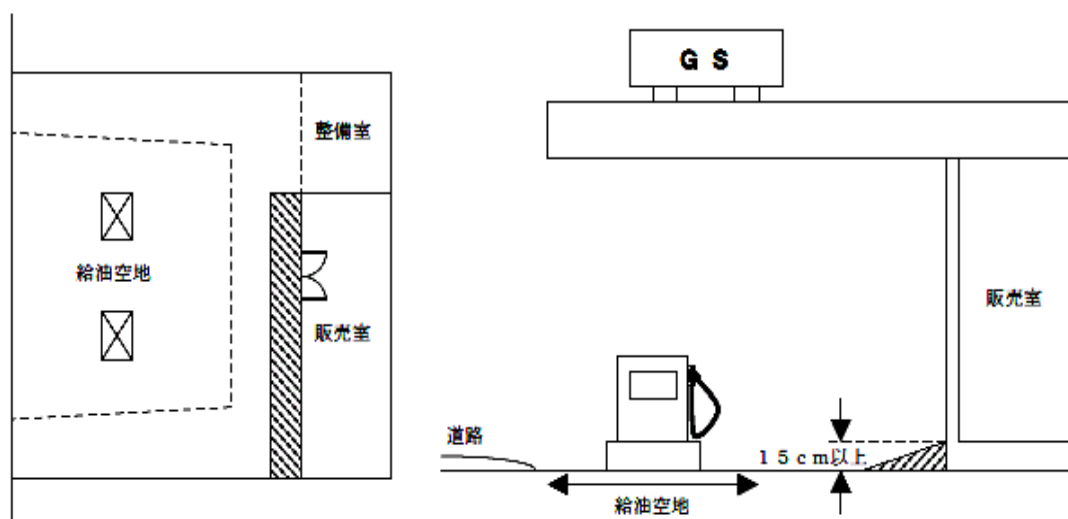
カ 可燃性蒸気が内部に流入しない構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次によること（平9.3.14 消防危第26号通知）。

- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15 c m以上であること。
- (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

なお、スロープの構造は、次により指導する。

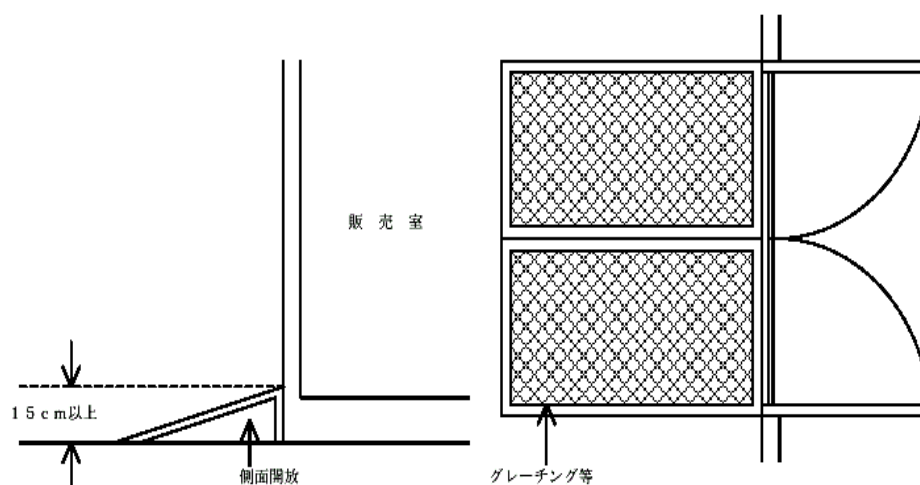
- a 地盤面を嵩上げしてスロープを設置する場合は、コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたスロープとすること（第12-18図参照）。

第12-1



8図 コンクリート製スロープ設置例

- b 地盤面にボルト等で固定するスロープ、又は固定することなく移動が容易な可搬式スロープを敷設する場合は、不燃材料で造られ、かつ、スロープ下部に 可燃性蒸気が滞留しない構造のスロープとすること（第12-19図参照）。



第12-19図 可燃性蒸気滞留防止構造例

キ 事務所の壁体の一部に採光のためガラスブロックを用いることができる。この場合、防火性能を有すること。

ク 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防火性能を有するものとする。

ケ キャノピーにガラスを使用する場合は、次の措置を講ずること（平9.3.26 消防危第31号通知、平13.3.16 消防危第33号通知）。

(ア) 取り付け部が耐震性を有していること。

(イ) 熱による破損防止及び飛散防止措置（例：網入りガラス、耐熱ガラスに飛散防止フィルムを貼付する。）がなされていること。

(ウ) 周囲への延焼防止措置がなされていること。

(11) ポンプ室等

ア 共通事項

(ア) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること（平元.3.3 消防危第15号通知）。

なお、自動車等の点検・整備を行う作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱うものであること（平元.5.10 消防危第44号質疑）。

また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導する。

(イ) 同号ロに規定する「ポンプ室等に必要な採光、照明」は、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものであること（平元.5.10 消防危第44号質疑）。

(ウ) 同号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合に当該設備と兼用することができる。

(エ) 同号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含むものであること（平元.5.10 消防危第44号質疑）。

イ ポンプ室

前アによるほか、次により指導する。

(ア) ポンプ室は1階に設けること。

(イ) ポンプ室は天井を設けないこと。

(ウ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁と

の間に50cm以上の間隔を、ポンプ設備相互間には30cm以上の間隔を確保すること。

- (エ) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、排出口の先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から、1.5m以上離れた敷地内とすること。

ウ 油 庫

前ア(ア)、(イ)及び(ウ)によるほか、油庫の換気設備は、第5「屋内貯蔵所」の換気設備の例によること。

エ 整備室

アによるほか、次によること。

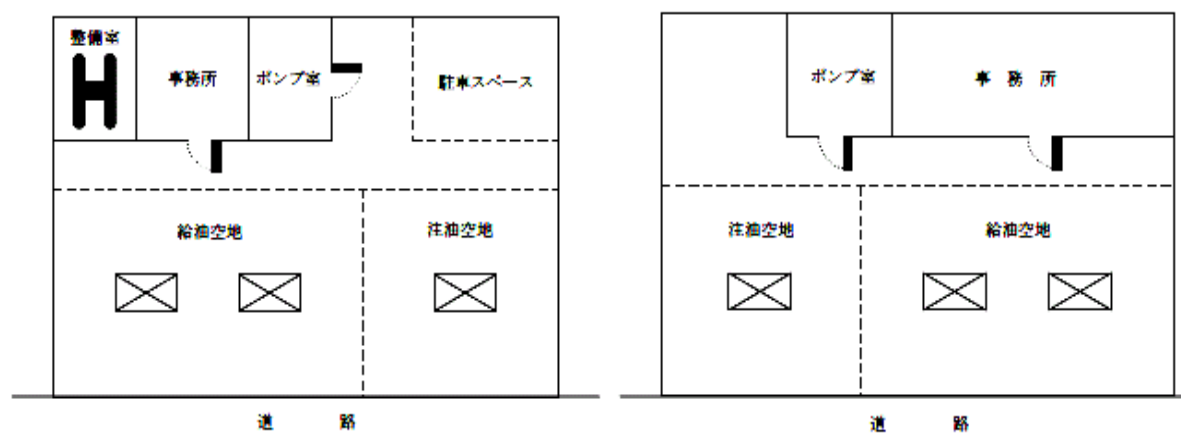
- (ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
- (イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備のすぐ近くに閉鎖バルブを設けること。

(12) 道路境界線等から間隔を保つことを要しないポンプ室

危政令第17条第1項第12号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は前(11)ア(イ)、(ウ)及び(エ)並びにイによるほか、次によること。

ア 当該ポンプ室の建物構造等については、危省令第25条の3の2の適用のほか、その他の設備等については、危政令第17条第1項第20号が適用となるものであること。

イ 危省令第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等できる位置であつて、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと（第12-20図参照）（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。

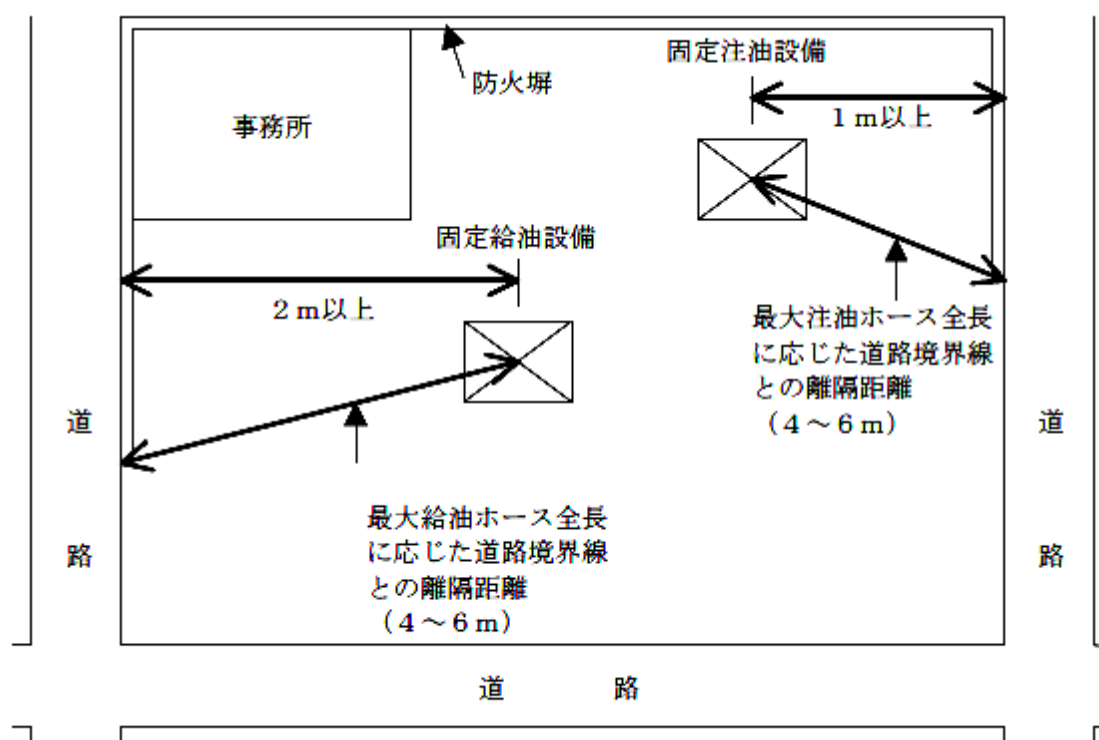


第12-20図 ポンプ室の設置例

(13) 固定給油設備等

ア 固定給油設備等の位置

- (ア) 危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する固定給油設備等は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合は、それぞれ2 m又は1 m以上とすることができる。この場合において、道路境界線（塀又は壁を設けるものを除く。）に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設けること（第12-21図参照）。



第12-21図

- (イ) 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危省令第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する間隔）をそれぞれ確保すること。
- (ウ) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の距離規制はないものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

イ 固定給油設備等の構造等

- (ア) ポンプ機器の構造（平5.9.2 消防危第68号通知）

- a 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。
- b 最大吐出量を1800 /min以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。
- c 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合には、ポンプ機器を停止する措置としてホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。また、油中ポンプ機器を使用する場合には、接続する埋設配管は二重配管（耐油性、耐食性及び強度を有している場合は、材質を問わない。）とし、検知装置を設けるよう指導するとともに、固定給油設備等（懸垂式を除く。）には、固定給油設備等が転倒した場合に、危険物の漏えい拡散防止を図るための立ち上がり配管遮断弁を取り付けるよう指導する。

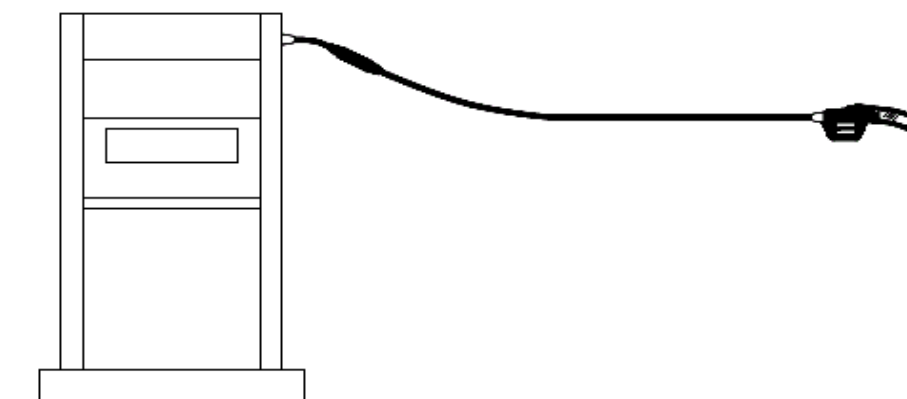
- d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。

(イ) ホース機器の構造（平5.9.2 消防危第68号通知）

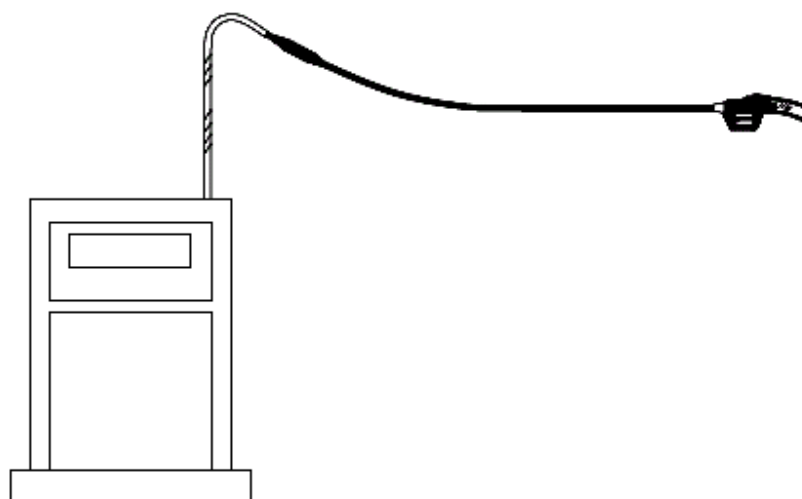
- a 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては、2,000N以下の力によって離脱するものであること。
- b ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（第12－22図参照）、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製のリング、カバーが取り付けられ（第12－23図参照）、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること（第12－24図参照）。

①

ホース取出口を
高い位置に設け
る方法

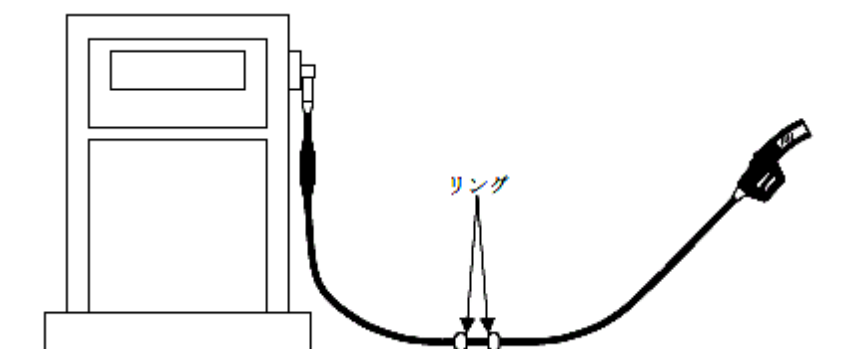


②ホースをバネで上部に上げる方法



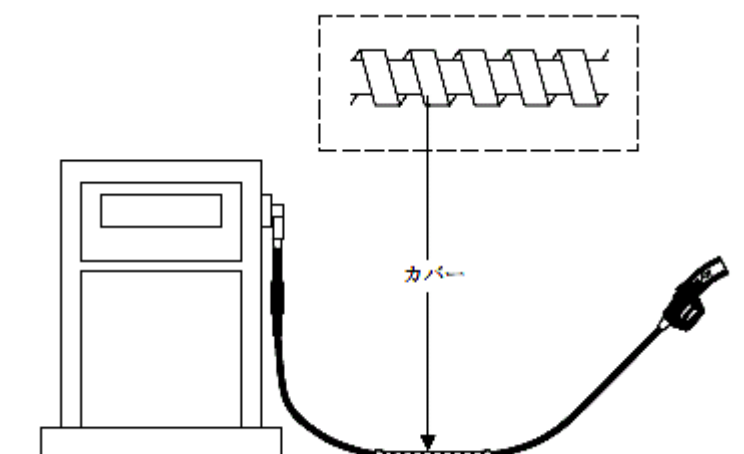
第12-22図 給油ホース等を接触させない機能

①リング



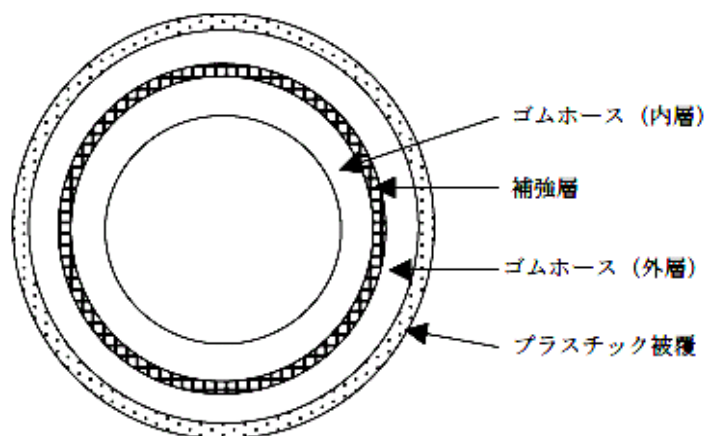
②

カバー



第12-23図 リング、カ

バーが取り付けられた給油ホース等



第12-24図 プ

プラスチックで被覆された給油ホース等の構造（断面）

- c 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が600 /minを超え1800 /min以下のポンプに接続されているものが有することとして支障ないものであること。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が600 /minを超え1800 /min以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

- (a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000ℓを超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。
- (b) 車両の固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。
- d 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられ

た弁を閉鎖する方法等により停止する装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

(ウ) 可燃性蒸気流入防止構造（平13.3.30 消防危第43号通知）

固定給油設備等において一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をベーパーバリアといい、次のように分類される。

- a ソリッドベーパーバリアとは、気密性を有する間仕切により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。
- b エアーベーパーバリアとは、一定の構造を有する間仕切と通気を有する空間（エアーギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

(エ) 配管の構造に係る事項（平5.9.2 消防危第68号通知）

配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行うことができる。また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

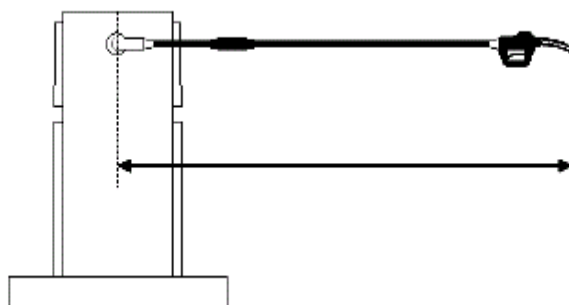
(オ) 外装の構造に係る事項（平5.9.2 消防危第68号通知）

外装に用いる難燃性を有する材料とは、準不燃材料及びJIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。

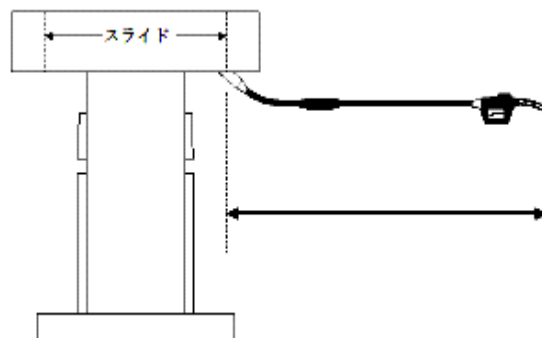
(カ) ホースの全長（平5.9.2 消防危第68号通知）

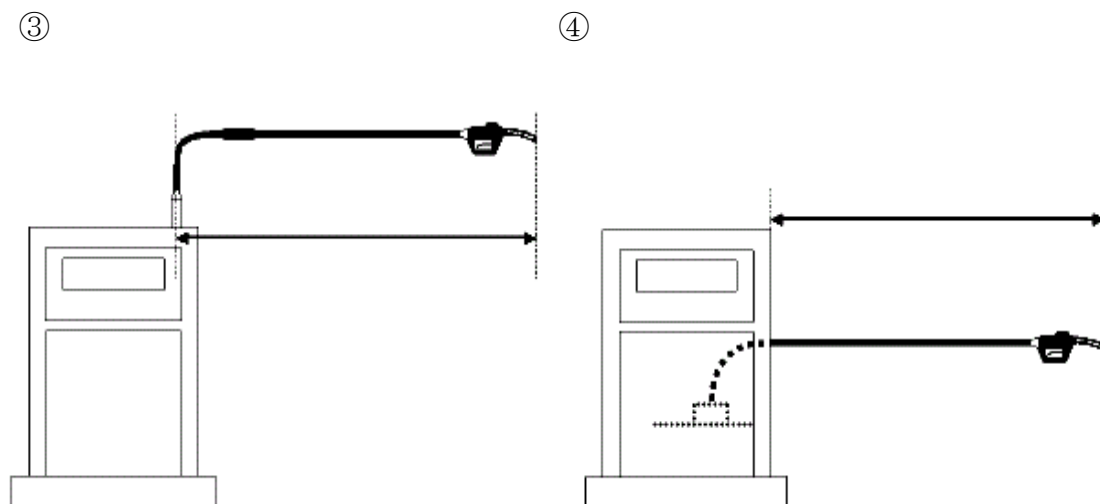
固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長とは、原則として給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること（第12-25図参照）。

①



②





第12-25図 給油ホース等の全長

- (キ) 静電気除去に係る事項（平5. 9. 2 消防危第68号通知）
給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1000Ω未満であること。
- (ク) 電気設備に係る事項（平5. 9. 2 消防危第68号通知）
可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。
- (ケ) 固定給油設備等の油種表示（昭62. 4. 28 消防危第38号通知）
危省令第25条の3第2号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名としてよい。
- (コ) 懸垂式の固定給油設備等
 - a 緊急停止装置
 - (a) 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
 - (b) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。
 - b 油量等の表示設備
油量等の表示設備（インジケーター）は、給油に支障ない場所に設けること。

(サ) その他

危険物保安技術協会において実施した試験確認で適合品となった固定給油設備等は技術基準に適合しているものとする。

(14) 専用タンクの注入口

専用タンクの注入口を直近以外に設ける場合は、危政令第17条第1項第8号の規定によるほか、次により指導する。

ア 灯油専用の注入口は、他の注入口（ガソリン、軽油）と区分して、専用の貯留設備等の措置を講じるなど、灯油専用の注入口である旨、明確にすること。

イ 専用タンクの注入口には、危険物の品名（化学名）を明記すること。

ウ 専用タンクの注入口付近で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所以外の場合（第18「電気設備」参照）に、静電気除去装置を設けること。

エ 地下式注入口を設ける場合は、専用タンク直上及び給油空地等以外とすること。

(15) 自動移送システム（平4.2.6 消防危第13号質疑）

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。

なお、既設の専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは支障ないこと。

(16) 配 管

ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じるよう指導する。

イ 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合部は溶接継手とするよう指導する。

ウ 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物に変形するおそれのない場合」に該当するものとすることができる。

エ 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部に遮熱板を設ける方法により行うよう指導する。

オ 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点検口を設けるよう指導する。

カ ポンプ室から給油設備に至る配管のうち、地下埋設となる部分は、漏えいが早期に検知できる措置（二重配管等）を講じるよう指導する。

キ 地下埋設配管の敷設については、第3「製造所」5、(21)、コの例によること。

(17) 看板等

ア キャノピー上で、給油取扱所の業務に支障ない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けることができる（平10.10.13 消防危第90号質疑）。

イ 看板等を防火塀上に設けるものにあつては不燃材料として、それ以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

ウ 合成樹脂類の看板について

(ア) 形態

- a 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
- b 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの
- c 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの
- d 防火塀の内外面に取り付けるもの

(イ) 材質

- a 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS K 6911のA法による自消性のもの）等であること。ただし、上記(ア) c に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
- b JIS K 6911に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。

(ウ) 防水性

電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JIS C 0920に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。

(エ) 取り付け方法

建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケータの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置が講じられていること。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画とすること。

エ 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震耐風圧構造とすること。

オ 危省令第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。

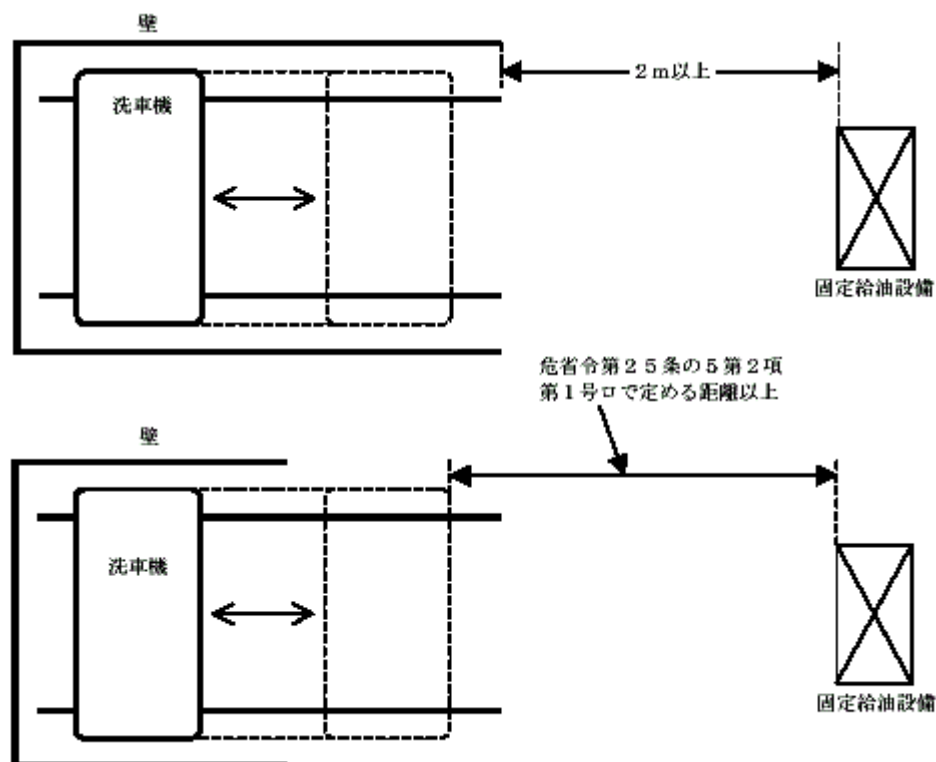
(18) 附随設備

ア 附随設備は、給油空地内及び注油空地内に設けないこと（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

イ 附随設備は、注入口から3m以内の部分及び通気管の先端から1.5m以内の部分に設けないよう指導する。

ウ 固定給油設備との間隔については、次によること。

- (ア) 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は2 m以上確保するよう指導すること（第12-26図）。
- (イ) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全長に応じ危省令第25条の5第2項1号ロで定める距離以上をそれぞれ確保すること（第12-26図）。



第12-26図

エ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造の区画した室に設置するよう指導する。

オ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導する。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40ℓ 以下	1.0 mm以上
40ℓ を超え 100ℓ 以下	1.2 mm以上
100ℓ を超え 250ℓ 以下	1.6 mm以上
250ℓ を超え 500ℓ 以下	2.0 mm以上

500ℓ を超え 1200ℓ 以下	2.3 mm以上
1200ℓ を超え 2000ℓ 以下	2.6 mm以上
2000ℓ を超えるもの	3.2 mm以上

カ 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設けること（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

キ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置が講じられていること。

ク ウォールタンクの位置、構造及び設備は、オからカによるほか、次により指導する。

(ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の1階とする。

(イ) タンクは気密性を有するものとする。

(ウ) タンクの空間容積は、タンク内容積の10%とする。

(エ) 注入口には、弁又はふたを設ける。

(オ) 通気管は、内径20mm以上とする。

(カ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。

ケ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、危政令第13条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。

(19) 附随設備以外の設備

ア 給油に支障がある設備（危政令第17条第1項第23号）とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断は、火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場合に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障ないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けることができる（昭62.4.28 消防危第38号通知）。

この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

(ア) クイックサービスユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）

（昭62.6.17 消防危第60号質疑）。

(イ) 現金自動釣銭機

イ 自動販売機、公衆電話は、給油取扱所の販売室内に設ける場合以外は認められないものであること（昭62.6.17 消防危第60号質疑）。

ウ 給油作業に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けることができる。ただし、植込の高さは、防火塀以下とすること（昭46.4.23 消防予第65号質疑、昭47.1.7 消防予第13号質疑）。

エ 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所には、PHS等のアンテナを設けることができる（平9.3.25 消防危第27号質疑）。

(20) その他

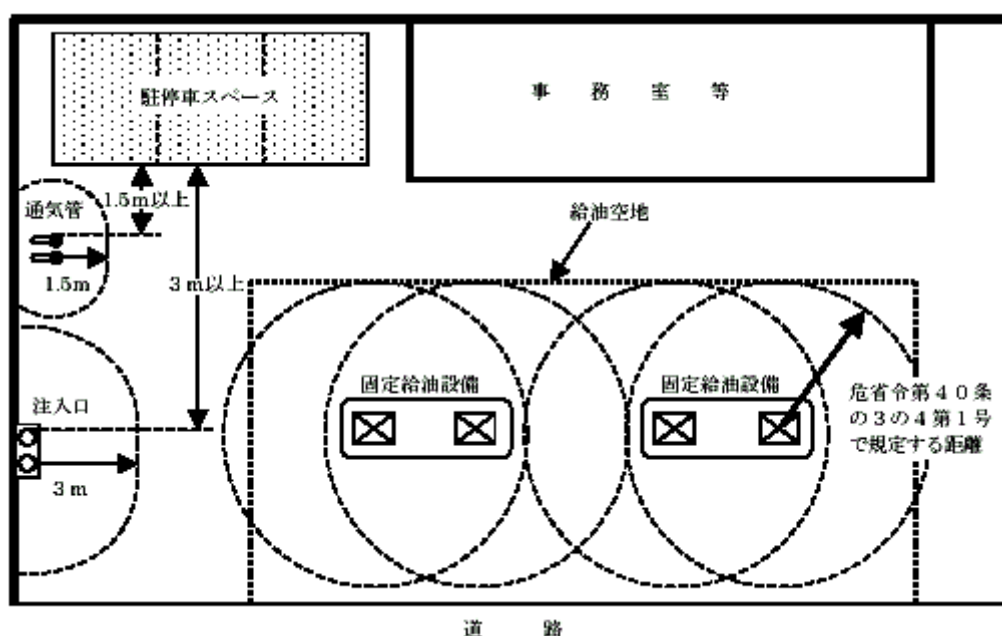
ア 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するもののふたは防水型とするよう指導する。

イ 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断器を設置するよう指導する。

ウ 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。

エ 油分離装置として油分離槽を設ける場合にあっては、4連式を設置するよう指導する。FRP製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じないものも設置することができる（昭47.5.4 消防危第97号質疑、昭49.10.16 消防危第121号質疑）。

オ 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、危政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、努めて給油に必要な空地以外の場所で固定給油設備から危省令第40条の3の4第1号で規定する距離以外の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分以外の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けて、使用するよう指導する（第12-27図参照）。



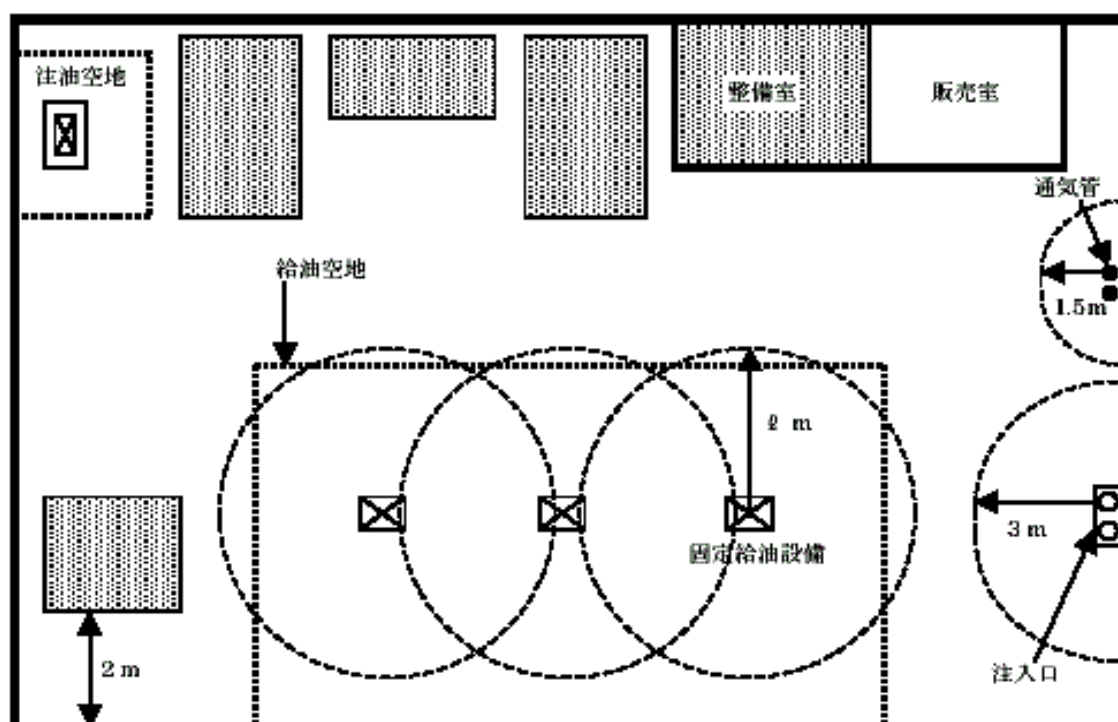
第12-27図 駐停車スペースの例

カ 給油取扱所の一部を自動車の保管場所として使用する場合には、次の条件を満足すること。

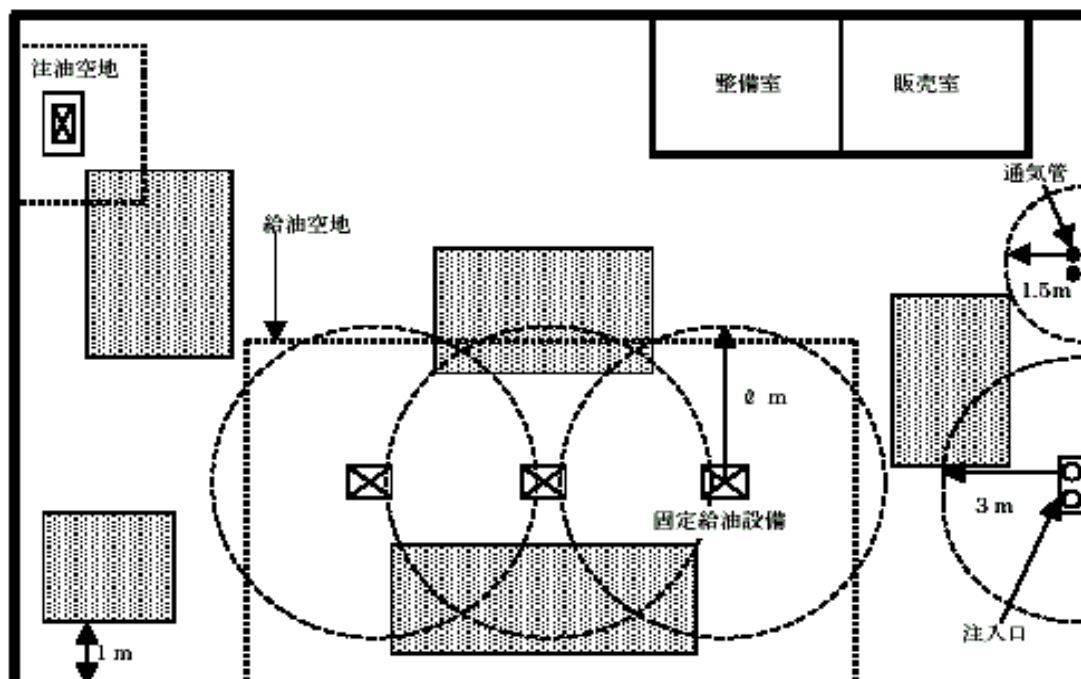
- (ア) 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限ること。
- (イ) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障ない空地とすること。

なお、給油取扱所内の駐車スペースに指定数量未満の危険物移動タンク車を保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない（昭62.6.17 消防危第60号質疑）。

キ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項第2号に基づき、同法第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、危政令第17条第1項第2号及び第3号に規定する給油空地等以外の場所で、かつ、危省令第25条の5第2項第2号に規定する距離以上離れた場所とするとともに、危省令第40条の3の4第2号に規定する部分以外の場所に設定すること（第12-28図、第12-29図参照）。



第12-28図 作業場等（斜線部分）として認められる設置例



$\varnothing$: 危省令第25条の5第2項第2号イに規定する距離

第12-29図 作業場等（斜線部分）として認められない設置例

ク コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1 t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる（平10.10.13 消防危第90号質疑）。

なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないものであること。

(ア) LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽等」という。）は、給油空地等以外に設置すること。

(イ) LPGバルク貯槽は、地下に設置すること。

ただし、地下タンクの注入口から8 m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

(ウ) バルク貯槽等は自動車等の衝突防止措置が講じられていること。

(エ) バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

(オ) LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下貯蔵タンクの注入口から8 m以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。

(カ) 予防規程にLPGタンクローリーから受入中の安全対策について定めること。

上記によるほか、LPG配管と危険物配管は、同一ピット内に敷設しないよう指導する。

4 屋内営業用

(1) 屋内型の共通基準

2並びに3によるほか、次によること。

ア 危政令第17条第2項の適用

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が1/3を超えるものは、屋内型として危政令第17条第2項を適用するものである。

イ 給油取扱所を設ける建築物

施行令別表第一(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものである（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。

また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けることができる（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。

ウ オートリフト収納用地下ピット等の取扱い（平9. 12. 3消防危第112号質疑）

(ア) オートリフトの収納用地下ピット（長さ4. 6m×幅2. 0m×深さ0. 4m）は、危政令第17条第2項第10号に規定する可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（以下「穴、くぼみ等」という。）に該当するものとして取り扱うこと。

(イ) ブレーキテスター収納用地下ピット（長さ4. 6m×幅0. 8m×深さ0. 5m）を危険場所以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当しないものとする。

ただし、深さが40cmを超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱うこと。

(ウ) (ア)又は(イ)の穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性の蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピットの内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に有効に排出する設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、穴、くぼみ等として取り扱わないことができる。

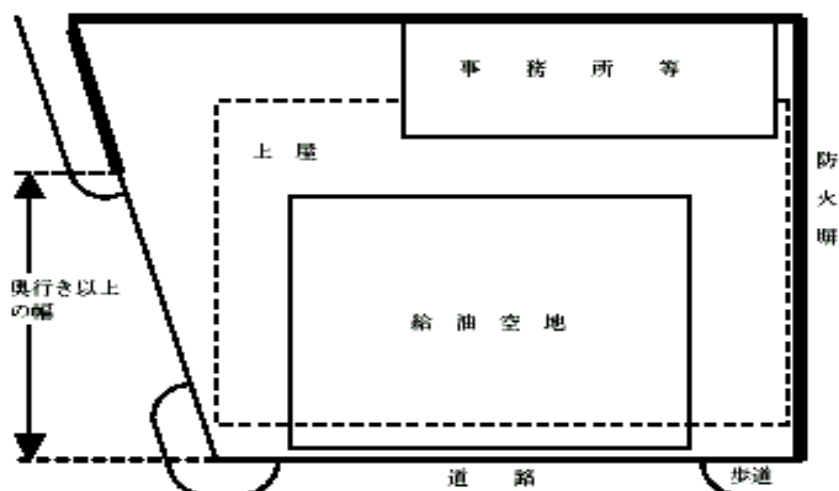
エ 二方開放

(ア) 二方が道路に面している場合

危政令第17条第2項第9号本文に規定する「二方については、自動車等の出入する側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分にあっては、原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の

道路部分にあっては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀が設けられていない

こ
と
を
い
う
(
第
1
2
-
3
0



図参照)。

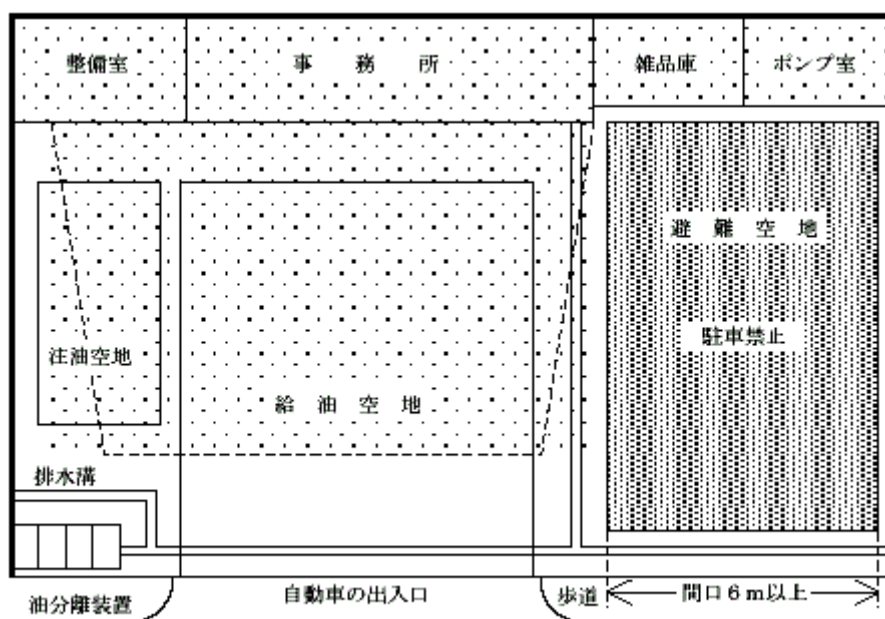
第12-30図 二方開放の例

- (イ) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
 - a 危省令第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は、次によること（第12-31図参照）。
 - (a) 給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所（平元. 3. 3 消防危第15号通知）のほか、漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外の屋外の場所とすること。

なお、「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。ただし、空地上のキャノピーのはりは、屋外の場所とみなすことができる（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。
 - (b) 車両等の出入口又は出入する通路としては認められないものであること（平元.

3.3 消防危第15号通知)。

- b 専用タンクの埋設、防火塀の上方又は側面の看板、空地内には通気管の立ち上がりは認めることができる（平元.5.10 消防危第44号質疑）。
- c 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設けること。
- d 避難空地内には、油分離装置を設けないこと。



第12-31図 避難空地

オ 自動表示装置

危政令第17条第2項第2号に規定する専用タンクに設ける「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく液量を確認できるフロート式、エアパージ式、静電容量式等の装置をいう。

カ 過剰注入防止装置

危政令第17条第2項第4号に規定する過剰注入防止装置は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受入れを停止するものとする。この場合、装置は、タンクの最

大許可容量の範囲内で作動させること。

キ 外壁の高さ

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、1 m以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とすること（平元. 5. 10 消防危第44号質疑の一部内容変更）。この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

ク 屋内に設ける通気管

危省令第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。

通気管の先端は、上階への延焼防止するために設けられたひさしを貫通して設置することができる。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置を講じられていること（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。

(2) 一方開放型

ア 危省令第25条の9第1号イに規定する避難に要する事務所等

(ア) 同号イの敷地外とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通ずる通路をいう（第12－32図参照）。

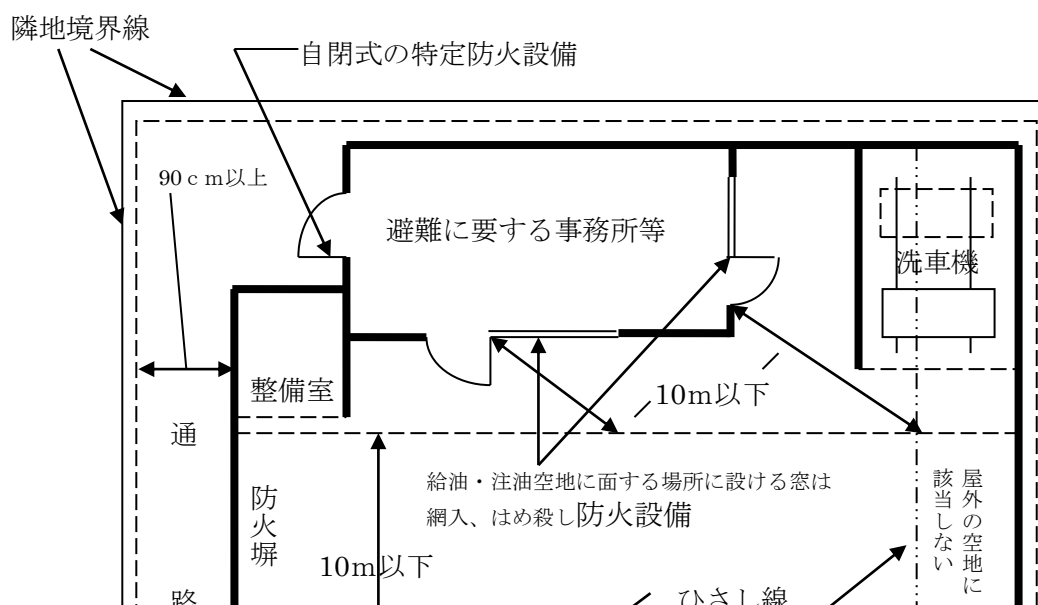
なお、通路の幅は90cm以上とするよう指導する。

(イ) 同号イに規定する「事務所等」とは、危省令第25条の4第1項第1号の2又は第2号に掲げる用途とする。

(ウ) 同号イの事務所等の窓にはめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。

(エ) 同号イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。

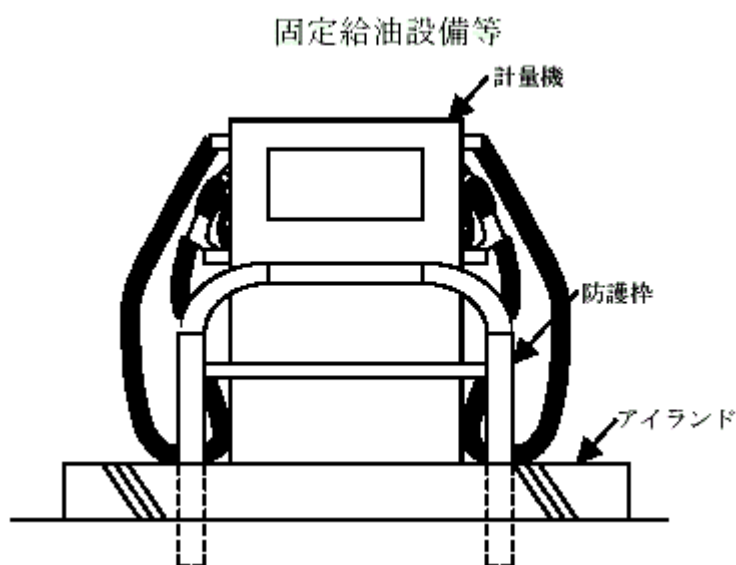
イ 危省令第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油・軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものである（第12－32図参照）（平元. 3. 3 消防危第15号通知、平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。



ウ 危省令第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものであること（平元.3.3 消防危第15号通知）。

エ 衝突防止措置

危省令第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式のものにしたもの、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当するものであること（第12-33図参照）（平元.3.3 消防危第15号通知）（平元.5.10 消防危第44号質疑）。

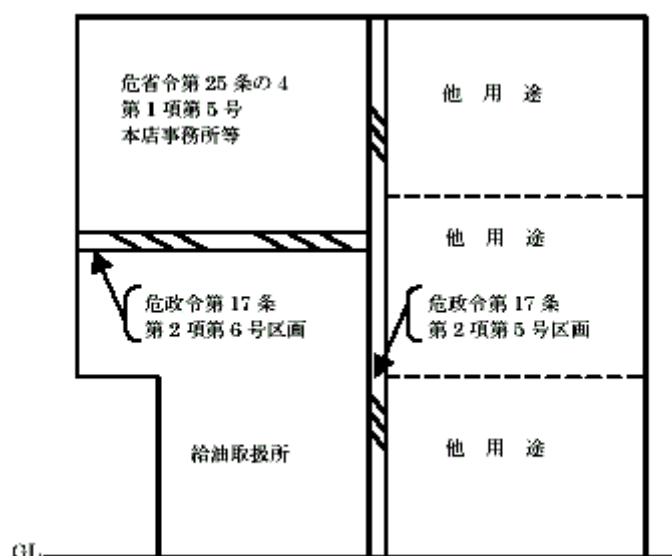


第12-33図 衝突防止措置の例

(3) 上部に上階を有するもの

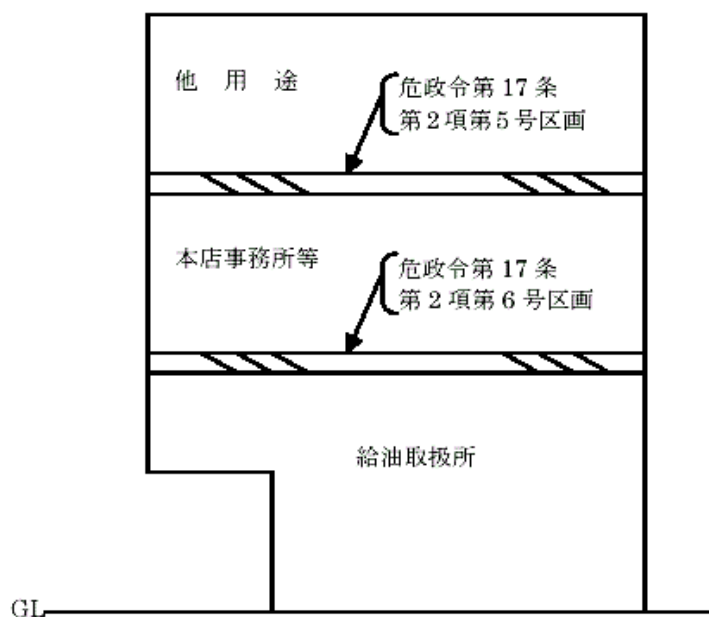
ア 危政令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階のある場合」又は危省令第33条第1項第6号若しくは危省令第38条第1項第1号ホに規定する「上部に上階を有するもの」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること（第12-34図参照）。

① 「上部に上階のある場合」に該当しない例



②

「上部に上階
のある場合」
に該当する例

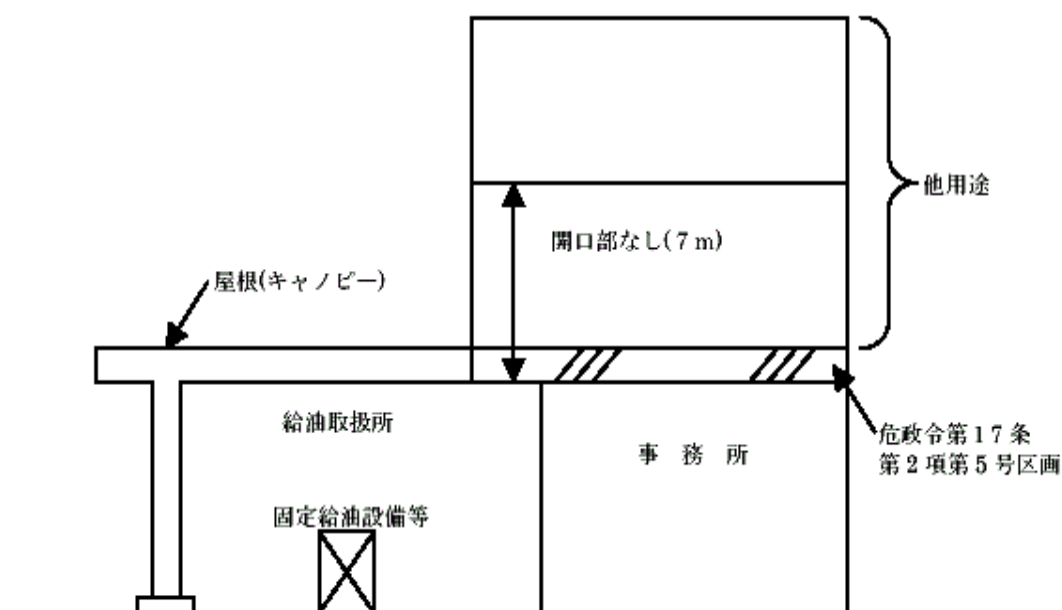


第12-34図

イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることができる（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。

ウ アにより、上部に上階のある場合は、屋根を耐火構造とするものであるが、第12

－35図のような上部に上階のある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、危省令第25条の10第3号のひさしと兼用しない場合のみ不燃材料とすることができる。



第12－35図

エ 他用途との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、建基法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよいこと。ただし、当該区画は、施行令第8条に規定する区画とするよう指導する。

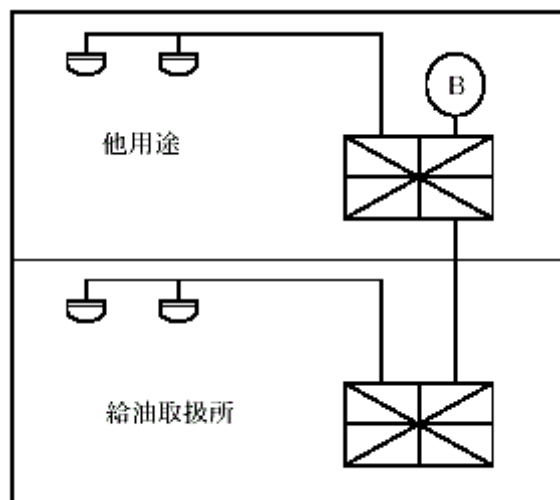
オ 本店事務所等との区画

危政令第17条第2項第6号に規定する危省令で定める部分の区画は、前エと同様の区画とすること。

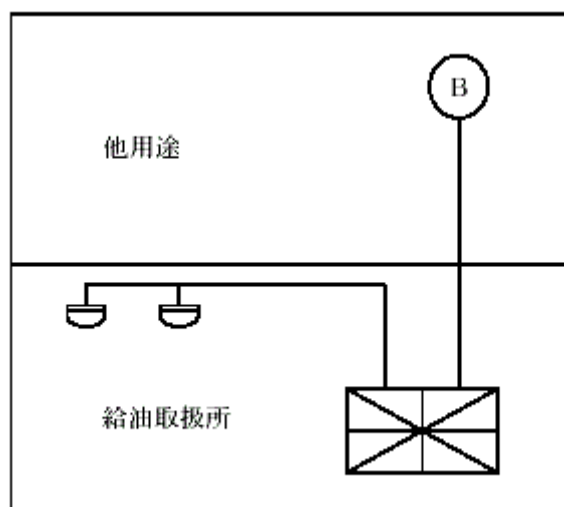
カ 他用途に報知する設備（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）

- (ア) 危省令第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、第12－36図の例のとおりとする。
- (イ) 当該設備を自動火災報知設備による場合には、第21「警報設備」の例によること。

① 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合

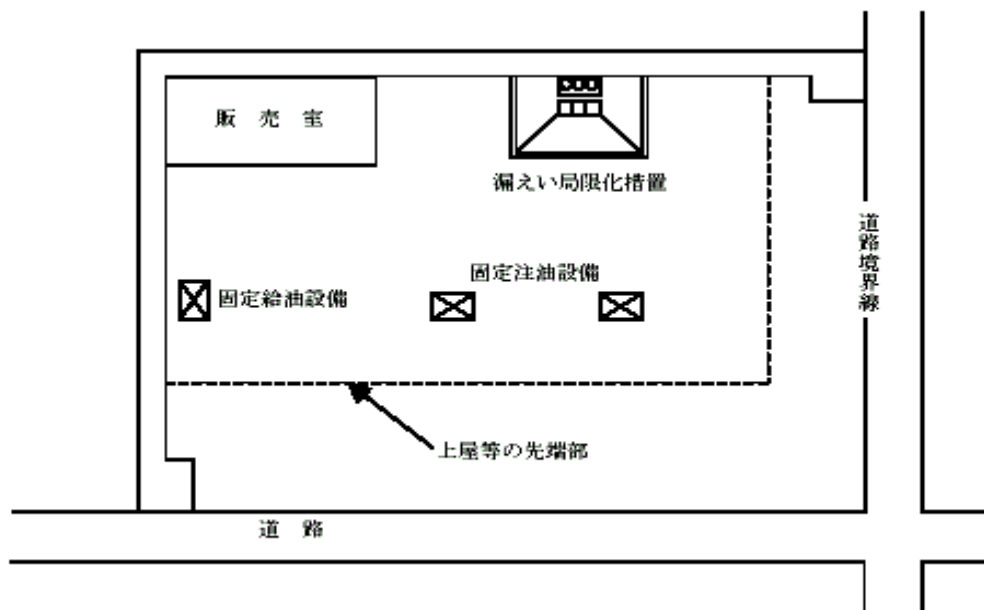


② 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



第12－36図 他用途に報知する設備の例

キ 危省令第25条の10第1号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場所は上階の床）内に設けることをいう（第12－37図参照）（平元. 3.3 消防危第15号通知）。



第12-37図

ク 危省令第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」については、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないこと（平元.3.3 消防危第15号通知）。

ケ 漏えい局限化措置

危省令第25条の10第2号に定める漏えい局限化設備及び收容設備「漏えい局限化措置」は、次によること（第12-38図参照）。

(ア) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）には15㎡の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を收容するための收容槽を設けること（平元.5.10 消防危第44号質疑）。

この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。

(イ) 收容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものであること。

(ロ) 收容槽は、実収容量を4m³以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備える。

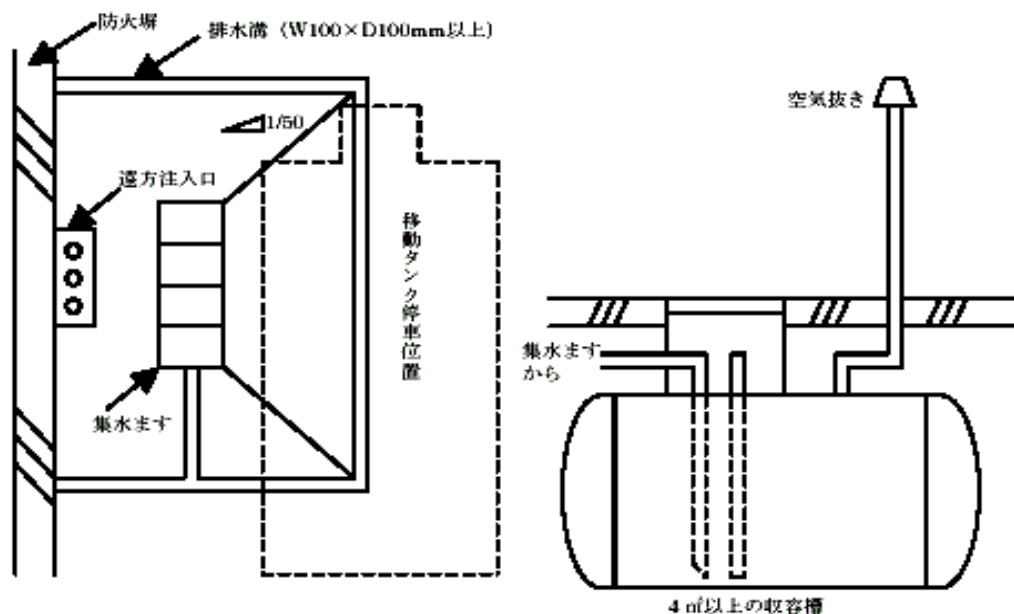
なお、当該收容槽は専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できない。

(エ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、收容槽への配管を直径100mm以上とするとともに、地盤面は約1/50の勾配を設けること。

(オ) 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は收容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためのバルブ等を設けること。

なお、バルブピット上部蓋は防水型とすること。

(カ) 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けない



第12-38図 漏えい局限化措置の例

コ 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

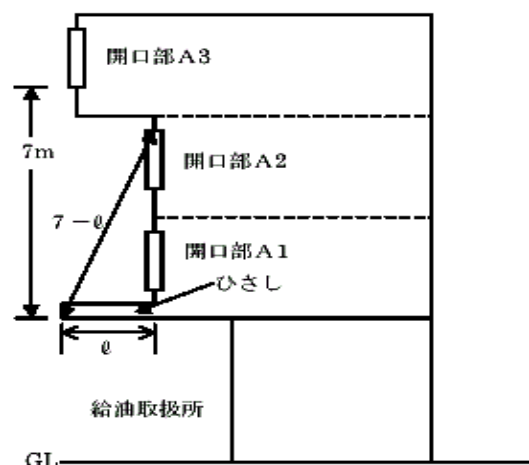
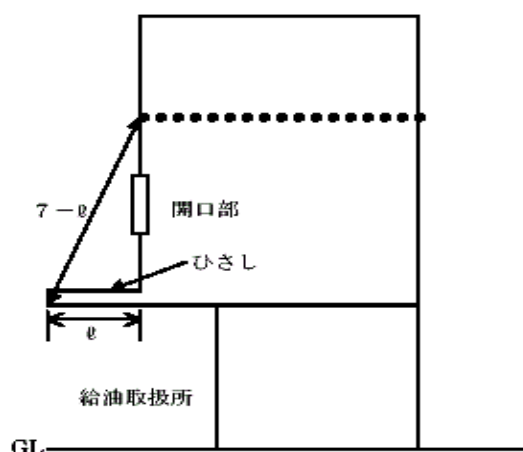
危省令第25条の10第3号に定める延焼防止上有効な1.5m以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）の取扱いについては、次によること。（第12-39図参照）。

なお、ひさしは、ベランダ等他の用途としての使用は認められない。

- ・ 開口部A1及びA2に対するひさしの長さは ℓ とする。
- ・ 開口部A3に対するひさしの長さは、 $\ell = 0$ とする。
- ・ 開口部に対するひさしの長さ ℓ は、1.5m以上とする。

① 一般的なひさしの設置

② 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



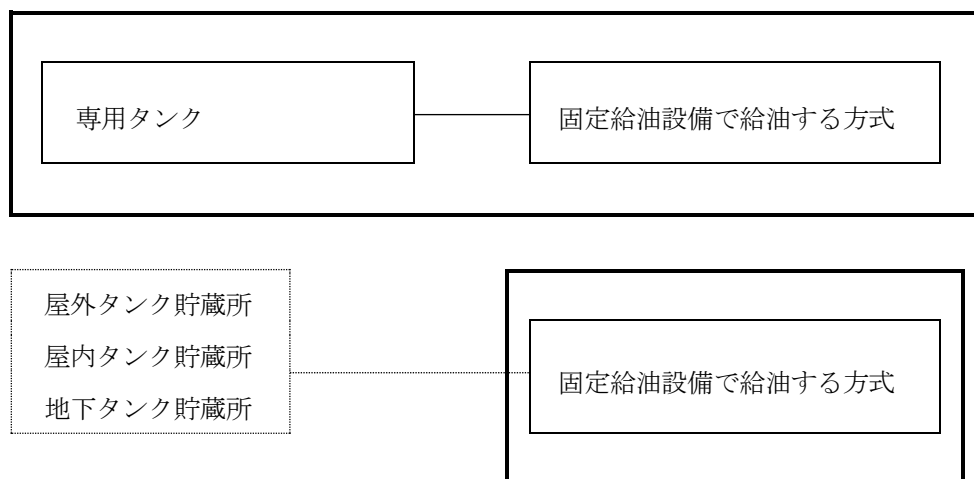
第12-39図 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置例

- (ア) 危省令第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS R 3206で規定された強化ガラスを用いたはめ殺し窓とすること（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。
- (イ) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1. 5m以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1. 0mとすることができる。この場合、危省令第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1. 0m未満とすることはできない（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。
- a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2. 5m以下ごとに1個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設すること。
- b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1. 3m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。
- c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0. 3MPa以上で、かつ、放水量が1300 / min以上の性能のものとすること（平元. 3. 3 消防危第15号通知）。
- d ドレンチャー設備は手動式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用することができる。
- e 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例によること。
- (4) 可燃性蒸気検知警報設備
- 危省令第25条の9第4号及び危省令第25条の10第2号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」は、次によること。
- ア 可燃性蒸気を検知する警報設備は、検知器、受信機及び警報設備から構成されるものである。
- イ 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とする。
- ウ 検知器は、検知箇所から水平距離2 m以内とし、床面から0. 15m以下の位置に設ける（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所は除く。
- エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の1 / 4の範囲とする（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。
- オ 受信機は、常時人がいる場所に設置する（平元. 5. 10 消防危第44号質疑）。
- カ 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。
- キ 警報装置の音量は、その中心から前方1 m離れた場所で90dB以上とする。
- ク 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。
- (5) 誘導灯
- 誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

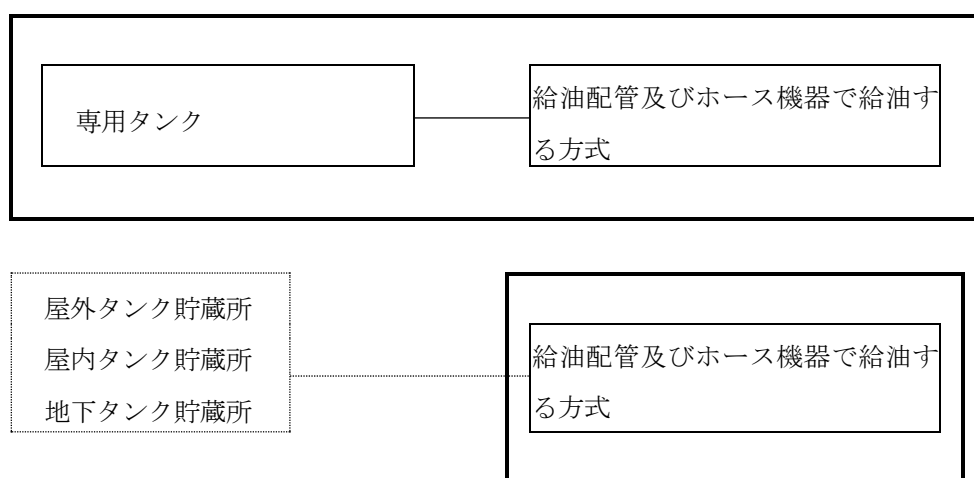
5 航空機給油取扱所（危省令第26条）

(1) 航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

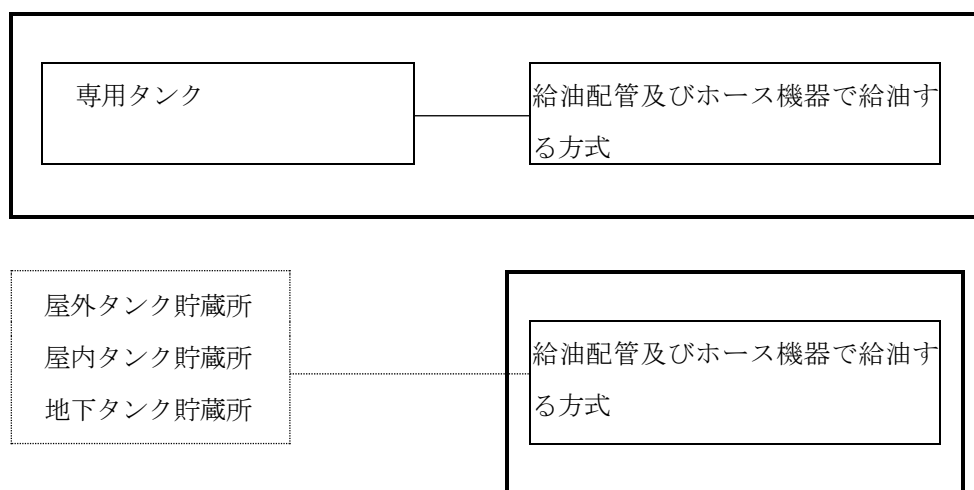
① 直接給油方式（危省令第26条第3項第4号）



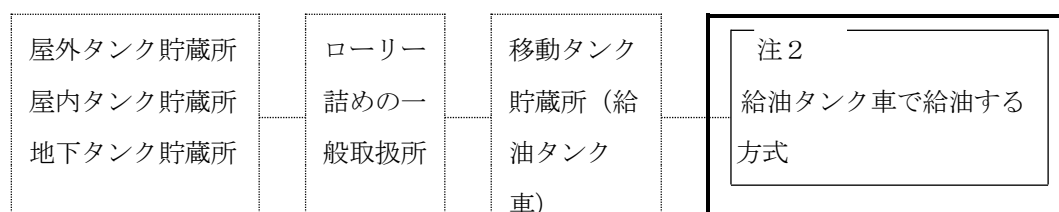
② ハイドラント方式（危省令第26条第3項第5号）



③給油ホース車（サービサー）方式（危省令第26条第3項第6号）



④ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条第3項第7号）



注1：  は、一の航空機給油取扱所を示す。

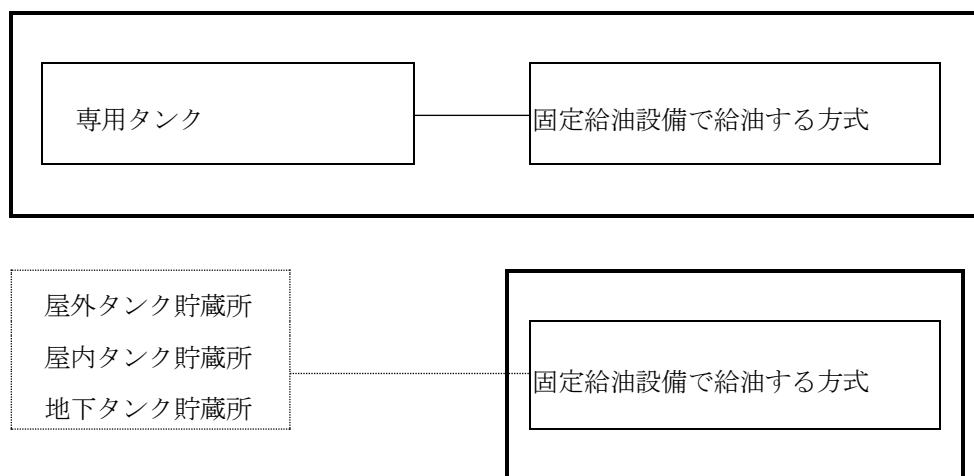
注2：給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

- (2) 危省令第26条第3項第6号に規定する給油ホース車の基準は、第10「移動タンク貯蔵所」6.(5)を参照すること。
- (3) 危省令第26条第3項第3号ロに規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有していることをいうものであること（平元.3.3 消防危第15号通知）（平元.5.10 消防危第44号質疑）。
- (4) 危省令第26条第3項第4号の直接給油方式の航空機給油取扱所と危省令第26条第3項第5号のハイドラント方式の航空機給油取扱所との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによるものであること。
- (5) 危省令第26条第3項第6号の給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

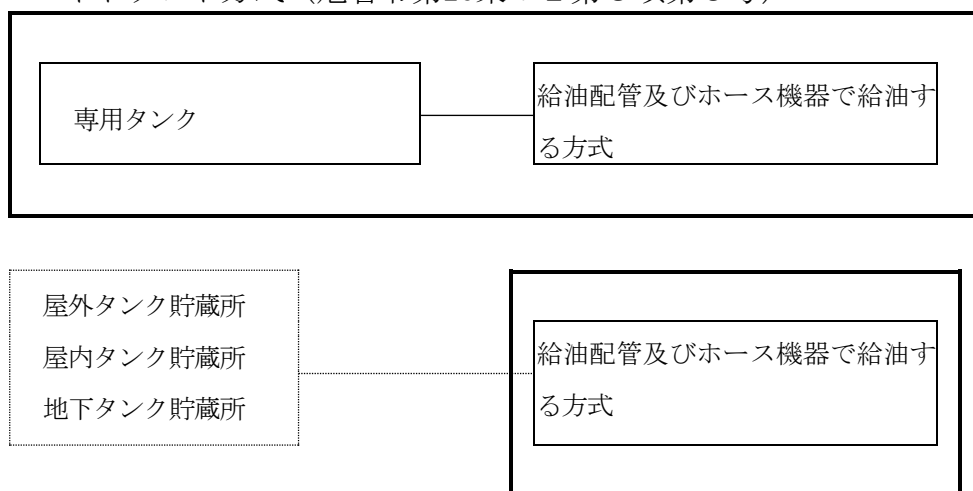
6 船舶給油取扱所（危省令第26条の2）

(1) 船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

① 直接給油方式（危省令第26条の2第3項第4号）

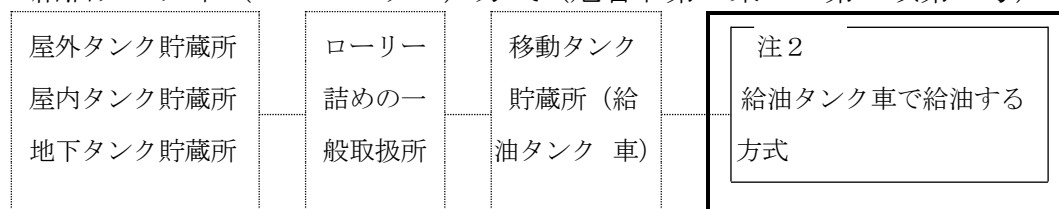


② ハイドラント方式（危省令第26条の2第3項第5号）



注：  は、一の船舶給油取扱所を示す。

④ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条の2第3項第6号）



注1：  は、一の航空機給油取扱所を示す。

注2：給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 危省令第24条の6に規定する給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所につ

いては、次によること。

ア 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(ア) 原則として、水辺に接する部分とし、給油タンク車の停車する一の場所とすること。ただし、次に掲げる全てに該当する場合には、埠頭等の一団の場所を一の船舶給油取扱所の規制範囲とすることができること。

- a 給油タンク車の位置から、船舶給油取扱所の規制範囲の全体が目視できること。
- b 給油タンク車が停車している間、給油に関係する者以外の者が当該給油取扱所内へ立ち入らないよう、措置することができること。
- c 給油取扱所としての管理が適切にできること。
- d 敷地内には、給油に必要な建築物及び工作物以外の建築物又は工作物が設置されていないこと。

(イ) 給油空地

- a 給油空地は水辺に接するものとし、給油タンク車の大きさの周囲に幅1 m以上の空地を保有すること。
- b 給油空地は、白線等により表示すること。
- c 前(ア)ただし書きの場合においては、一の船舶給油取扱所に複数の給油空地を設定できること。

(ウ) 漏れた危険物等の流出防止措置

漏れた危険物等の流出防止措置としては、給油空地の周囲に排水溝及び貯留設備（油分離装置を含む。）を設ける方法のほか、土のう又は油吸着剤等を保有することをもって足りること。この場合において、土のう等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって措置できること。

なお、当該土のう等は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる土のう等と明確に区分して保有すること。

(エ) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備

危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備として保有する油吸着材等を、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができること。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着材等と明確に区分して保有すること。

(オ) 給油タンク車の水面への転落防止措置

給油タンク車が水面へ転落することを防止する措置は、縁石、柵、ガードレール等によること。ただし、給油タンク車が水面に向かって通行及び停車する場合で転落のおそれがある場所には、ガードレール、ガードポール等の設置を指導すること。

(カ) 消火設備

船舶給油取扱所に設置することとなる第5種の消火設備について、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができること。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、防火対象物等に設置されている消火器等と明確に区分して保有すること。

(キ) その他

夜間に給油を行う施設については、給油作業を安全に実施するため、照明設備を設置するよう指導すること。

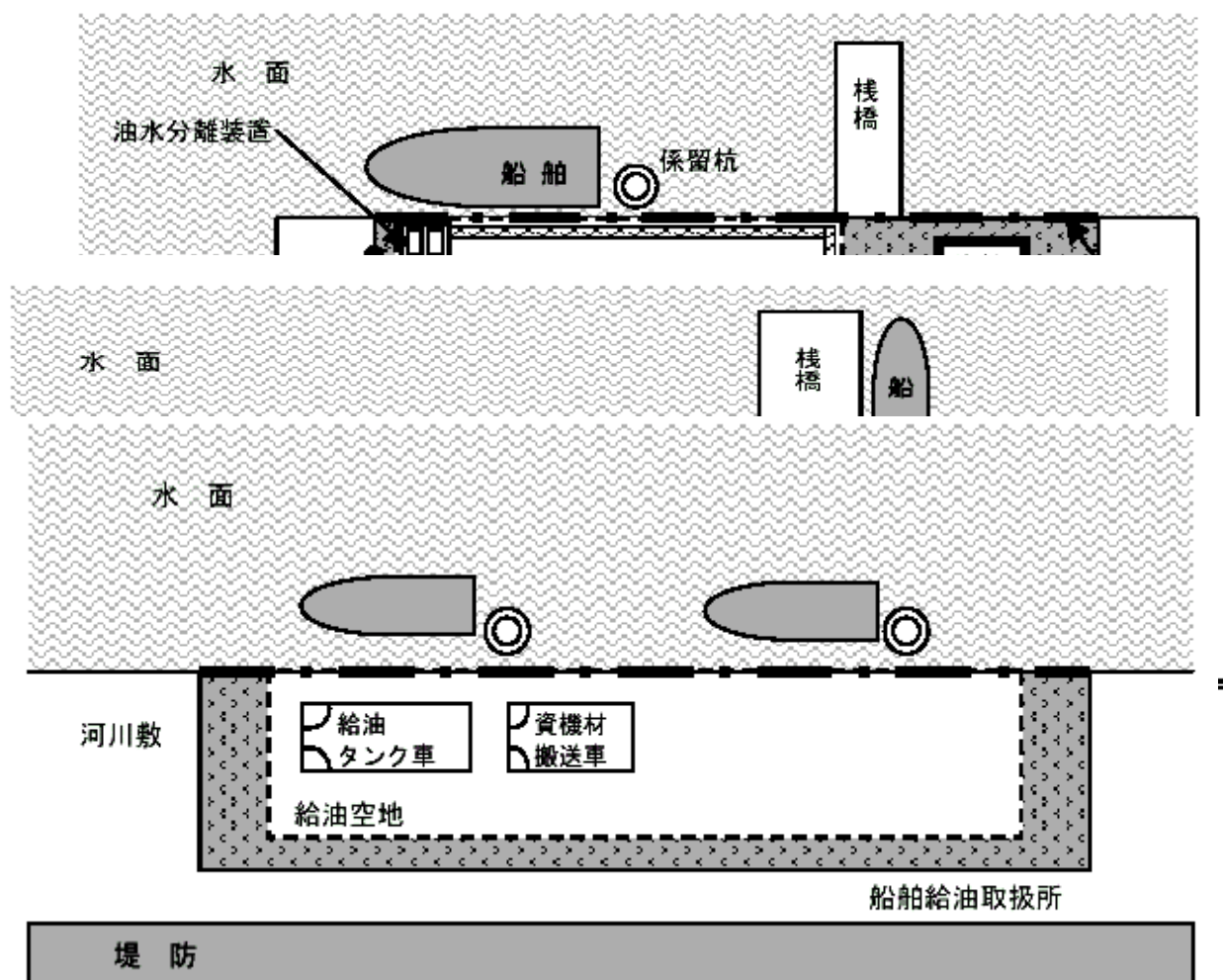
イ 危険物の取扱いの技術上の基準に関する事項

(ア) 給油タンク車の移動防止措置としては、給油タンク車の車輪の前後に車輪止めを設定すること等があること。

(イ) 船舶給油取扱所に給油タンク車が停車していない場合は、法第10条第3項の基準は適用しないことができること。

(ウ) 給油タンク車から船舶へ給油する時は、カラーコーン、ロープ等により給油空地内に関係者以外の者が出入りしない措置を講ずるよう指導すること。ただし、船舶給油取扱所の敷地内に関係者以外の者が出入りできないよう措置されている場合は、当該措置を要しないものとする。

(エ) 第2石油類の危険物を給油する場合は、給油タンク車を接地すること。



第12-42図 給油時に流出防止設備等の資機材を搬送する場合の設置例

- (3) 危省令第26条の2第3項第3号の2号の「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」として油吸着材を保有する場合の保有量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること（平元.3.3 消防危第15号通知）。

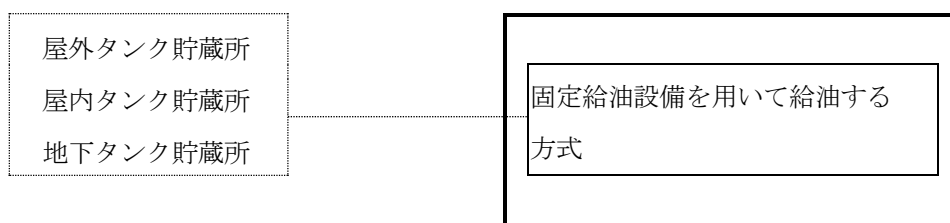
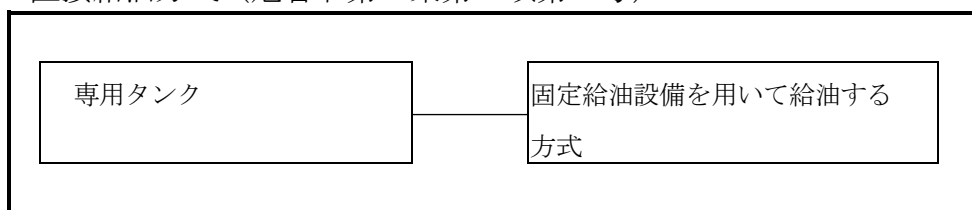
なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量とすること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の量
タンク容量30 kℓ 未満のもの	30kg以上
タンク容量30 kℓ 以上1、000 kℓ 未満のもの	100kg以上
タンク容量1、000 kℓ 以上のもの	300kg以上

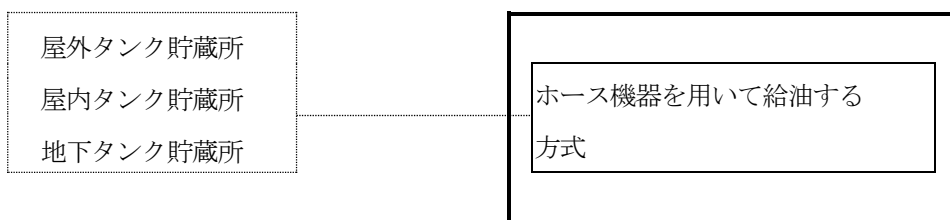
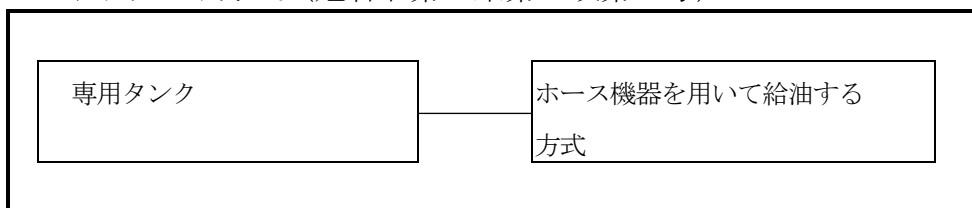
7 鉄道給油取扱所（危省令第27条）

鉄道給油取扱所は、次のとおり分類される。

① 直接給油方式（危省令第27条第3項第4号）



② ハイドラント方式（危省令第27条第3項第5号）



注：  は、一の鉄道給油取扱所を示す。

8 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所（危省令第27条の2、第27条の3、第27条の4）

圧縮天然ガス等充てん設備を設置する給油取扱所については、次によること（平10.3.11 消防令第22号通知）。

(1) 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備

ア 圧縮天然ガススタンドとは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

イ 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

ウ 防火設備とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

(ア) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。）を設けた施設にあつては当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(イ) 液化石油ガススタンドを設けた施設にあつては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近くに設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(2) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第2項に限る。）、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンドについては、一般高圧ガス保安規則第7条第2項の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、次によること。

ア 圧縮天然ガススタンド関係

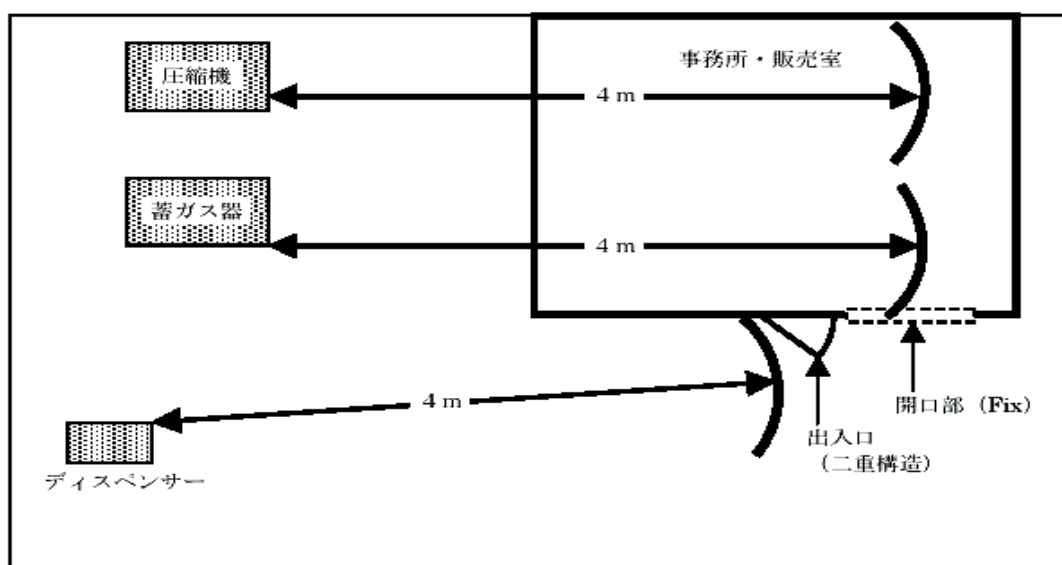
(ア) 建築物・工作物

a 圧縮天然ガススタンドの業務を行うための事務所は、危省令第27条の3第3項第1号の2の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。

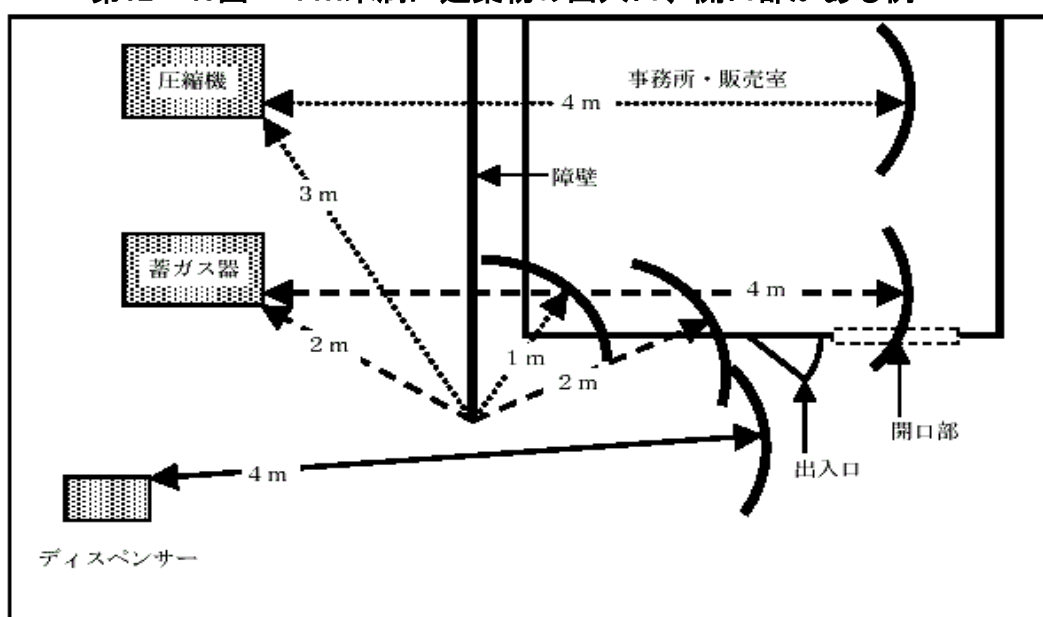
b 危省令第27条の3第3項第1号から第5号までに掲げられる以外の建築物が設けられていないもので、かつ、第1号の2から第3号までの床面積の合計が300㎡

を超えていないこと。

- c 地上に設置された圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備（以下、圧縮天然ガススタンドにおいては「蓄ガス器」という。）、ディスペンサーの外面及び溶接以外の配管接合部から4 m未満となる建築物の開口部ははめごろし戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では4 m未満となるが、高さ2 m以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で4 m以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内の全ての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。



第12-43図 4 m未満に建築物の出入口、開口部がある例



* 迂回距離は設備から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とする。

**第12-44図 建築物の出入口、開口部が障壁による
迂回距離によって4 m以上となる例**

d 地下室に圧縮機、蓄ガス器等を設置する場合

- (a) 地下室には、地上に通ずる階段又は固定はしごが設けられていること。
- (b) 階段の地上部分又は、地上部分の固定はしごの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さに1 mを加えた距離以上離れ（地上部分が高さ2 m以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合を除く。）、かつ、通気管の先端部から水平距離で4 m以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部からの水平距離を1.5 m以上とすることができる。

- ① 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、自閉式防火設備、自動閉鎖装置を有しない厚さ6 mm以上の鋼板製扉又は鋼板製マンホール蓋（以下この項及び液化石油ガススタンドにおいては、「防火戸等」という。）が設けられていること。

なお、当該壁に設ける開口部は、網入りガラスのはめごろし戸であること。

- ② 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ60 cm以上の不燃材の壁及び出入口には防火戸等が設けられていること。
- (c) 地上部分が、高さ2 m以上の不燃材の壁で区画される場合を除き、専用タンク等の注入口より2 m以上離れていること。
- (d) 地上部分が、排水溝等により給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと区画されていること。
- (e) 地下室の階段又は固定はしごの出入口には、防火戸等が設けられているとともに、高さ15 cm以上の犬走り、スロープ又は敷居が設けられていること。
- (f) 地下室には、出入口及び吸排気口以外の開口部が設けられていないこと。
- (g) 地下室上部に蓋が設けられている場合は、蓋の隙間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とされていること。
- (h) 地下室は、漏れたガスが滞留しない構造とされていること。
- (i) 地下室は、点検等が有効に行える通路が確保されているとともに、常用及び非常用の照明設備が設けられていること。
- (j) 換気設備が次のとおりに設置されていること。
 - ① 吸気口は、通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取り扱う設備から水平距離で4 m以上離れていること。
 - ② 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ5 m以上の場所に設けられていること。
 - ③ 700 m³/hr以上の換気能力を有する常時換気設備が設けられていること。た

だし、最大能力が地下室の床面積 1 m^2 当たり $0.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上であり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）である場合は、 $700 \text{ m}^3/\text{hr}$ 以上の換気能力を有する常時換気設備と同等の性能を有するものとして取り扱うことができる。

④ 換気設備は、地下室にガスが滞留しないように設けられていること。

(k) 地下室には、圧縮機、蓄ガス器等から漏えいしたガスを有効に検知できる場所に爆発下限界の $1/4$ 以下の濃度で検知し、その濃度を表示するとともに警報を発するガス漏えい検知警報設備が設けられていること。また、ガス漏れを検知した場合に、圧縮天然ガススタンドの保安設備を除く設備を緊急停止できる措置が講じられていること。

(l) ガス漏えい検知警報設備、換気設備及び非常用照明設備には、当該設備を30分以上稼働することができる非常用電源が設けられていること。

e 圧縮天然ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定
危省令第25条の6に規定する上屋等の算定方法は次のとおりとすること。

$$\text{I} \quad \boxed{\text{①建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{②建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。）の1階の床面積} \\ \text{販売室、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室（圧縮天然ガススタンドに設ける圧縮機は除く。）} \\ \text{、店舗、整備室、洗車室、住居、本店事務所等} \end{array}}$$

$$= \boxed{\begin{array}{l} \text{③上屋（キャノピー）面積} \\ \text{（建物のひさしを含む。）} \end{array}}$$

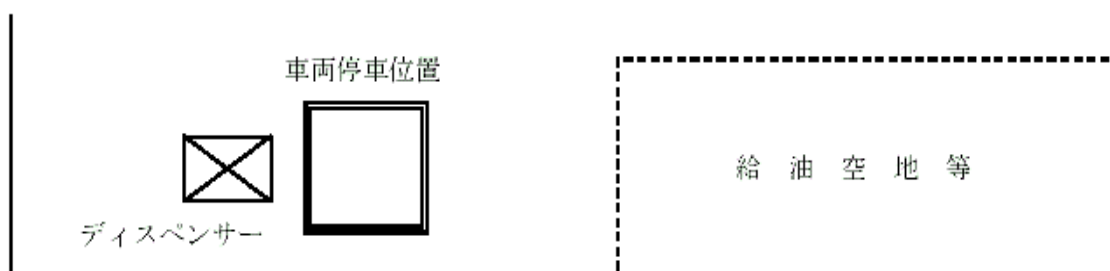
$$\text{II} \quad \boxed{\text{④給油取扱所の敷地面積}} - \boxed{\text{②}} = \boxed{\text{⑤敷地内の空地面積}}$$

$$\text{I 及び II から } \frac{\text{③}}{\text{⑤}} \leq 1/3 \quad (\text{屋外圧縮天然ガススタンドの例})$$

(イ) 圧縮機

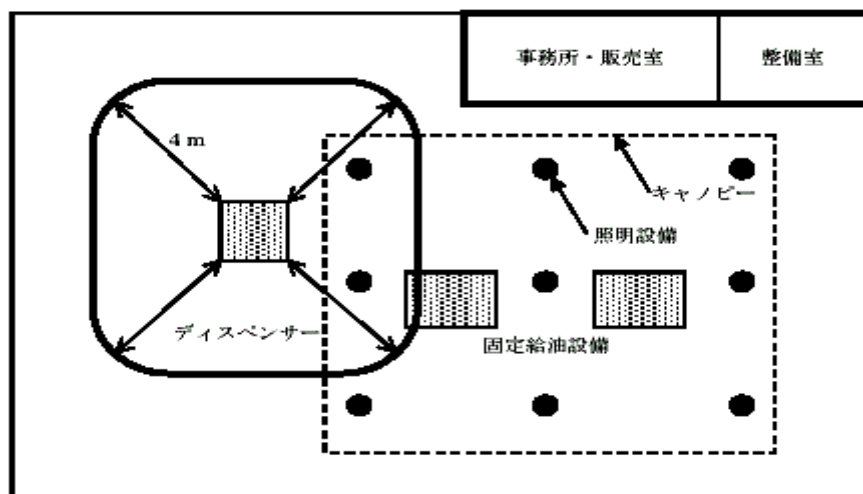
a 給油空地等以外の場所に設置されていること。

- b 圧縮機ユニット（複合機器）は、高圧ガス保安協会検査合格品であること。
 - c ガス吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないもの以外のものには、最大常用圧力を超えて上昇した場合に、圧力センサーにより検知し、電動機の電源を遮断することにより、運転を停止させる異常高圧防止装置が設けられていること。
 - d 圧縮機の吐出側直近部分又は蓄ガス器の受入側直近部分の配管には、逆止弁が設けられていること。
 - e 自動車等の衝突のおそれのある場合には、圧縮機を鋼板製ケーシングに収め、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等が設置されていること。
- (ウ) 蓄ガス器
- a 蓄ガス器は、高圧ガス保安法に規定される圧力容器又は貯槽（ホルダーとして貯蔵）であること（特定設備のボンベの場合は、高圧ガス保安協会検定品であること）。
 - b 設置場所
 - (a) ボンベ（特定設備）である蓄ガス器は、給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - (b) 周囲の温度が105℃以上になるとガスを放出する安全装置が取り付けられたホルダーの蓄ガス器は、給油空地等以外の場所で、かつ、次の①又は②の場所に設置されていること。
 - ① 給油空地等の排水溝等から5 m以上、かつ、専用タンク等の注入口から24 m（注入口の周囲を排水溝で15㎡以下に区画した場合にあっては8 m）以上の離隔距離が確保されている場所
 - ② 給油空地等及び専用タンク等の注入口周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所（蓄ガス器が給油空地等及び専用タンク等の注入口に面した側に、高さ2 m以上の鉄板等の防熱板が設けられている場所）
- (エ) ディスペンサー
- a 給油空地等以外の場所に設置されていること。
 なお、車両停車位置を給油空地等以外にペイント等で明示すること。



第12-45図 ディスペンサーの設置例

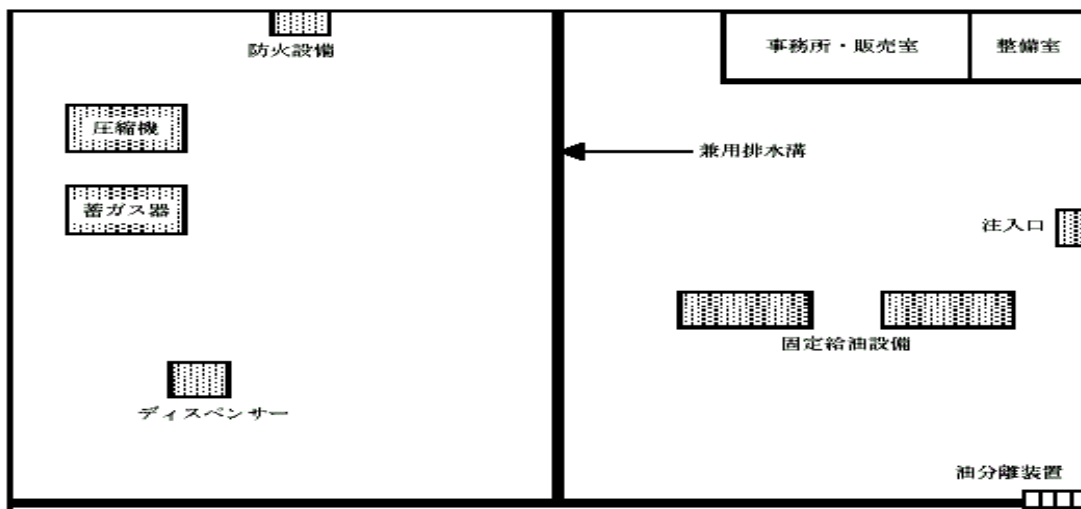
- b 充てんホースの先端に天然ガス自動車の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁が設けられていること。
 - c 充てんホースに著しい引張力 (2,000N以上) が加わった場合に、当該充てんホースの破断によるガス漏れを防止する措置として、離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カプラーが設けられていること。
 - d 自動車等の衝突を防止するための措置として、ディスペンサー周囲に防護柵、ポール等が設けられていること。
- (d) ガス配管
- a 配管は、給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - b 地下に埋設する方法、トレンチ内に設置する方法以外の方法で設置される配管には、自動車等の衝突を防止する措置として、防護柵、ポール等が設けられていること。
 - c トレンチ内等の漏れたガスが滞留する場所に設置される配管の接続は、溶接による方法で行われていること。ただし、溶接以外の方法で接続する場合には、当該接続部の周囲に爆発下限界の $1/4$ 以下の濃度で天然ガスを検知する性能を有し、かつ、検知した場合に警報を発するガス漏えい検知警報設備が設置されていること。
 - d ガス導管から圧縮機へのガス供給及び蓄ガス器からディスペンサーへの供給を緊急に停止することができる装置（以下「緊急停止装置」という。）が設けられていること。
 - e 緊急停止装置の起動装置の設置場所は、次の(a)及び(b)、又は(a)及び(c)の2箇所以上であること。
 - (a) 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
 - (b) 圧縮機、蓄ガス器及びディスペンサーからそれぞれ水平距離で15m以上離れた場所。ただし、水平距離では、15m未満の場所であっても障壁等の遮へい物を設置することによって、迂回距離で15m以上あれば、水平距離で15m以上離れた場所として取り扱うことができる。
- (c) 事務所内
- (h) 電気設備
- 地上に設置された圧縮機、蓄ガス器、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から 4 m の範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、付随設備等）は、高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。



第12-46図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲
(ディスペンサー外面から4mの範囲内の電気設備がすべて対象)

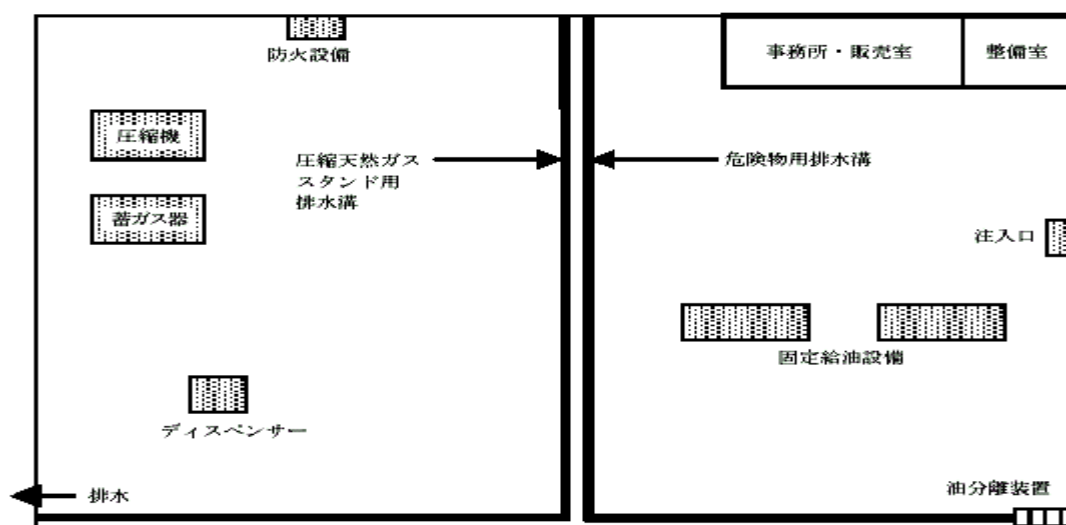
(イ) 排水溝等

- a 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー及びガス配管に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
- b 排水溝は油分離装置に接続されていること。
- c 圧縮天然ガススタンドの排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合は、次によること。
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - (b) 圧縮天然ガススタンド用の排水溝は、油分離装置に接続しなければならない

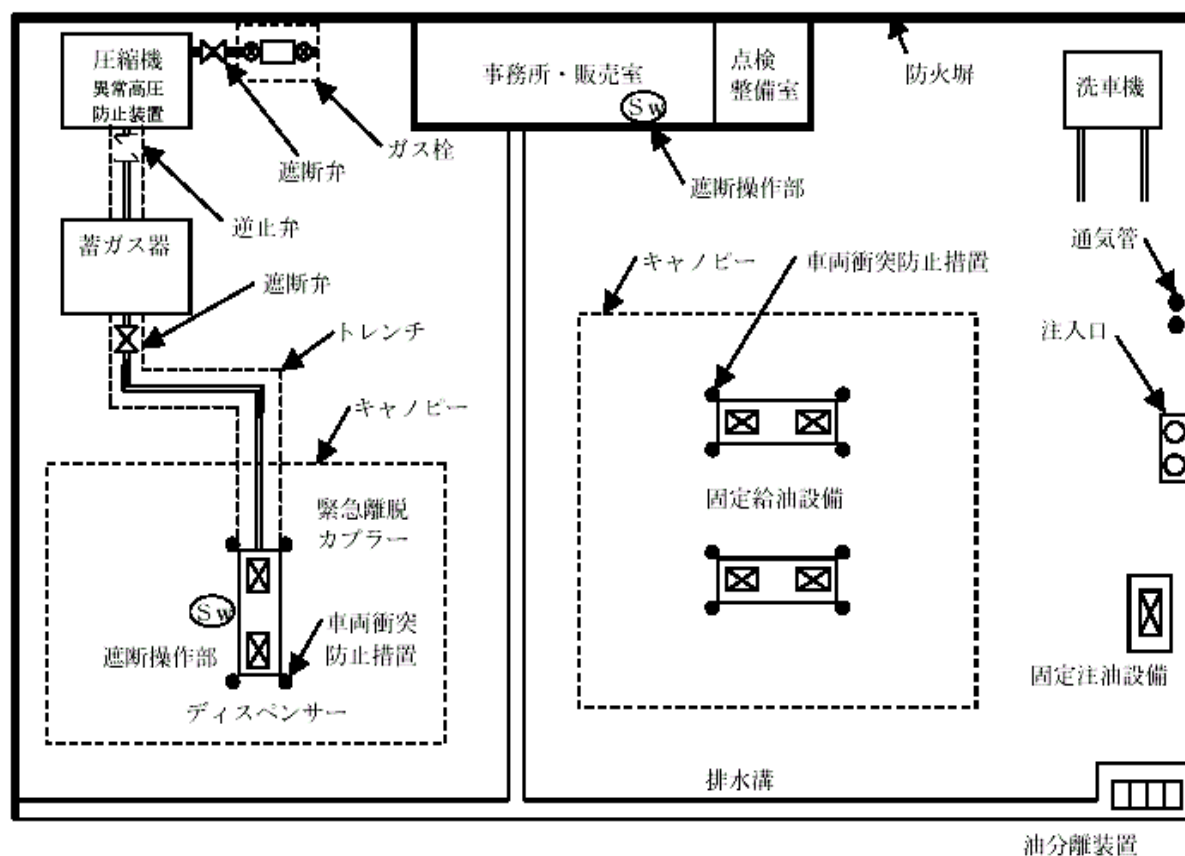


第12-47

図 危険物用と圧縮天然ガススタンド用の兼用排水溝の設置例



第12-48図 危険物用と圧縮天然ガススタンド用の排水溝を別々に設置した例

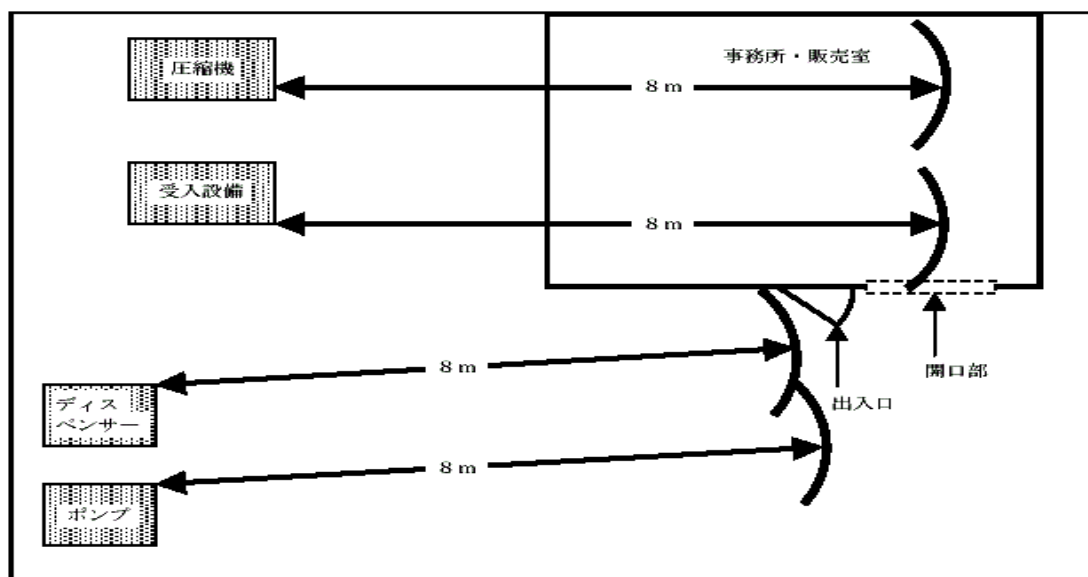


第12-49図 屋外給油取扱所に圧縮天然ガス充てん設備を併設した例

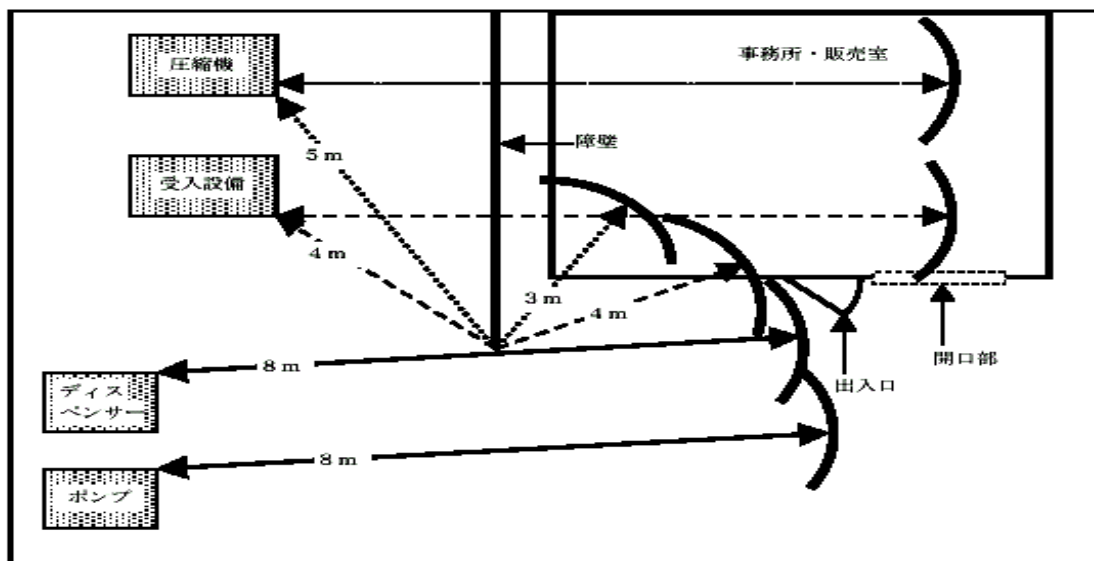
イ 液化石油ガススタンド関係

(ア) 建築物・工作物

- a 液化石油ガススタンドの業務を行うための事務所は、危規則第27条の3第3項第1号の2の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。
- b 危省令第27条の3第3項第1号から第5号までに掲げられる以外に建築物が設けられていなく、かつ、第1号の2から第3号までの床面積の合計が300㎡を超えていないこと。
- c 地上に設置された液化石油ガススタンドの圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、充てんホース先端及び溶接以外の配管接合部から8 m未満となる建築物の開口部ははめごろし戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では8 m未満となるが、高さ2 m以上の不燃材で造られた障壁によって迂回距離で8 m以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内のすべての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。



第12-50図 8 m未満に建築物の出入口、開口部がある例



* 迂回距離は、設備から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離との合計とすること。

第12-51図 建築物の出入口、開口部が障壁による迂回距離によって8m以上となる例

d 液化石油ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定

危省令第25条の6に規定する上屋等の算定方法は、ア(7) e の例によること。

(イ) 圧縮機

ア(イ) a、c 及び e の例によること。

(ロ) 貯蔵設備

a 貯槽は、給油空地等以外の地盤面下の貯槽室に設置され、かつ、次のいずれかの措置が講じられていること。

(a) 貯槽の周囲に乾燥砂が詰められていること。

(b) 貯槽が水没されていること。

(c) 貯槽室内が強制換気されていること。

b ガス漏えい検知警報設備が設けられていること。

c a (c) の貯槽室は、ア(7) d (a)、(c)～(f)、(h)、(i)、(k) 及び(1) の例によるほか、次によること。

(a) 階段の地上部分又は地上部分の固定はしごの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さ1mを加えた距離以上離れ（地上部分が高さ2m以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合は除く。）、かつ、通気管の先端部から水平距離で4m以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部から水平距離を1.5m以上とすることができる。

① 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、防火戸等が設けられていること。

なお、当該壁に設ける開口部は、網入りガラスのはめごろし戸であること。

- ② 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ60cm以上の不燃材の壁が、出入口には防火戸等が設けられているとともに、階段又は固定はしごの最下部に換気装置と連動する可燃性蒸気検知設備が設置されていること。

(b) 換気設備が次のとおりに設置されていること。

- ① 吸気口は、通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取り扱う設備から水平距離で4 m以上離れていること。
- ② 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ5 m以上の場所に設けられていること。
- ③ 最大能力が貯槽室床面積1 m²当たり0.5m³/minであり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）であること。
- ④ 換気設備は、貯槽室にガスが滞留しないように設けられていること。

(エ) 受入設備

- a 液化石油ガスの荷卸し等を行う車両（以下「LPGローリー」という。）からの受入設備及びLPGローリーの荷卸し等を行うための停車場所が給油空地等以外の場所に設けられていること。
- b 自動車等の衝突のおそれのある場合には、衝突防止措置が講じられていること。

(オ) 充てん用ポンプ

- a 給油空地等以外の場所に設けられていること。
- b 吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するために、次の措置が講じられていること。
- (a) 容積型ポンプには、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置。
- (b) 遠心型ポンプには、ポンプ吸引側で気体が吸収された場合にポンプを自動的に停止するほか、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置。

(カ) ディスペンサー

ア(エ)によること。

(キ) ガス配管

ア(オ)（cのガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。）によること。

(ク) 防火設備

- a 散水装置等の加圧送水装置の設置場所は、散水対象場所から水平距離で15m上離れた場所とすること。ただし、水平距離では、15m未満の場所であっても障壁

等の遮へい物を設置することによって、迂回距離で15m以上あれば、水平距離で15m以上離れた場所として取り扱っても支障ない。

b 加圧送水装置の起動装置の設置場所は、次の(a)及び(b)、又は(a)及び(c)の2箇所以上とすること。

(a) 充てん作業を行っている従業員等がすみやかに操作できるディスペンサー付近

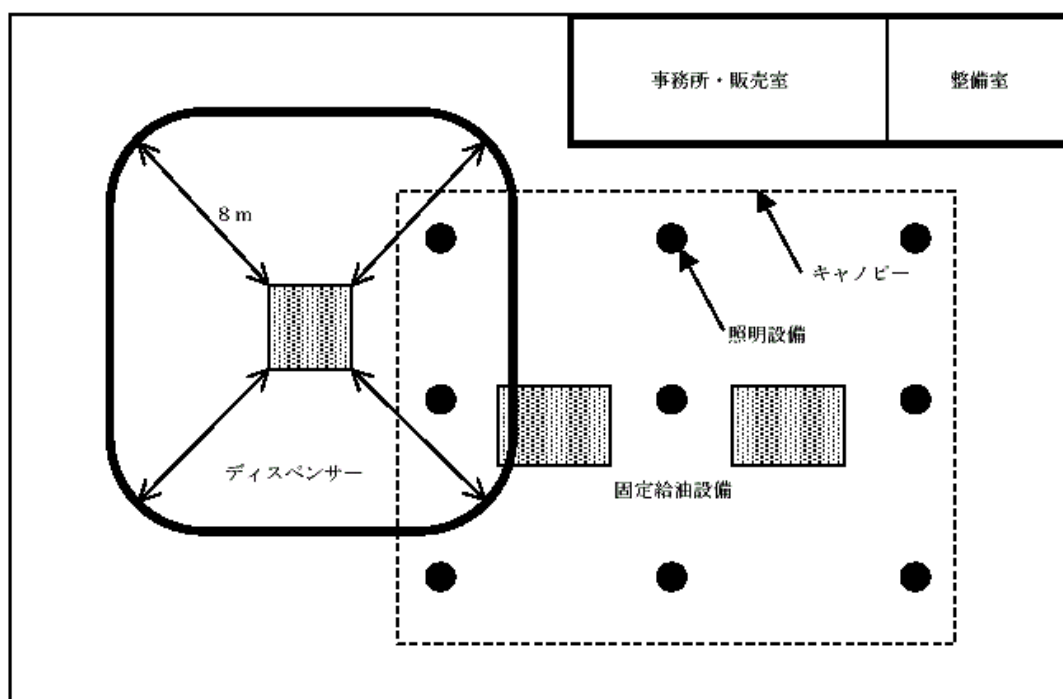
(b) 散水対象場所から水平距離で15m以上離れた場所

(c) 事務所内

(ケ) 電気設備

地上に設置された圧縮機、受入設備、充てんポンプ、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から8mの範囲内にある電気設備は高さに関係なく耐圧防爆措置が講じられていること。

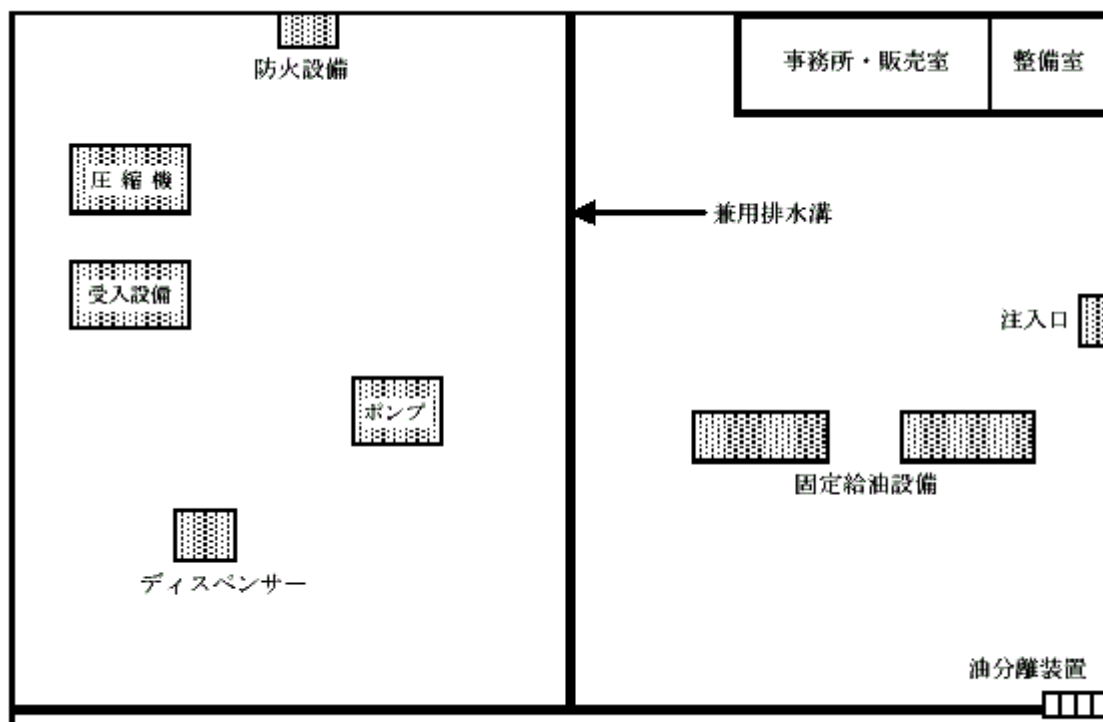
また、8mの範囲内に排水溝、トレンチ配管のピット等が一部でも存する場合は、油分離槽のガス漏れ検知警報設備が設置された槽までの間の排水溝、トレンチ配管のピット等から左右それぞれ1.5mの範囲については、ガスの滞留するおそれのある場所として規制されることから、その範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）も高さに関係なく耐圧防爆措置が講じられていること。



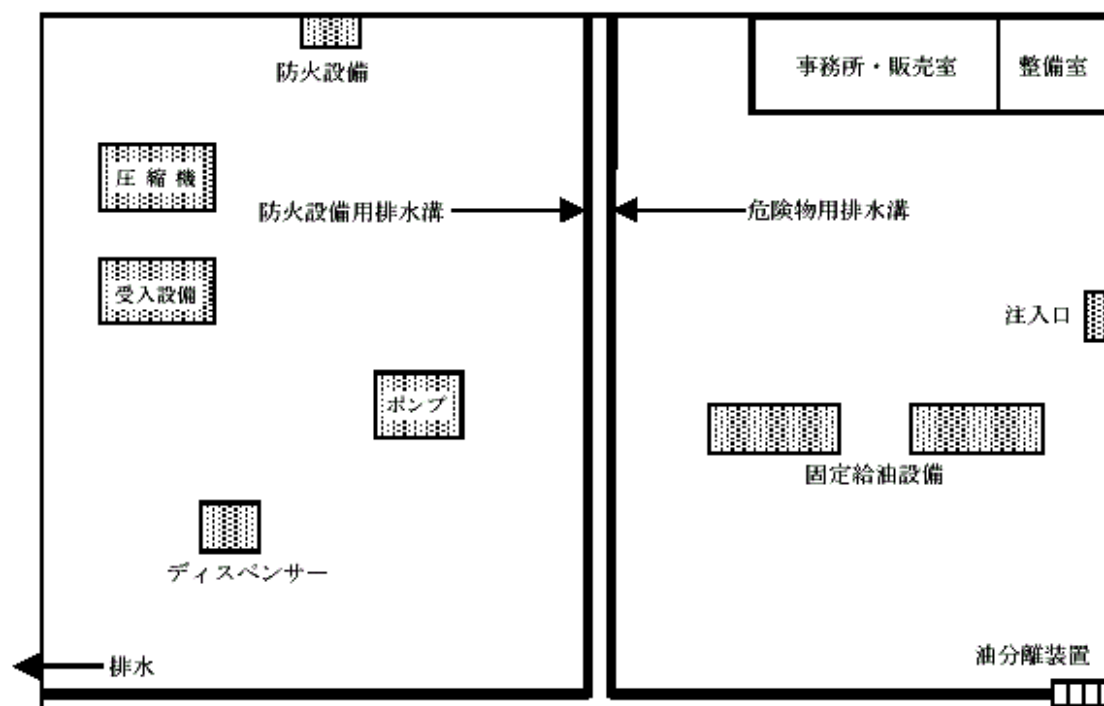
第12-52図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲
(ディスペンサー外面から8mの範囲内の電気設備が全て対象)

(コ) 排水溝等

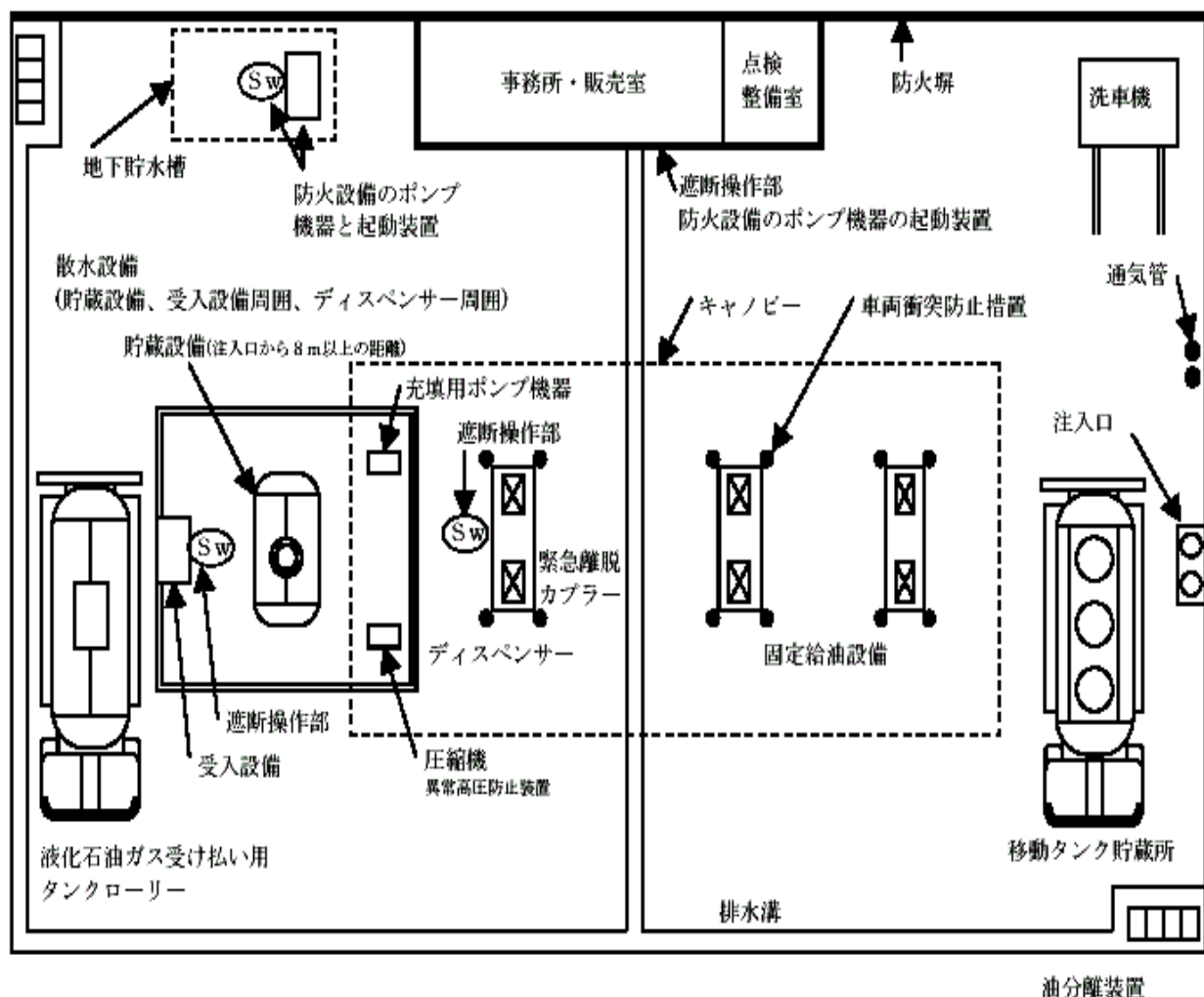
- a 防火設備から散水された水が給油空地等及び専用タンク等の注入口に達することを防止するための防火設備用の排水溝が設けられていること。
- b 専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
- c 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝は兼用のものでも支障ないが、この場合は、排水溝は油分離装置に接続されていること。
- d 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合には、
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - (b) 防火設備用の排水溝は、油分離装置に接続することなく一般下水道に接続しても支障ないものであること。



第12-53図 危険物用と防火設備用の兼用排水溝の設置例



第12-54図 危険物用と防火設備用の排水溝を別々に設置した例



第12-55図 屋外給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例

9 自家用給油取扱所（危省令第28条）

2 及び 3 (1)、(5) から (20) 又は 4 によるほか、次によること。

(1) 空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から 4 m 以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側であること。

(3) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。

(4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められる。

10 メタノール等給油取扱所（危省令第28条の2、第28条の2の2、第28条の2の3）

メタノール等を取り扱う給油取扱所については、次によること（平6、3.25 消防危第28号通知）。

(1) 適用範囲

ア 法令の適用

メタノール自動車用燃料として使用される第4類の危険物のうち、メタノール等を取り扱う給油取扱所については、危規則第28条の2から同条第28条の2の3までの特例を定めていない事項については、危政令第17条第1項から第3項までの基準が適用になるものであること。

イ メタノール等の燃料

(ア) 危政令第17条第4項に規定する「メタノール」とは、メタノール100%（M100）をいい、「これを含有するもの」には、メタノール85%と特殊なガソリン成分15%の混合物（M85）のほか、メタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当するものであること。

(イ) 第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

ウ 適用される給油取扱所

(ア) ガソリン、軽油等を取り扱う給油取扱所にメタノール等を取り扱う給油施設を併設する給油取扱所

(イ) メタノール等のみを取り扱う給油取扱所

(2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項

ア メタノール等を取り扱う専用タンク

(ア) メタノール等を取り扱う地下貯蔵タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造によるものとし、直接埋設方式（二重殻タンクを除く。）及び危険物の漏れ防止構造は認められないものであること。

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けるものとし、計量口を設けることはできないものであること。

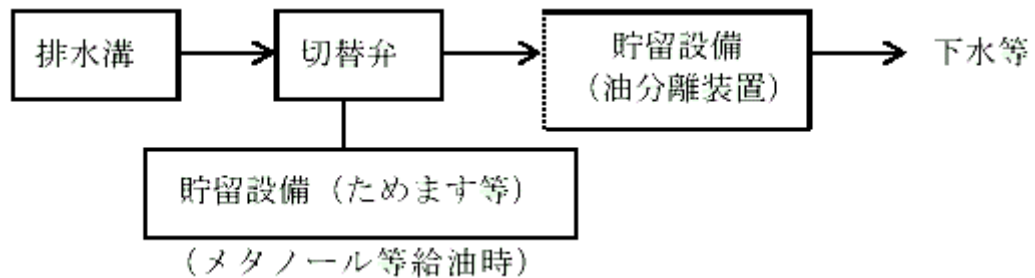
(ウ) 地下に設ける専用タンクは、メタノールと灯油が混合することを防止する必要から、中仕切りをして灯油と同一タンクとしないよう指導する。

イ 給油空地等の危険物流出防止措置

措置例としては、排水溝、切替弁及び貯留設備（油分離装置、ためます等）を設ける方法があるが、切替弁、油分離装置及びためます等については、次の構造及び機能等を有するものであること。

なお、メタノール等のみを取り扱う給油取扱所についても、メタノール等以外の危険物を取り扱う場合（オイル交換等）があるため、油分離装置を設けるよう指導

すること。



(ア) 切替弁は、次のとおりとする。

- a 流れ方向が表示されるものであること。
- b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(イ) 油分離装置

3(6)ウ(ア)a及びb（メタノール等ものみを取り扱う給油取扱所に設ける油分離装置については、bを除く。）によるものとする。

(ウ) ためます等

ためますのほか、地盤面下に埋設された鋼製又はFRPのタンク等があるが、いずれも危告示第4条の51に規定する数量以上のメタノール等が収容できる容量を有するものとする。

(エ) その他

給油空地のうちメタノール等を取り扱う部分（以下「メタノール等の給油空地」という。）とメタノール等以外の危険物を取り扱う部分及び注油空地（以下「その他の給油空地等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等の給油空地に係る排水溝に切替弁及びためます等を設けるとともに、その他の給油空地等に係る排水溝に油分離装置のみを設けることで足りるものとする。この場合、メタノール等の固定給油設備及びメタノール等以外の固定給油設備等は、それぞれの排水溝から次表の距離を保つこと（第12-57図参照）。

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距 離
3 m以下	4 m以上
3 mを超え4 m以下	5 m以上
4 mを超え5 m以下	6 m以上

※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第17条第1項第12号イ及び第13号ロに定めるもの。

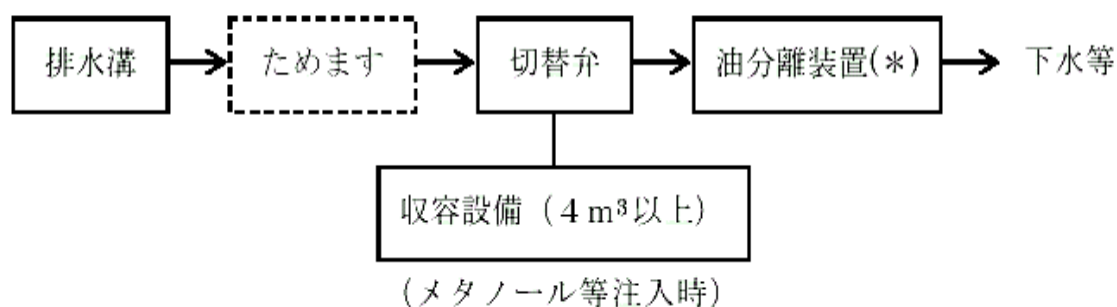
ウ 専用タンクの注入口の危険物流出防止措置

(ア) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノ

ール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けることができる。（第12-59図参照）

- (イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること（第12-58図参照）。
- (ウ) 排水溝、切替弁、漏れた危険物を収容する容量4 m³以上の設備（以下「収容設備」という。）及び油分離装置は、次のとおりとすること。

なお、切替え弁の手前にためますを設けるよう指導する。



＊ メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合は設置を要しない。

a 切替弁

- (a) 流れ方向が表示されるものであること。
- (b) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

b 収容設備

- (a) 地盤面下に埋設された鋼製又はFRP製のタンク等とすること。
- (b) 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

c その他

- (a) 危政令第17条第2項第11号の上部を有する屋内給油取扱所においては、危省令第25条の10第2号の設備を排水溝及び収容設備とみなすことができる。
- (b) 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、前イの給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及びためます等と兼ねることができる（第12-58図参照）。

エ 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠する等容易に開放できない構造とすること。

オ メタノール検知設備

(ア) メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合にあつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検知するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができる。

カ 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となり、注入時にホースを結合した場合に開放状態（スタンバイ状態）とすることができる構造のものは、当該注入口には弁を設けないことができる。

キ 専用タンク等の通気管

(ア) メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとすること。

(イ) メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けるよう指導する。

なお、メタノールを取り扱う専用タンクの通気管に可燃性蒸気回収設備を設ける場合は、当該メタノールを注入することとなる移動タンク貯蔵所にも可燃性蒸気回収設備を設けるように指導する。

ク 給油ホース等の材質

固定給油設備のポンプ、配管、パッキン、給油ホース等は、メタノール等に対して侵されないものとする必要があること。

すなわち、メタノールを使用する場合は、耐アルコール性を有するEPゴム、ブチルゴム、クロロプレンゴム、ハイパロンゴム等が適しており、メタノールを含有するものを使用する場合には、耐アルコール性及び耐油性を有するニトリルゴム、フッ素ゴム、ハイパロンゴム等が適している。

なお、金属では鉛、亜鉛、アルミニウム等は腐食され、ゴム類ではシリコンゴム、ネオプレンゴム等は膨潤劣化するので使用することはできないものである。

ケ 消火設備

メタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型泡消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とするよう指導する。

コ 警報設備

メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置するよう指導する。

(3) 取扱いの技術上の基準に関する事項

ア 切替弁の操作

- (ア) 切替弁の操作により排水溝が前(2)イのためます等又はウの収容設備（以下「収容設備等」という。）に接続されていることを確認した後に、メタノール等を自動車等に給油し、又は移動貯蔵タンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入すること。
- (イ) メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行うこと。

イ 収容設備等からの危険物等のくみ上げ

漏れたメタノール等を確実に収容するため、随時、収容設備等を確認し、危険物又は雨水等（以下「危険物等」という。）が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

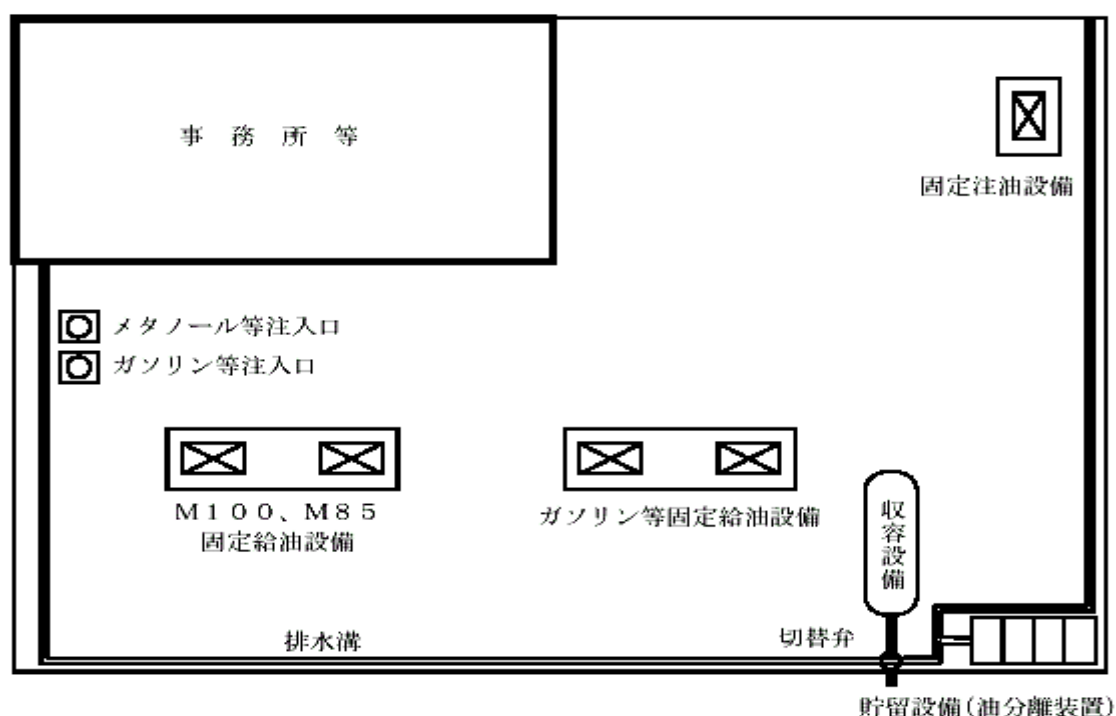
ウ 移動貯蔵タンクからの注入

メタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、移動貯蔵タンク内が常に爆発範囲となるため、当該移動貯蔵タンクの注入口を開放した状態でおこなわないこと。

なお、移動貯蔵タンク内には複動式の安全装置が設けられているため、注入口を開放しなくてもタンクの変形、注入時間の遅延等は起こらないものであること。

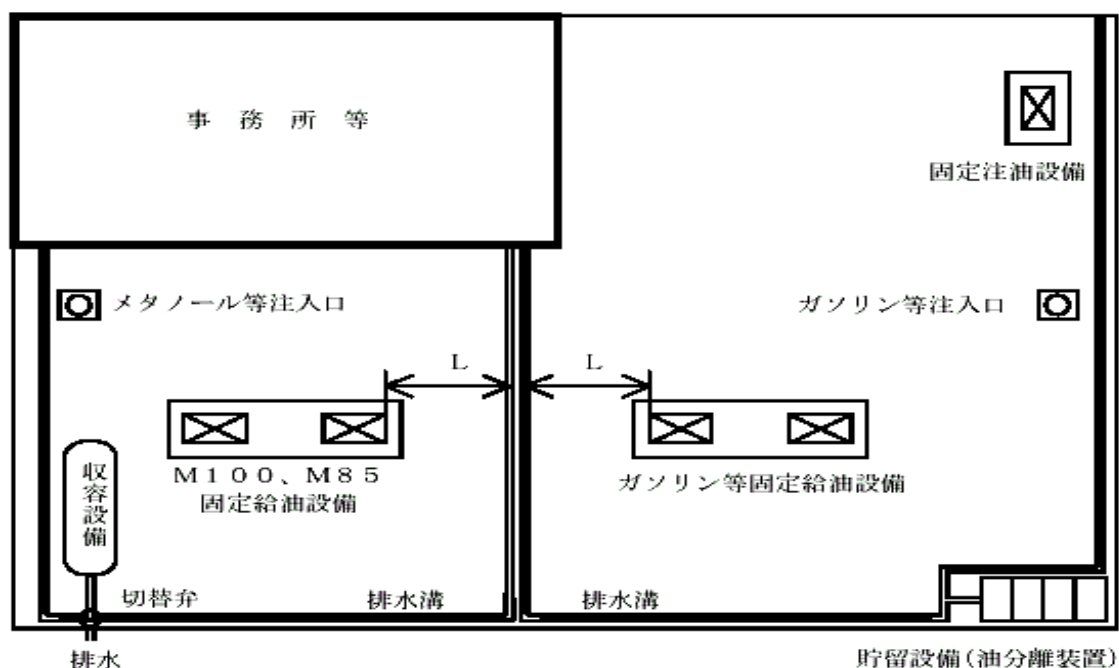
メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、貯留設備（油分離装置、ためます等）及び収容設備の接続例を示す。

- (ア) 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



第12-56図

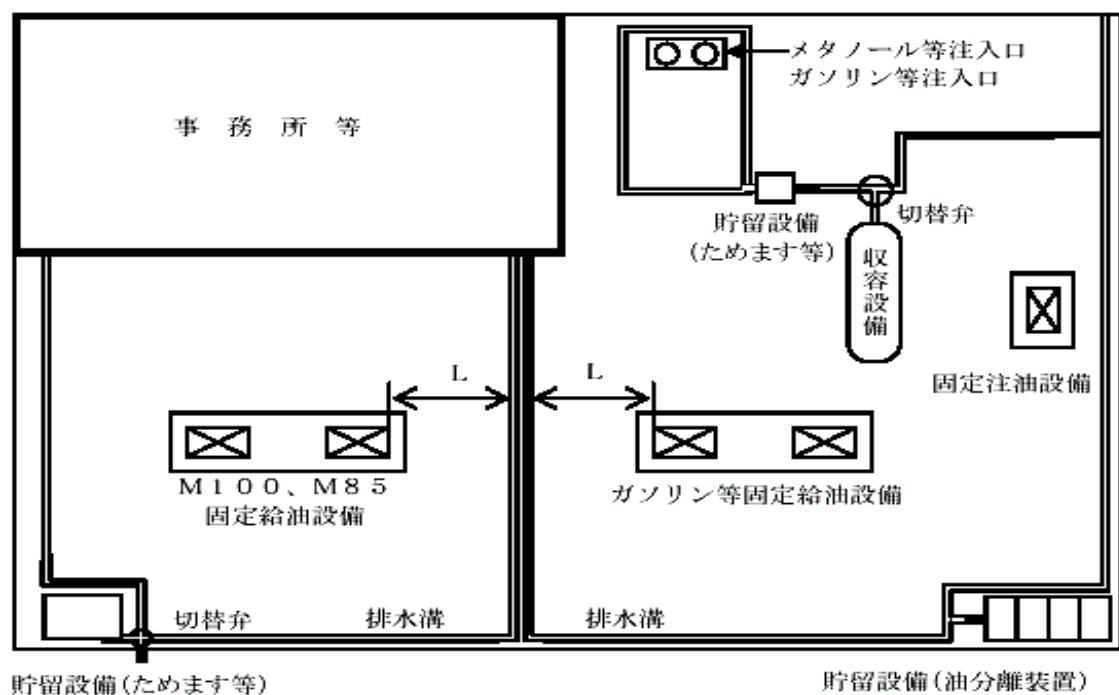
- (イ) メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

第12-57図

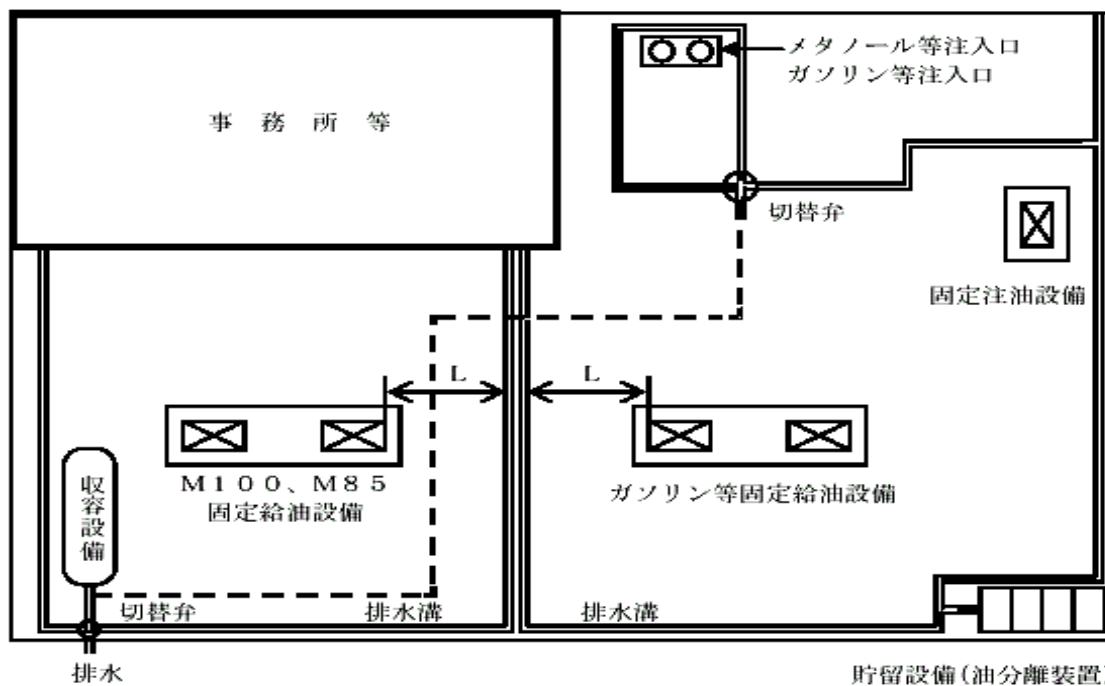
- (ウ) メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

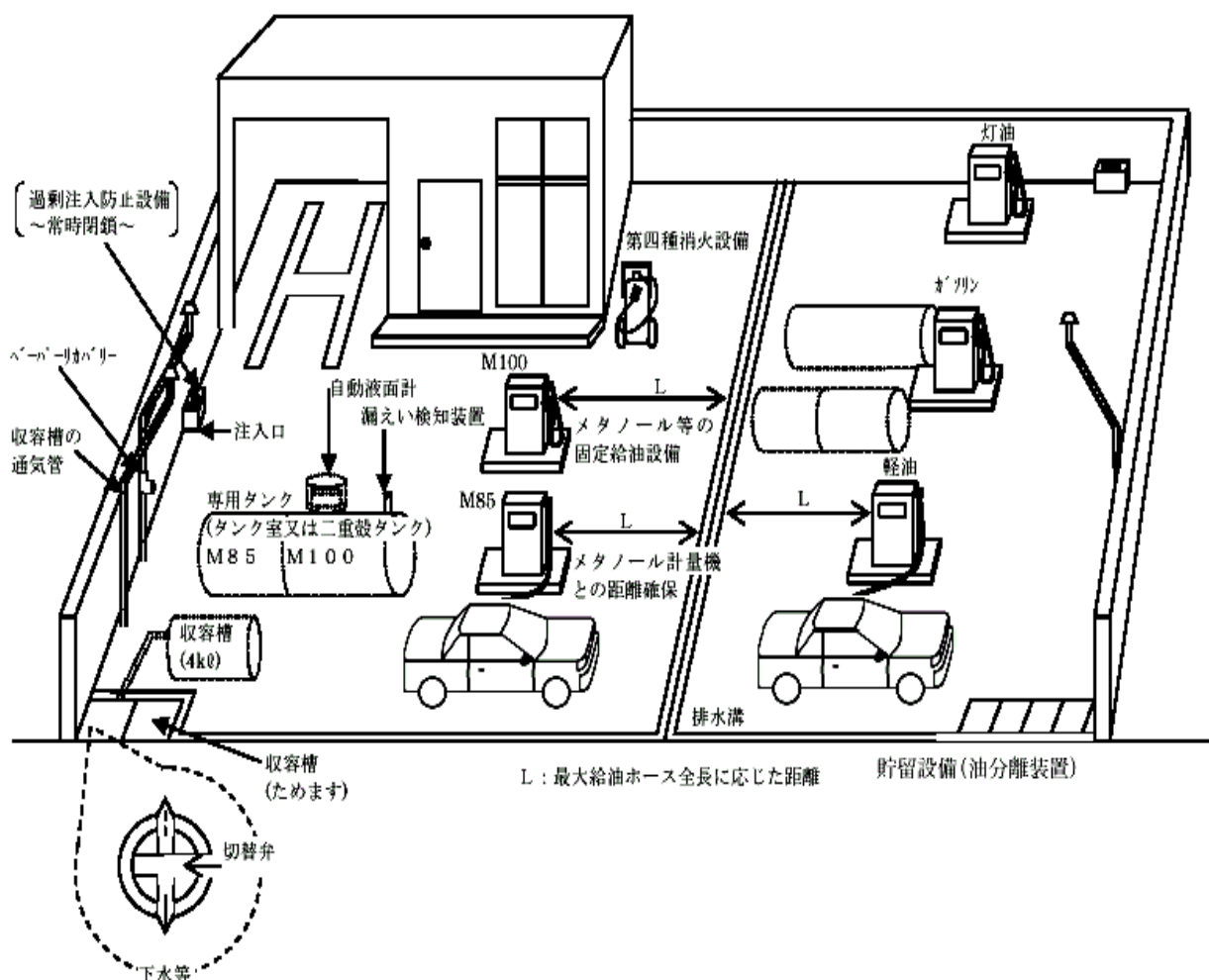
第12-58図

(エ) メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること

第12-59図



第12-60図 ガソリン等とメタノール等を取扱う給油取扱所の設置例

11 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

(危省令第28条の2の4、28条の2の5、28条の2の6、28条の2の7)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること(平10.3.13 消防危第25号)。

(1) 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(以下「セルフ給油取扱所」という。)は、顧客用固定給油設備等により顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車(以下「自動車等」という。)に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。

※ 顧客用固定給油設備により顧客がガソリン又は軽油を容器に詰め替えること及び顧客用固定注油設備により顧客が灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできない。

(2) セルフ給油取扱所(屋外)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危省令第28条の2の5の規定によるほか、次によること。

ア セルフ給油取扱所の表示

セルフ給油取扱所である旨の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等

の記載、看板の指示等により行うことで支障ない。また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

なお、表示の方法等は、次によること。

- (ア) 看板等による場合は、3 (17) による。
- (イ) 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行う。
- (ウ) 表示の位置例
 - a 顧客が通常進入する入口付近の見やすい箇所
 - b 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所
- (エ) 表示方法例
 - a 防火塀、壁、地盤面等にペイント等で直接表示する方法
 - b キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法
 - c 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

イ 顧客用固定給油設備

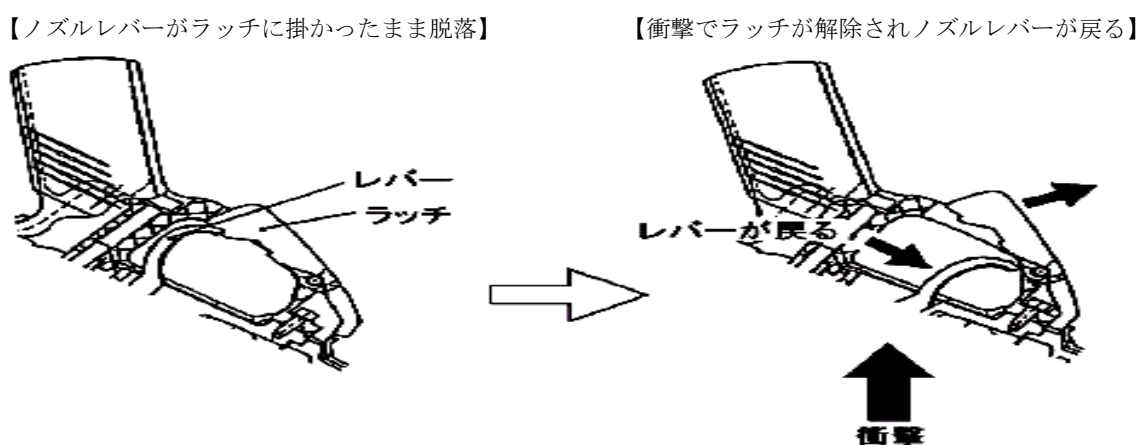
- (ア) 給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の a から c によること。
 - a 給油開始時のノズル制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

 - (a) 手動起動方式（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）
 - ① 満量停止制御装置の作動等により給油ノズルへの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造としたもの
 - ② 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定が機械的に解除（給油停止）される構造としたもの

なお、ラッチの固定解除は、確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合にあつても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造とすること。
 - (b) 自動起動方式（給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）

- ① 前(a)①、②に示す構造のもの
 - ② 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの
 なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられたものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造であること。
- b 脱落時停止制御装置
- 構造等の例としては、次のものがある。
- (a) 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの（第12-61図参照）



第12-61図 脱落時停止制御装置の構造例

- (b) 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの
 なお、給油ノズルは、給油口から容易に脱落しない給油口に差し込まれるノズルの部分に、らせん状の脱落防止装置等を備えた構造とするよう指導する。
- c 給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置
- 給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気相部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがある。燃焼処理、高所放出処理等を行うものにあっては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。
- なお、この場合において、可燃性蒸気回収装置の性能は、給油口の周囲に放出される可燃性蒸気の濃度が、当該危険物の燃焼下限値未満（ガソリンの場合は、1.4%未満）となること。
- 構造等の例としては、次のものがある。
- (a) バランス式可燃性蒸気回収装置
- 給油ノズルに付帯するベローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させるこ

とにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から放出される蒸気をベローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものである。

なお、ベローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されることのない構造（給油口に密着していないと給油ができないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

(b) アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置

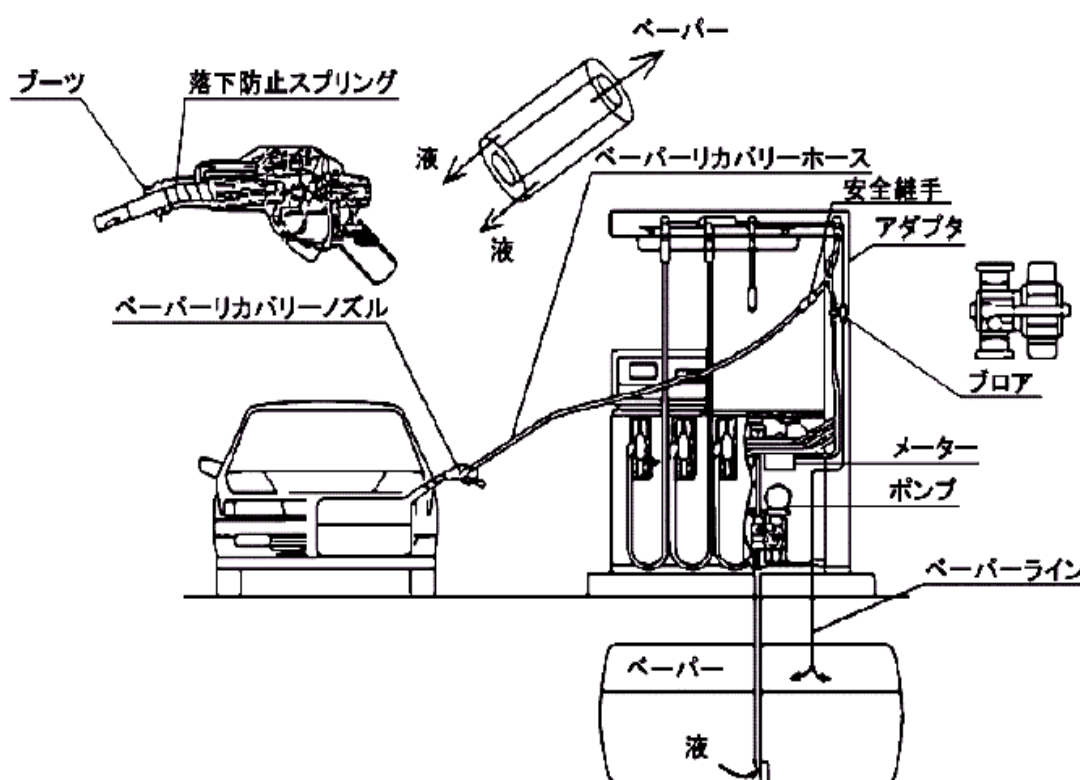
給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの（第12-62図参照）

なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク等に影響を与えないものとするとともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置が講じられていること。

上記によるほか、次により指導する。

- ① 可燃性蒸気の回収配管（固定給油設備の本体内部並びに給油ホース若しくは給油ノズルに附随する部分を除く。）は、通気管と同様の材質、構造とすること。
- ② 可燃性蒸気の回収は、原則として専用タンク内の気相部に回収するものとし、燃焼処理又は高所放出処理は行わないこと。

なお、専用タンク内の気相部への回収が困難な場合等で高所放出による処理を行う場合は、放出部の位置及び構造は、通気管の先端部の例によること。



(送油管及び蒸気回収管に取付けられたブロアが給油時に働き、蒸気を回収するもの。)

第12-62図 可燃性蒸気回収装置の構造例

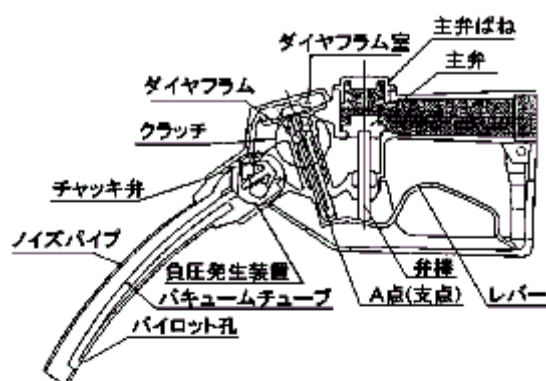
(イ) 満量停止制御装置

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能すること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、150 / min程度（軽油専用で吐出量が600 / minを超える吐出量のものにあつては、250 / m

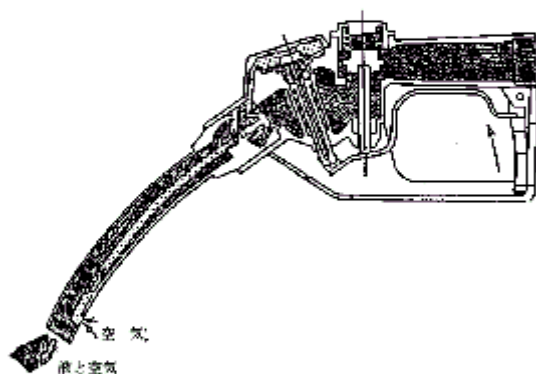
in程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能すること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

1 給油前の状態及び各部の名称

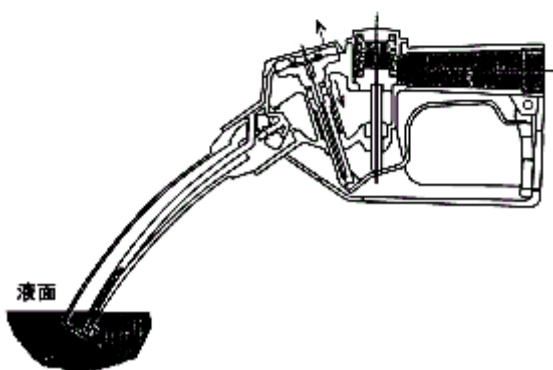


2 給油時の状況



【構造図】

3 オートストップ機構作動後の状況



- (1) レバーを引き上げると、クラッチがロックされていることから、A点を支点として弁棒を押し上げ主弁が開く。

- (2) 液は主弁を通過し、チャッキ弁を押して流出される。
- (3) この時、負圧発生装置より負圧が発生するが、パイロット 孔より空気が補給されるため、ダイヤフラム室への負圧は高
くならない。

- (1) 液面が上昇しパイロット孔を塞ぐと、空気の補給がなくなり 負圧は急激に高まる。
- (2) ダイヤフラム室のダイヤフラムは負圧によって上方へ移動 し、クラッチのロックが解除されレバーは支点を失う。
- (3) 主弁バネの力により主弁が閉じ、液の流れは止まる。
- (4) レバーを元の位置に戻すと、給油前の状態に戻り、次の補
給に備える。

第12-63図 満量停止制御装置の構造例

(ウ) 給油ホース（緊急離脱カプラー）

給油ホースは、著しい引張力（2,000N）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止できる構造であること。

構造等の例（緊急離脱カプラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油ノズル側）を弁により閉止する構造であること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、当該カプラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

(エ) 誤給油防止制御装置

誤給油防止制御装置は、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については、対象外であること。

構造等の例としては、次のものがある。

a コンタミ（Contamination＝汚染）防止装置によるもの

給油ノズルに、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定（吸引）して油種を判定する装置を設け、給油ノズルの油種と一致した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

b 油種別ポンプ起動によるもの

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

(a) 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等で確認し、制御卓で油種を設定するものであること。

(b) 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの

この場合、顧客側のインターホン端末及び油種設定装置は、給油に支障のない位置（同一アイランド上など）に設置すること。

c その他

ガソリン又は軽油のいずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなす。

(d) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御装置の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、給油量にあってはガソリンを100ℓ以下、軽油を200ℓ以下とし、給油時を4分以内に、それぞれ設定するよう指導する。ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあっては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間とする（平12.2.1 消防危第12号通知）。

構造等の例としては、次のものがある。

a 制御装置

次の制御機構等により、固定給油設備の1操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたものであること。

(a) 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）

(b) POSと固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS本体で設定する。）

b 設定を容易に変更できない構造等

前aのマイコン又はPOSにより上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入

力、専用のキー、カードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更ができない機能を有する構造としたものであること。

(カ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができること。

なお、既存の感震器にあつては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えないものであること。

構造等の例としては、次のものがある。

顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがあること。

ウ 顧客用固定注油設備

(ア) 注油ノズル

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。

(イ) 満量停止制御装置

自動的に停止する構造は、150 /min程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(ロ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、注油量及び注油時間の上限をそれぞれ1000 以下及び6分以内に設定するよう指導する（平12.2.1 消防危第12号通知）。

(エ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

エ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等

衝突防止措置等の措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

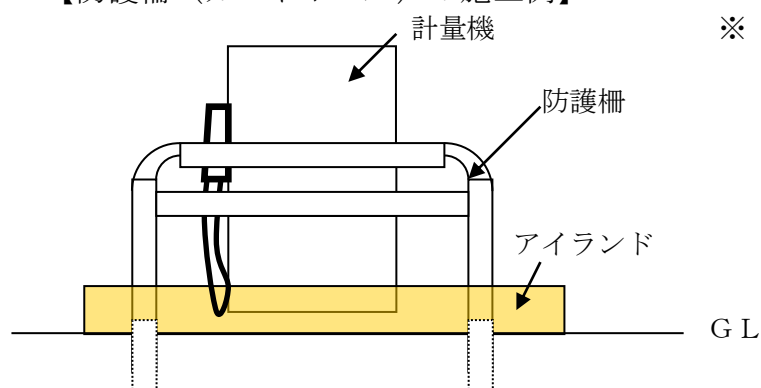
(ア) 衝突防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 共通事項

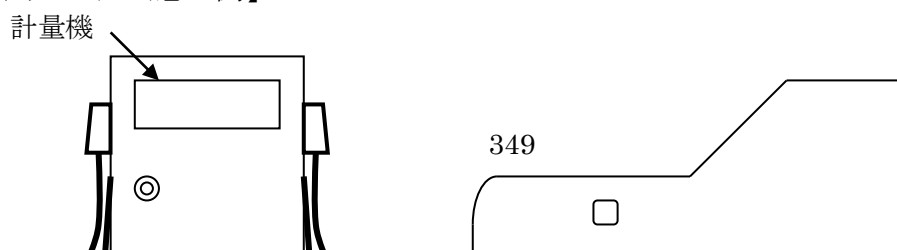
- ① 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの。
 - ② 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を完全に防止するための構造、強度は要しない。）。
 - ③ ガードポール又はアイランドを設置する場合は、緩衝空間を考慮し、当該固定給油設備等と十分な距離を確保して設置するよう指導する。
 - ④ 大型トラック等が利用する固定給油設備等の衝突防止措置は、ガードポール、十分な高さで緩衝空間を確保したアイランド又は防護壁等とするよう指導する。
- (b) ガードポール等によるもの
- 固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置することを要しない。
- (c) アイランドによるもの
- ① 固定給油設備等をコンクリート製等のアイランド上に設置するもの
 - ② アイランド等は、高さ15cm程度以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの
- b 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止装置を要しないものであること。
- c 第12. 4 (2) エに示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることができる。

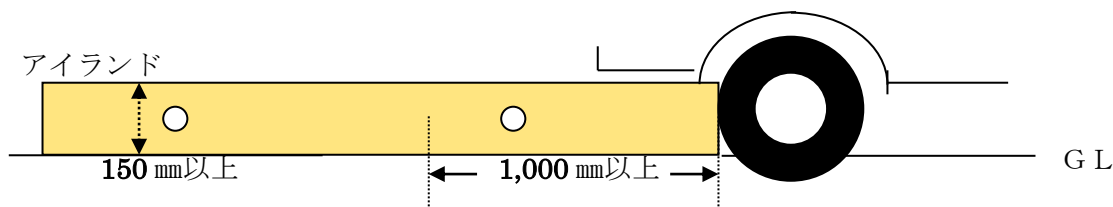
【防護柵（ガードポール）の施工例】



- ※ 防護柵
- 高 さ 800mm 以上
 - 配管径 60mm 以上
 - 地盤埋め込み 300mm 以上

【アイランドの施工例】





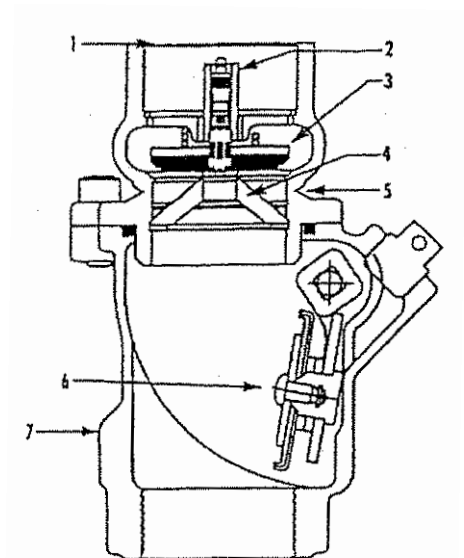
第12-64図 衝突防止措置の例

(イ) 転倒時の漏えい拡散防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 立ち上がり配管遮断弁

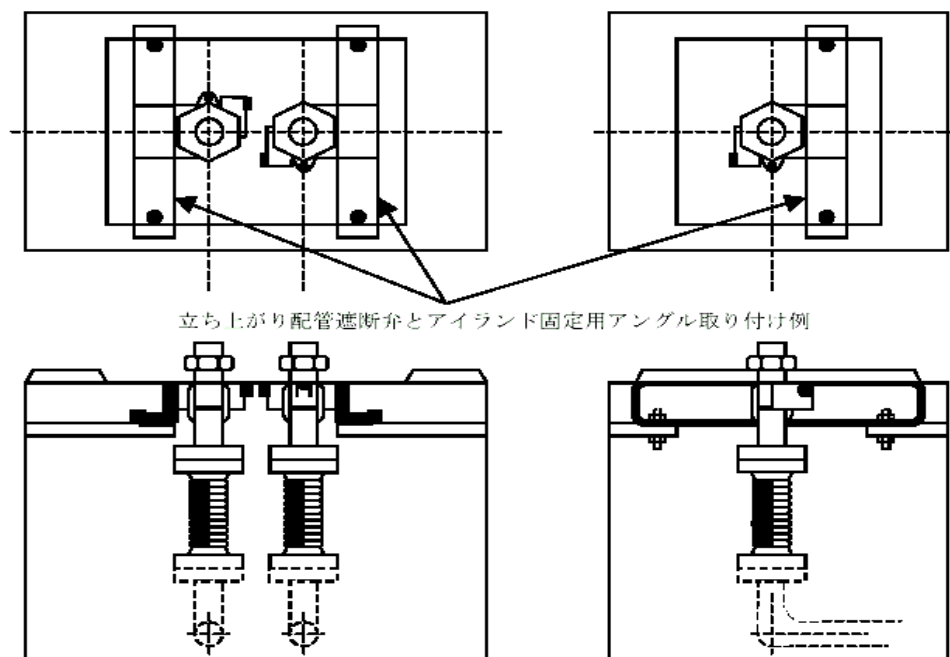
- ① 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとすること(第12-65図参照)。



- 1 吐出部
- 2 熱圧力膨張弁 熱膨張による圧力上昇を逃がす。
- 3 二次側遮断弁 固定給油設備側からの危険物の流出を防止する。
- 4 燃料流路
- 5 破断部
- 6 一次側遮断弁 地下タンク側からの危険物の流出を防止する。
- 7 本体構造

第12-65図 立ち上がり配管遮断弁の構造例

- ② 当該遮断弁は、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること(第12-66図参照)。



第12-66図 立がり配管遮断弁の取り付け例

(b) 逆止弁

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置すること。

- b 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しないものであること。
- c 危省令第25条の2第2号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によることとすることができる。

オ 固定給油設備等及びその周辺への表示

(ア) 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

なお、表示の位置等は、次によること。

- a 表示の位置は、顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等とすることができる。
- b 表示方法は、前 a の位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことができる。

(イ) 自動車等の停車位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ5 m、幅2 m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2 m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

なお、自動車等の停車位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さないこと。

(ウ) 使用方法・油種等の表示

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」（平13.8.13 消防危第95号通知）等保安上必要な事項を併せて記載すること（第12-67図参照）。

なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色をする場合には、危省令第28条の2の5第5号ロの「色」欄に定めた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。したがって、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いることができる。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導する。



△ 事故の未然防止のために

- 給油前に必ず自動車のドア・窓をお閉めください。
- 静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分に触れてください。
- 給油作業は必ず一人で行なってください。
- 給油口付近にお子様近づかないように注意してください。
- その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。

第12-67図 保安上必要な事項の表示例

(エ) 顧客用以外の固定給油設備等の表示

a 表示の場所

固定給油設備等には、顧客自らが用いることができない旨を見やすい箇所に表示すること。

b 表示の内容

「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

カ 制御卓、その他の設備

(ア) 制御卓の位置

すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できるとは、給油される自動車等がない場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであり、壁等により死角となる部分がないこと。

なお、コンビニエンスストア等が併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めることができる（平10.10.13 消防危第90号質疑）。

上記によるほか、次により指導する。

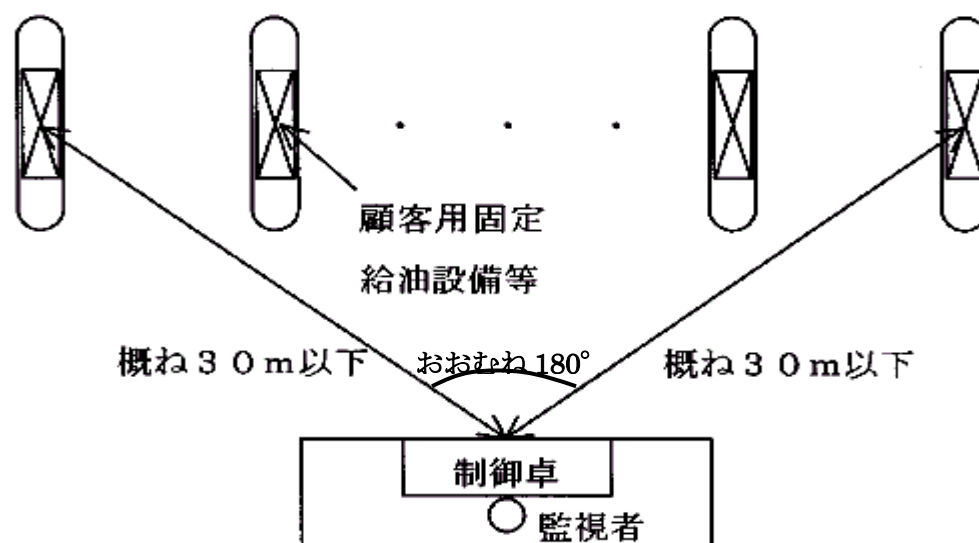
a 制御卓は、給油空地に面した窓際に設置し、壁、掲示物等による視認障害が生じないようにすること。

b 制御卓を設置する室は、危規則第25条の4第1項第1号の2に規定する用途として取り扱うものであり、給油空地内等に制御卓を設置したコントロールブース室を設けないこと。

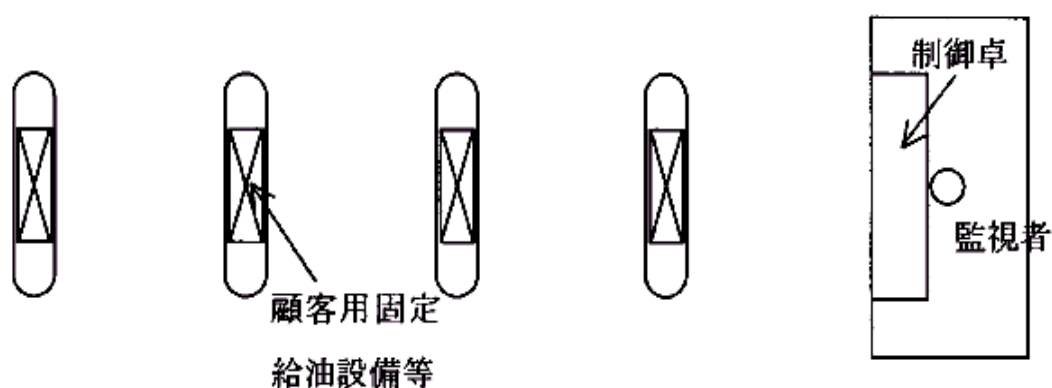
c 一の制御卓で1人の監視者が全ての顧客用固定給油設備等を監視できる視野の範囲は、概ね180°以内を目安とすること。

d 一の制御卓から最遠の顧客用固定給油設備等までの視認距離は、概ね30m以内とすること。ただし、専用のモニターカメラ及びディスプレイ等を設置することによって監視に支障がない場合は、最遠の顧客用固定給油設備等までの距離を40m

以内とすることができる。



第12-68図 一列に配置する場合の好ましい例



第12-69図 一列に配置する場合の好ましくない例

(イ) 監視設備

監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。また、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

上記によるほか、次により指導する。

- a モニターカメラは、顧客用固定給油設備等の使用状況を有効に確認できる位置（例えば、キャノピー下部、支柱、建物外壁等）に設けること。
- b 監視設備の性能は、自動車等の給油口や運搬容器の注入口に給油ノズルが差し込まれた状態、又は顧客の作業等が確認できるものであること。

(ロ) 制御卓の制御装置等

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状況等の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種の給油ノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(エ) 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

なお、制御卓以外の場所に設ける制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導する。

(オ) 会話装置・放送機器

a 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあつては、近くの壁面等に設置すること。

b 放送機器

(a) 機器の設置については次によること。

① スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所とすること。

② スピーカーは、顧客がいるすべての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

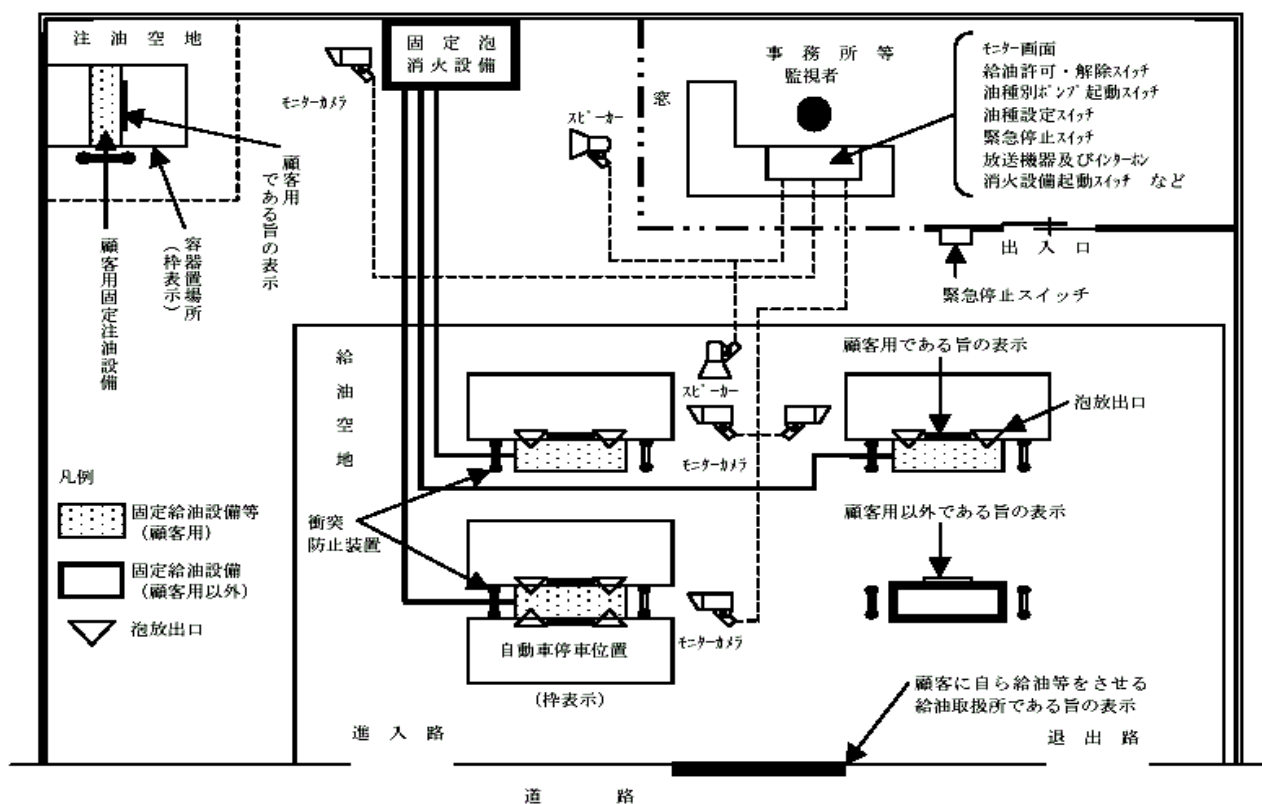
(b) 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること（平10.10.13 消防危第90号質疑）。

(カ) 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

(キ) 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置することができる。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。



第12-70図 セルフ給油取扱所の設置例

(3) その他

吸殻入れ等については、給油空地及び注油空地等火災予防上危険な場所には設置しないように指導すること。

12 給油取扱所に設置される充電設備等に係る運用上の指針 (平6.3.29 消防危第29号通知)

(1) 定義・位置づけ

ア 充電設備とは、充電機器 (充電ケーブルにより電気自動車に直接充電するための機器)、蓄電池及び充電器 (電力蓄電用の蓄電池に充電するためのもの) からなるものであること (第12-72図電気自動車の充電システムの概要参照)。

なお、充電設備としては、(財)日本電動車両協会による規格 (日本電動車両協会規格JEVS、G101~G105) により統一された下記の機器である。

(ア) 充電器 (蓄電池設備に充電するための直流変換装置、充電制御回路等をいう。)

……電気自動車用エコ・ステーション急速充電システムの充電器 (JEVS-G-101)

(イ) 蓄電池 (電力蓄電用の鉛電池をいう。)

……電気自動車用エコ・ステーション急速充電システムの蓄電池 (JEVS-G-102)

(ウ) 充電機器（充電制御装置及び充電用コネクタからなる設備をいう。）

……電気自動車用エコ・ステーション急速充電システムの充電スタンド
(JEVS-G-103)

……電気自動車用エコ・ステーション急速充電システムの通信プロトコル
(JEVS-G-104)

……電気自動車用エコ・ステーション急速充電システムのコネクタ
(JEVS-G-105)

イ 充電設備は、危省令第25条の5第1項及び第2項第2号の自動車等の点検・整備を行う設備に該当するものであること。

ウ 充電設備が設けられた建築物の用途は、危省令第25条の4第1項第3号の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途に該当するものであること。

(2) 位置、構造及び設備に係る技術上の基準

ア 充電設備に係る事項

(ア) 充電機器は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）第2.3の例によるものとする。

(イ) 蓄電池及び充電器は、キュービクル式とし、「蓄電池設備の基準」の例による。
なお、キュービクル式変電設備の内部には地上60cm以上の位置に回路開閉器、接続端子等が設けられているが防爆仕様でないことから、注入口から3m以内及び通気管の先端から1.5m以内の部分避けるよう指導する。

(ウ) 見やすい箇所に充電設備である旨の表示をすること。
なお、充電設備の機器等が分離して設置される場合にあっては、それぞれの機器等に表示すること。

イ 充電する場所に関する事項

(ア) 建築物の床又は壁で区画された部分に充電設備を設ける場合

a 充電機器の周囲に、電気自動車に直接充電するための専用の場所を保有すること。

b 前aの専用の場所は、電気自動車をはみ出ない大きさを有するものとし、かつ、その範囲を明示すること。

c 建築物の床又は壁で区画された部分には、可燃性ガスを屋外に排出する設備を設けること。ただし、換気設備が室内の上部に設けられている場合は、新たに設置することを要しない。

(イ) 屋外の部分又は建築物の床若しくは壁で区画されていない部分に充電設備を設ける場合

a 危省令第25条の5第2項第2号イに適合すること。

b 充電機器の周囲には、電気自動車に直接充電するために必要な空地を確保すること。ただし、当該空地は、給油空地及び注油空地以外の場所に保有すること。

- c 前 b の空地は、電気自動車のはみ出さない大きさを有するものとし、かつ、その範囲を明示すること。

(3) 取扱いに係る技術上の基準

ア 充電設備の取扱いは、給油取扱所の係員の管理下で行うこと。

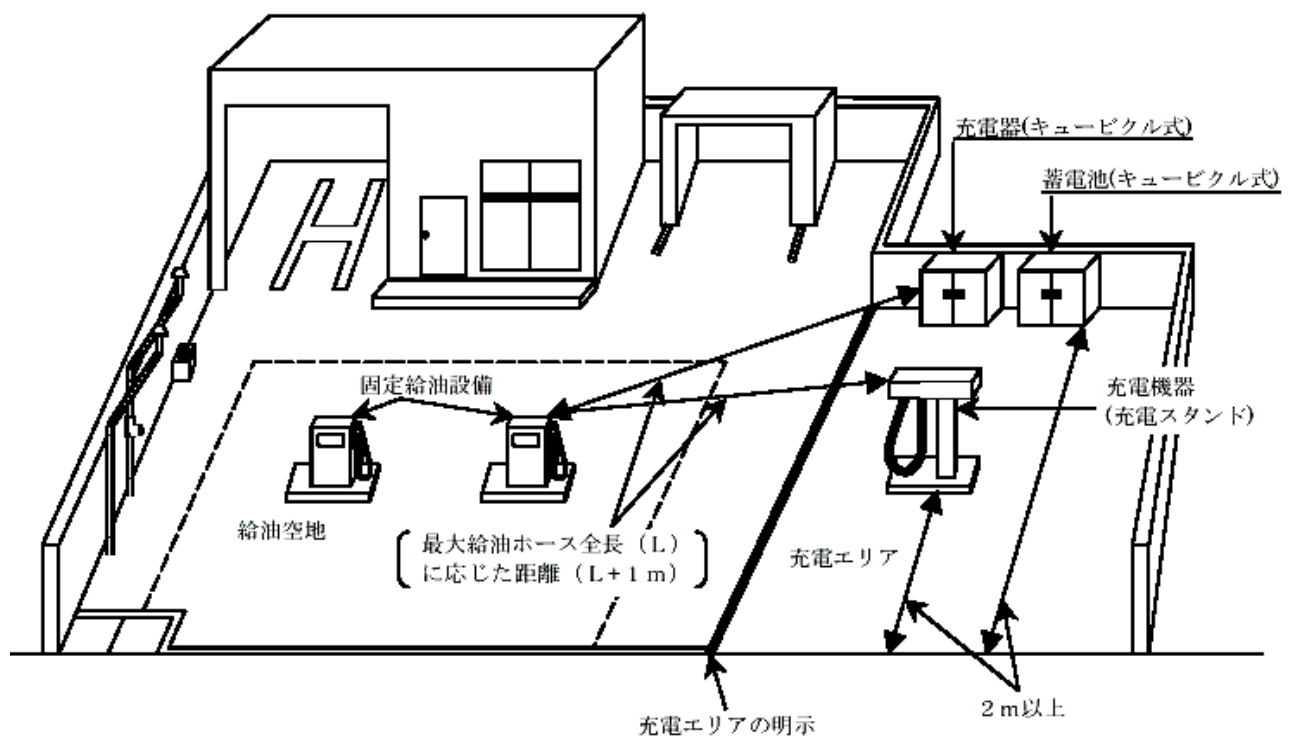
なお、「係員の管理下」とは、給油取扱所に勤務する者（危険物取扱者でなくとも良い。）が電気自動車へ充電操作を行なうことをいい、ドライバー自らが充電を行なうことではない。

イ 電気自動車の一部又は全部が(2)イ(ア) a の専用の場所又は(イ) b の空地からはみ出たままで充電しないこと。

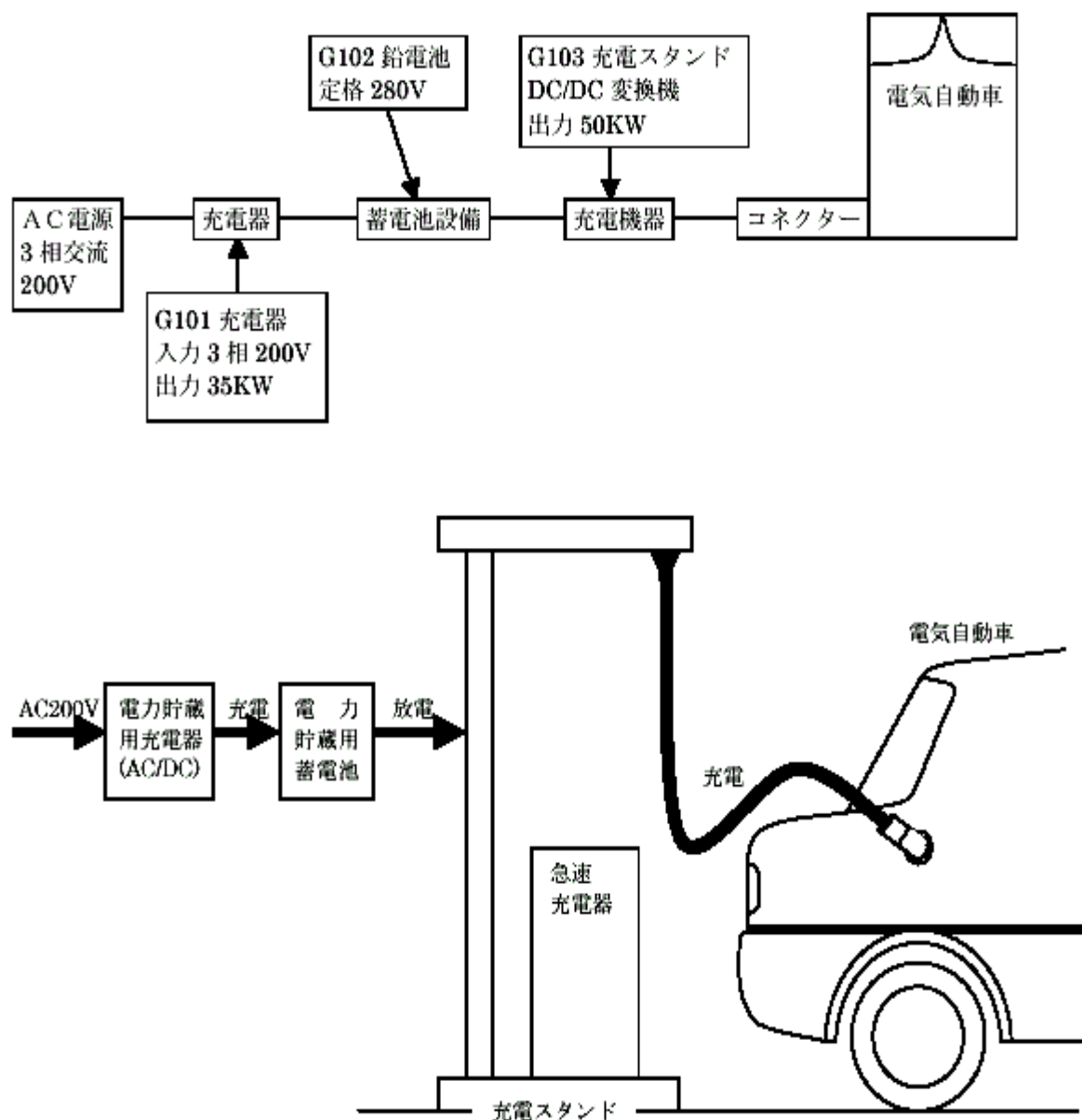
ウ 密閉した屋内において蓄電池の充電を行う場合は、換気設備を運転する必要がある。

(4) 充電設備の変更工事に係る取扱いに関する事項

充電設備の変更工事に係る取扱いについては、第22. 別表 1 「製造所等において行われる変更工事に係る取扱い」の第 3 「給油取扱所」〈その他設備機器等〉の洗車機等と同じである。



第12-71図 給油取扱所における電気自動車の充電設備の設置例



第12-72図 電気自動車用急速充電システムの概要
〔日本電動車両協会規格（JAVS）準拠〕

13 工事現場等の屋外自家用給油取扱所（昭48.11.6 消防予第146号質疑）

(1) 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合

ダム工事現場、大規模な土地造成場、土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障なく、かつ、次の各号に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第6号を除く。）の規定は適用しない。

ア 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油であること。

イ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画すること。

ウ 給油取扱所には、第4類の危険物の火災に適応する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

エ 危政令第17条第1項第1号に規定する空地については、前9(1)の例によること。

オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

カ 給油設備を備えた車両は、次によること。

(ア) 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

(イ) 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

(ウ) 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあっては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りること。

(エ) 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

(オ) 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

(カ) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

(キ) 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

(2) 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合も前(1)と同様に取り扱うことができる。

なお、屋外タンクは、次によること。

ア タンクの容量は、20,000ℓ以下であること。

イ タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例によること。

14 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所（平17.3.24 消防危第62号通知）

圧縮水素充てん設備を設置する給油取扱所については、次によること

(1) 特定圧縮水素スタンド、防火設備及び温度の上昇を防止する装置

ア 特定圧縮水素スタンドとは、一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第2条第1項第25号に定める特定圧縮水素スタンドをいい、常用の圧力が40メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備、水素を製造するための改質装置、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスペンサー等で構成される。

なお、改質装置とは、ナフサ、灯油、メタノール等の危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいい、外部から直接水素を受け入れる設備を有する特定圧縮水素スタンドには、設けられていないこともある。

イ 防火設備とは、一般則第6条第1項第39号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であり、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

なお、一般則第7条の3第1項を適用する特定圧縮水素スタンドには一般則第6条第1項第39号に定める防消火設備が、一般則第7条の3第2項を適用する特定圧縮水素スタンドには同項第31号に定める消火設備が、それぞれ設けられる。

ウ 温度の上昇を防止する装置とは、一般則第7条の3第2項を適用する特定圧縮水素スタンドの蓄圧器及び移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(2) 特定圧縮水素スタンドの位置、構造及び設備の基準

特定圧縮水素スタンドについては、危省令第27条の5及び一般則第7条の3の規定によるほか、次によること。

ア 建築物

(ア) 特定圧縮水素スタンドの業務を行うための事務所は、危省令第27条の3第3項第1号の2の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。

(イ) 地上に設置された特定圧縮水素スタンドの受入設備、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサーの外表面及び溶接以外の配管接合部から直線距離で6メートル未満となる建築物の開口部ははめごろし戸とし、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では6メートル未満となるが、障壁（キに掲げる構造のもの）によって迂回距離で6メートル以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内のすべての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。

なお、液化石油ガスを原料として水素を製造する場合には、当該液化石油ガスの受入設備、貯蔵設備、溶接以外の配管接合部から建築物までの直線距離について、

6メートルを8メートルに読み替えるものとする。また、電気設備の耐圧防爆措置については、漏れたガスに対応する耐圧防爆構造とすること。

イ 改質装置等

(ア) 原料タンク

危省令第27 条の5 第3 項に定める危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンクは、改質装置以外の装置に接続しないこと。また、当該原料タンクについては、給油取扱所における危険物の最大取扱数量の算定に含めるものであること。

なお、メタノールを原料とする改質装置に接続する原料タンクについては、危省令第28 条の2 第2 号及び10、(2)、ウからキまでに適合するものとするよう指導する。

(イ) 改質装置

a 危省令第27 条の5 第5 項第2 号イに定める自動車等が衝突するおそれのない屋外とは、改質装置をキの障壁で囲まれた部分に設置する場合などが該当するものであること。

b 危省令第27 条の5 第5 項第2 号ニに定める改質装置における危険物の取扱量については、次により算定すること。

(a) 原料として取り扱う危険物については、1 日における最大運転時間により取扱量を算定する。

(b) 改質装置の熱源の燃料として使用される危険物については、1 日における最大運転時間により消費量を算定する。

また、改質装置の熱媒油として危険物を使用する場合については、当該装置内の瞬間最大停滞量により算定する。

c その他

改質装置の熱源のための燃料タンクは、危省令第25 条第2 号に規定するボイラー等に直接接続するタンクとして扱うものとする。ただし、指定数量未満の燃料タンクについては、給油取扱所内の耐火構造のタンク室等に設置することができるものとする。

ウ 圧縮機

(ア) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ロ(1)に定めるガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうものであること。

(イ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ロ(2)に定める圧縮機の吐出側直近部分の配管に設ける逆止弁については、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けることでも差し支えな

いこと。

- (ウ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ロ(3)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があるが、圧縮機をキの障壁で囲まれた部分に設置する場合は、当該措置が講じられているものであること。

エ ディスペンサー

- (ア) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ハ(1)に定める給油空地等において圧縮水素の充てんを行うことができない場所とは、ディスペンサーの充てんホースの先端が給油空地等に掛からないものであること。

なお、圧縮水素の充てんを受ける自動車等の停車位置はペイント等で明示されていること。

- (イ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ハ(2)に定める自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁が設けられているものであること。

また、同号ハ(2)に定める著しい引張力が加わった場合に充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力(2,000 ニュートン) が加わった場合に離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カプラーが設けられているものであること。

- (ウ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ハ(3)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があること。

- (エ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ハ(4)に定める自動車等の衝突を検知し、運転を自動的に停止する構造とは、センサー等を設ける方法があること。

オ ガス配管

- (ア) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ニに定めるガス配管には、圧縮水素の配管のほか、水素を製造する原料として天然ガス、液化石油ガス等を改質装置に供給する配管が含まれるものであること。

- (イ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ニ(2)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、次のような方法があること。

- a キャノピーの上部等に設置する方法
- b ガス配管の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法
- c 地下に埋設する方法
- d トレンチ内に設置する方法

- (ウ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ニ(3)に定めるガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、ガス配管（圧縮水素の配管に限る。）が地上部（キャノピーの上部を除く。）に露出している場合に当該ガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。

- (エ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ニ(4)に定める漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合とは、ガス配管がトレンチ内に設置される場合をいうものであり、この場合のガス配管の接続部は溶接とすること。

なお、溶接としない場合において当該接続部の周囲に設けることとなるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスにおける爆発下限界の4 分の1 以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいい、漏れたガスに対して耐圧防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して耐圧防爆構造を有するものであること。

- (オ) 危省令第27条の5 第5 項第3 号ニ(5)に定める蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止できる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。

なお、遮断弁は蓄圧器からガスを送り出すための配管に設け、また、遮断操作部はつぎのa に設けるほか、b 及びc のうち1 箇所以上に設けること。

- a 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
- b 圧機、蓄圧器及びディスペンサーからそれぞれ水平距離で15 メートル以上離れた場所。ただし、障壁（キに掲げる構造のもの）による迂回距離が15 メートル以上の場合、水平距離で15 メートル以上離れた場所として扱う。
- c 事務所内

カ 圧縮水素又は液化石油ガス受入設備

- (ア) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ホ(1)に定める給油空地等においてガスの受入れを行うことができない場所とは、圧縮水素又は液化石油ガスの荷卸しを行う車両の停車場所が給油空地等以外の場所に設けられている場合であること。

なお、当該車両の停車位置はペイント等で明示されていること。

- (イ) 危省令第27 条の5 第5 項第3 号ホ(2)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があること。

キ 障壁

危省令第27 条の5 第6 項第1 号に定める障壁は、次のいずれかによるものとする。

なお、当該障壁に沿って専用タンク等の注入口及び通気管を設置しないよう指導すること。

- (ア) 鉄筋コンクリート製

直径9 ミリメートル以上の鉄筋を縦、横40 センチメートル以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12 センチメートル以上、高さ2 メートル以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの

- (イ) コンクリートブロック製

直径9ミリメートル以上の鉄筋を縦、横40センチメートル以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、各ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ15センチメートル以上、高さ2メートル以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの

(ウ) 鋼板製

厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板に30×30ミリメートル以上の等辺山形鋼を縦、横40センチメートル以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ6ミリメートル以上の鋼板を使用し、そのいずれにも1.8メートル以下の間隔で支柱を設けた高さ2メートル以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの

ク 排水溝

危省令第27条の5第6項第2号に定める防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、危政令第17条第1項第13号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置（以下「防火設備に対する排水措置」という。）並びに同項第3号に定める固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止するための措置（以下「危険物に対する排水措置」という。）については排水溝とし、次によること。

(ア) 危険物に対する排水措置は、油分離装置に接続されていること。

(イ) 防火設備に対する排水措置と危険物に対する排水措置を兼用する場合は、油分離装置に接続されていること。

ケ 固定給油設備等への自動車等衝突防止措置

危省令第27条の5第6項第4号に定める固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクへの自動車等の衝突を防止するための措置とは、当該設備の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があること。

コ 簡易タンクへの延焼防止措置

危省令第27条の5第6項第5号に定める特定圧縮水素スタンドのガス設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置とは、簡易タンクと特定圧縮水素スタンドのガス設備の間に防熱板を設ける方法があること。

サ 防火設備

(ア) 水噴霧装置、散水装置等の加圧送水装置の位置は、散水等の対象場所から水平距離で15メートル以上離れた場所とすること。

なお、障壁（キに掲げる構造のもの）による迂回距離が15メートル以上の場合には、水平距離で15メートル以上離れた場所として扱って差し支えないものとする。

(イ) 加圧送水装置の起動装置の位置は、次のaの外、b及びcのうち1箇所以上と

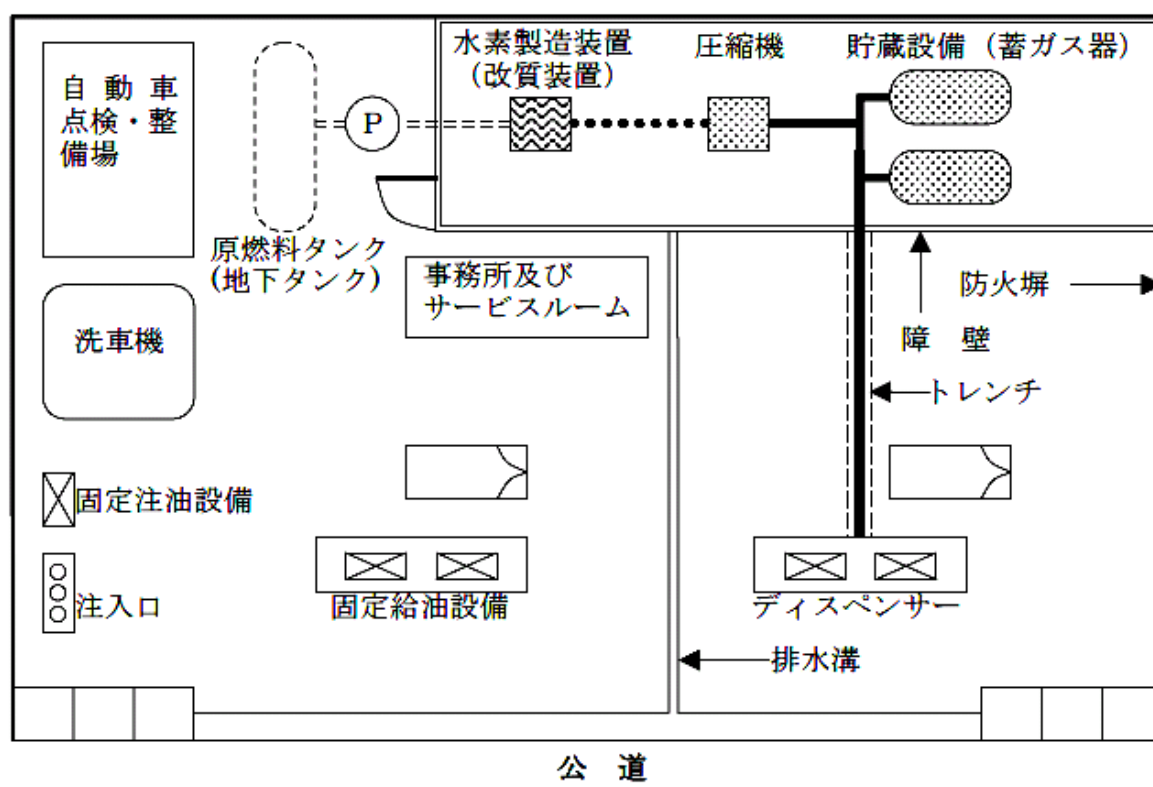
すること。

- a 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
- b 散水等の対象場所からそれぞれ水平距離で15メートル以上離れた場所
- c 事務所内

シ 電気設備

地上に設置された受入設備、圧縮機、蓄圧器、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から6メートルの範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置（爆発等級3、発火度G1（d3G1））がなされていること。

なお、液化石油ガスを原料として水素を製造する場合、当該液化石油ガスの受入設備、貯蔵設備及び溶接以外の配管接合部から8メートルの範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。



<注>  高圧ガス設備 ===== 危険物配管
 ガス設備 ————— 高圧ガス配管(1Mpa以上)
..... ガス配管(1Mpa未満)

第12-73図 屋外給油取扱所に水素スタンドを設置した例